## 環境保全行政の概要

## 平成 16 年版

## は じ め に



私たちの生活は，科学技術の進歩や経済の発展など により，便利で快適な暮らしができるようになってき ました。しかし，その一方で自動車交通公害や，生活排水による河川の污濁，ゴミ問題など身近な環境問題 から地球温暖化，オゾン層の破壊といった地球規模の問題まで，さらには化学物質による環境汚染と，今日 の環境問題はますます複雑，多様化しております。

これらの問題を解決するには，市の取り組みのほかに，市民一人ひとりが環境に対する認識をより一層深め，環境に対する負荷の低減を実践していく社会を構築していくことが肝要です。

本市におきましては，環境の保全及び創造に関する枠組みを定めた「川口市環境基本計画」を制定し，潤いと安らぎのある恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐため，様々なかた ちで環境行政を展開しているところでございます。

また，本年度も「PRTR法」の他 4 事務が県から移譲され，これによりきめ細やかな環境行政の推進に努めてまいります。

本書は，平成15年度における川口市の環境•公害の現況と対策を報告書としてまとめ たものであります。本市の『環境保全行政』に対するご理解を深めていただくと共に，環境の保全と循環型社会に向けた一人ひとりの取り組みの参考となれば幸いです。

平成17年1月

## 川口のおいたち

川口に人間が住み始めたのは，今から約 2 万年前といわれています。その頃は東京湾に深く入りくんでいて，川口の南部は海面下にありま した。

北東部の台地には，旧石器時代の天神山遺跡 や縄文時代の遺跡である小谷場•猿貝•新郷貝塚をはじめ多くの遺跡が残されており，海辺で生活を営んだ祖先の姿を知ることができます。

川口という名称は，東京湾に流れる旧入間川 （現在の荒川）の河口に臨んでいたことから起 きているといわれていますが，治承 4 年（1180）源頼朝の挙兵に加わるため弟義経が鎌倉に向か う途中，川口の渡しで兵をあらためたことが
「武蔵野国足立郡小川口に着き，兵を閲したと ころ八十五騎になっていた」と義経記に記され ており，これが川口の名を文献にみる最初のも のとされています。

川口の地も戦国時代には，太田氏や北条氏の支配を受けましたが，江戸時代に入るとほとん どが幕府直轄領となり，代官の支配下に入りま した。見沼溜井や見沼代用水，芝川などの灌涀治水によって農業が一層発展しました。また，日光御成街道は徳川家康の霊廟を日光に移した元和 3 年（1617）以降，脇街道として整備され，川口にも将軍の日光参詣に伴う休憩所（錫杖寺） や駅逓業務を行う問屋場（本陣）がおかれまし た。

元和 8 年（1622）には，将軍秀忠が日光参詣の際，川口村を川口宿と改めており，現在の本町 1 丁目付近は宿場町として賑わったようです。更には，享保年間（1716～1735）に見沼代用水の開さくによる舟運•陸上交通の整備に伴って商品の流通が盛んになり，今日の川口の発展の基 となる種々の産業が起こりました。鋳物産業は，

戦国末期に5名の川口鋳物師がいたと伝えられ ていますが，江戸中期以降は技術の確かさと江戸市民の需要増大によりますます盛んとなり， その数もさらに増えて発展の一途をたどりまし た。また，承応年間（1652～1655）に安行の吉田権之丞によって始められたという植木や苗木の栽培は，明暦 3 年（1657）の江戸大火によって焼野原となった江戸へ，植木や草花を供給して以来発展しました。更に幕末期には，織物•釣竿 が江戸を中心に商品として進出するようになり ました。やがて明治に入り，川口宿は川口町と呼ばれるようになりましたが，それは今の本町 1丁目と金山町を中心に300戸ほどの家が集 まっただけの小さな町で，現在の賑やかな川口駅前や栄町•幸町付近は見渡す限りの田畑や湿地帯であったといわれています。明治末期には鋳物工場が 150 軒ほどになり，荒川や芝川を利用しての製品運搬が行われましたが，その後川口駅•新荒川大橋ができると川口は鋳物産業 を中心に飛躍的発展をとげ，「鋳物の街川口」 の名は全国に知られるようになり，昭和8年4月 1 日には，川口町•横曽根村•南平柳村•青木村の1町3村が合併し「川口市」が誕生しま した。

以来，川口市は，昭和 15 年に芝•神根•新郷の3 カ村を合併し，更に昭和 31 年に安行村，昭和 37 年に美園村の一部であった戸塚も合併 し，市域は55．7 5 平方キロになり，現在に至っています。

人口は 49 万人（外国人登録含）を超え，古 い伝統を持つ鋳物•植木•釣竿をはじめとする幅広い産業に支えられ，「緑 うるおい 人生き活き 新産業文化都市」を目指して着々と その歩みを進めています。

# 川口市 民 憲 章 

## 制定 昭和 42 年 4 月 1 日

＂鋳物のまち＂としての長い伝統の上に各種産業を加えて，躍進を誇るわが川口市は，新しい時代のいぶきのもと近代都市として大きな発展を期しています。これが市民ひと りひとりの理想であります。
わたくしたちはここに誇りを感じ，明るく健康で豊かな市民生活を築くために，全市民の願いをこめて，この憲章を定めました。

わたくしたちは，
1 すすんで環境を浄化し，
きれいな家庭•美しいまちをつくりましょう。
1 いつも健康で元気よく働き，
しあわせな家庭•豊かな都市をつくりましょう。
1 互いにきまりを守り，助け合って， なごやかな家庭•明るい社会をつくりましょう。

1 文化を育て，教養を高めて，楽しい家庭•住みよい郷土をつくりましょう。

1 力いっぱい両手をひろげ，伸びゅく家庭•理想の大川口市をつくりましょう。


川口の紋章である市章は，旧川口町章ですが，これが正式に市章として制定されたのは昭和 8 年 9 月 18 日です。

しかし，市制施行を報じる同年 4 月 1 日付の『東京朝日新聞』にすでに市の紋章として旧川口町章が掲載されてい ますから，この紋章を市章にすることは市制施行前から了解されていたようで，9月市議会で正式に決められました。

市 の 花


「鉄砲ユリ」は，ゆり科の多年草でその花は明るく清純，川口市内に 広く栽培されています。

昭和 4 1年1月27日，川口市の花に「鉄砲ユリ」が決 まりました。この市の花の決定は，土地にゆかりの深い花一五色桜，桜草，椿，百合，チューリップ，水仙など多数 の候補をあげ，研究•協議の上，他の県•市の花に関係な く，明るく清純で，しかも川口市で広く栽培し愛されてい る花として決まったものです。また，鉄砲ユリのデザイン も 6 種類つくり，1カ月間公開して広く市民の選択投票に はかり決定しています。

当時は，埼玉国体を 2 年後に控え，県でも県の花に「桜草」，県の鳥に「しらこばと」を選定（正式指定は，県の花が昭和 4 6年11月，県の鳥が昭和 40 年 1 1月）され，

また，「国体県民運動の花でかざる運動部会」が「国体 の花」（菊，ベコニア，コスモス，バラ，コマギク等），「準国体の花」（カンナ，ダリア，ゼラニウム等）計24種類の花を選定するなどの社会的背景から，川口市でも「市の花」決定の機運が盛りあがったのでした。

## 市 の 木

市の木に「サザンカ」が制定されたのは，昭和 4 9年7月1日です。市では市の木の制定について，川口市緑化推進委員会にはかり，同委員会が市民に親しみやすく，移植 が容易で一般家庭や公園などに広く活用でき，市のシンボ ルとしてふさわしい樹木17種を指定，「市政だより」で市民の投票を呼び掛け，その投票結果を参考に決定したも のです。また同委員会では，市の木の選定と並んで緑化推薦樹（ツツジ，キョウチクトウ，ツゲ等 12 種）も選定し市内の緑化強化をはかりました。

「サザンカ」は，古くから日本国民に親しまれてきたツバキ科の常緑亜喬木で冬に花をつける唯一 の花木です。

## 福祉都市宣言

昭和 43 年12月宣言

地方自治の本旨は，住民の福祉向上にあることは言をまたない。本市は鋳物工業を中心として発展してきたが，近年東京都に隣接する という地理的条件と相まって，産業，経済及び文化等にいちじるしい発展を見せております。
しかし反面，産業公害，交通事故，火災，犯罪，水害など，向上の影に発生している各種災害は年々増加の傾向にあり，市民の日常生活をおびやかしている現状を決してゆるがせには出来ない。

又，高度の経済成長は市民生活水準の向上をもたらしたが，一方において社会の進展にいまだおく れた恩恵によくさない市民の存在も見のがしには出来ない事実である。

これら数多くの悲惨な災害や事故を絶滅し，同時に社会保障制度の充実をはかるため，全市民の協力のもとに総力を結集して強力に施策を推進していかねばならない。

市民のすべてが憲法で保障された健康で，文化的な生活を営めますよう全市民が一体となり，明る く住みよい都市の建設を決意し，ここに川口市を「福祉都市」とすることを宣言する。

## 川口市交通安全都市宣言 <br> 昭和58年12月宣言

交通事故のない明るい街づくりは，全市民の限りない願いであるが，近年交通事故の激増は大きな社会問題となっている。
本市の交通事情は，自動車保有数の増加，通過車両の増大に伴い交通事故多発の傾向にあり，特に幼児，学童，老人が多いことは誠に憂慮す べき事態である。このような事情から，市制施行50周年の記念すべき年にあたり，これを契機に交通安全施策の拡充促進や，更に交通安全思想の徹底を図り，市民の総力を挙げて安全で住みよい川口市を築くため，ここに川口市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

我が国は，世界唯一の被爆国として，恒久の平和を念願する崇高な理

## 川口市平和都市宣言

昭和 60 年 12 月 宣言念に基づき，戦後 4 0 年，平和の維持と繁栄に努力してきた。
我々は，現在の平和と繁栄のなかで，改めてこの尊さをかみしめ，今 なお，世界の一部で繰り返されている悲惨な争いがなくなり，人類共通 の願望である核兵器廃絶が成り，文字どおり，世界の恒久平和が確立されることを強く願うものであ る。

そして，今こそ，これを全世界に訴えていきたいと思う。
川口市民は，未来に向かい，平和で豊かな社会を築き，次代に引き継ぐため，平和への願いを結集し，市民一人ひとりが努力することを誓い，ここに平和都市を宣言する。

## 人権尊重都市宣言

平成6年12月 宣言

近時，我が国は，社会現象の変化に伴い，国民の中に，人命の軽視，物質中心の社会風潮があらわれ，未だに人権を尊重する思想の定着がみ られないところである。
日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重は，人類普遍の原理に基づくものであり，世界人権宣言でも「すべての人間は，生まれながらにして自由であり，かつ，尊厳と権利とについて平等であ る」と明言されている。

このような基本的理念に基づき，川口市民は，すべての面で，自由で平等な明るい社会の実現に向 けて，努力しなければならない。

よって，平和で，人間性豊かな地域社会を築くため，ここに川口市を「人権尊重都市」とすること を宣言する。

## 第1章 総 説

## 第1節 川口市の概要

1 位置 ..... 1
2 人口•世帯数の推移 ..... 1
3 土地利用 ..... 2
4 交通 ..... 2
5 産業 ..... 3
第2節 環境行政の概要
1 環境行政の沿革 ..... 4
2 行政機構 ..... 5
3 事務分掌 ..... 6
4 環境保全関係予算 ..... 6
5 川口市環境審議会 ..... 7
6 分析センター ..... 8
第2章 環境の現況と対策
第1節 大気污染
1 概況 ..... 11
2 一般環境測定局調査結果 ..... 13
3 沿道環境（自動車排出ガス）測定局調査結果 ..... 18
4 有害大気汚染物質調査結果 ..... 22
5 降下ばいじん調査結果 ..... 23
6 酸性雨調査結果 ..... 24
7 気象調査結果 ..... 24
8 ばい煙等の規制 ..... 25
9 光化学スモッグ ..... 30
第2節 水質汚濁
1 概況 ..... 32
2 公共用水域測定結果 ..... 34
3 小水路測定結果 ..... 40
4 地下水質調査結果 ..... 41
5 排出水の規制 ..... 43
6 浄化槽の届出事務 ..... 47
第3節 土壌汚染
1 概況 ..... 48
2 規制内容 ..... 48
3 施行状況 ..... 49
第4節 騒音•振動
1 概況 ..... 50
2 自動車騒音•道路交通振動 ..... 50
3 騒音の規制 ..... 56
4 振動の規制 ..... 59
第5節 悪臭
1 概況 ..... 61
2 悪臭の規制 ..... 61
第 6 節 地盤沈下
1 概況 ..... 62
2 地盤沈下の現況 ..... 62
第7節 ダイオキシン類
1 概況 ..... 63
2 測定結果 ..... 64
3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況 ..... 66
4 設置者による測定の結果 ..... 67
第8節 公害苦情
1 概況 ..... 69
第3章 環境施策の推進
第1節 川口市環境基本計画 1 計画の基本的事項 ..... 72
第2節 環境保全•公害防止思想の普及•啓発
1 快適な環境づくり運動月間 ..... 74
2 環境啓発保全事業 ..... 76
3 雨水利用 ..... 77
4 こどもエコクラブ ..... 77
第4章 環境保全対策
第1節 あき地の環境保全
1 雑草除去の指導 ..... 78
2 土砂のたい積置場の指導 ..... 78
第2節 水環境保全事業
1 合併処理浄化槽設置整備事業 ..... 79
2 河川浄化活動 ..... 80
第3節 助成等の制度
1 公害防止資金融資及び利子助成 ..... 81
第4節 公害防止組織の整備
1 公害防止組織の届出 ..... 82
資 料 編
I 環境基準及び規制基準等
1 大気関係 ..... 83
2 水質関係 ..... 86
3 土壌汚染関係 ..... 92
4 騒音関係 ..... 95
5 振動関係 ..... 100
6 悪臭関係 ..... 103
7 地盤沈下関係 ..... 108
8 ダイオキシン類関係 ..... 109
II 関係条例等
1 川口市環境基本条例 ..... 111
2 川口市環境審議会条例 ..... 115
3 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例 ..... 117
4 同条例施行規則 ..... 120
5 川口市あき地の環境保全に関する条例 ..... 123
6 同条例施行規則 ..... 124

## 第1章

説

## 第1節 川口市の概要

## 1 位 置

川口市は埼玉県の南端に位置し，荒川を隔 てて東京に接しており，また県内では戸田•蕨•岩槻•越谷•草加•鳩ヶ谷・さいたまの各市と接している。面積は $55.75 \mathrm{~km}^{2}$ であり，市の大部分が都心から $10 \sim 20 \mathrm{~km}$ 圏内に含ま れる。

## 表1－1－1 市役所の所在地

| 地名 | 川口市青木 $2-1-1$ |
| ---: | ---: |
| 東経 | 139 度 4 3 分 3 8 秒 |
| 北緯 | 35 度 4 8 分 17 秒 |

## 2 人口•世帯数の推移

本市の人口は，平成16年1月1日現在， 486，411人（住民基本台帳及び外国人登録）で県内有数の人口規模の大きな都市である。

近年も人口増加は続いており，自然動態，社会動態でみた変動比率は，ほぼ同じとなってい る。

図 1－1－1 川口市位置図


表1－1－2 人口•世帯数•面積の推移

| 年次 | 面積 $\left(\mathrm{km}^{2}\right)$ | 人 | 世帯数 |
| :---: | :---: | ---: | ---: |
| S 8 年 | 19.40 | 45,573 | 9,103 |
| S 20 年 | 48.64 | 97,709 | 21,168 |
| S 30 年 | 42.44 | 130,545 | 26,185 |
| S 40 年 | 55.75 | 231,193 | 61,188 |
| S 50 年 | 55.75 | 335,864 | 107,639 |
| S 60 年 | 55.75 | 401,931 | 134,059 |
| H 7 年 | 55.75 | 455,770 | 174,251 |


| H12 年 | 55.75 | 466,242 | 188,207 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| H13 年 | 55.75 | 470,590 | 192,066 |
| H14 年 | 55.75 | 476,220 | 196,943 |
| H15 年 | 55.75 | 480,796 | 201,176 |
| H16 年 | 55.75 | 486,411 | 205,790 |

## 3 土地利用

市制施行時（昭和 8 年 4 月）の市域は $19.40 \mathrm{~km}{ }^{2}$ であったが，その後の合併•分離により，現在 は $55.75 \mathrm{~km}^{2}$ となっている。

このうち $48.45 \mathrm{~km}^{2}$ は市街化区域， $7.30 \mathrm{~km}^{2}$ は市街化調整区域となっている。

表1－1－3 用途地域別面積 単位： $\mathrm{km}^{2}$

| 都市計画区 域 | 55.75 |
| :---: | :---: |
| 市街化区 域 | 48． 45 |
| 第 1 種低層住居専用地域 | 7． 74 |
| 第2種低層住居専用地域 | 0． 04 |
| 第 1 種中高層住居専用地域 | 2． 73 |
| 第2種中高層住居専用地域 | 3． 42 |
| 第1種住居地域 | 8． 54 |
| 第2種住居地域 | 9． 86 |
| 準住居地域 | 0． 36 |
| 近隣商業地域 | 1． 15 |
| 商業地域 | 1． 22 |
| 準工業地域 | 9． 76 |
| 工業地域 | 3． 33 |
| 工業専用地域 | 0.30 |
| 市街化調整区 域 | 7． 30 |

表1－1－4 地目別面積 単位： $\mathrm{km}^{2}$

| 宅 地 総 数 <br> 住宅用地 |  |
| :---: | :---: |
| 非住宅用地 | 16.09 |
| 非課税宅地 | 1.53 |
| 田 | 0.69 |
| 畑 | 6.22 |
| 山 林 | 0.74 |
| 雑 種 地 | 7.41 |
| そ の 他 | 14.16 |

平成15年版 川口市統計書 より

## 4 交 通

鉄道は J R 京浜東北線，J R 武蔵野線が通つており川口駅から東京駅まで約 30 分，上野，大宮駅へは約 20 分で到達する。また，平成 13 年に地下鉄埼玉高速鉄道が開業し，東川口駅で J R 武蔵野線と結ばれ，市内の 4 駅から東京地下鉄南北線と相互乗り入れをしている。

道路は，市内を南北に国道 122 号線，東北自動車道，首都高速川口線が通っている。平成 4 年に は市内を東西に貫く，国道 298 号線および東京外かく環状道路が開通し，都市交通の円滑化が図ら れ，また，これらの道路を結ぶ川口ジャンクションは交通の要となっている。そのほか，県道川口一上尾線，さいたまー草加線などの主要道路が通っている。

## 5 産 業

本市は，古くから＂鋳物のまち＂として全国に知られているとおり，鋳物業を核として首都に隣接するという地の利を生かし機械工業，木型工業を含む多種多様な中小企業が集積しています，し かし，一方では，都市化とともに周辺環境への配慮，労働者の確保，後継者不足などへの対応が困難となり廃業，移転する工場もあり特に鋳物業はこの傾向が顕著なっている。

農業は「植木の里•安行」が広く知られた「花と植木」を代表とする特産農業へ移行し，都市化 とともに農地が減少するのに対応して，市内でのポット栽培のほか，市外で生産を行う場合が増え ている。また，環境対策や都市化による緑化ニーズの高まりもあって，園芸品種を扱う新しい緑化産業も増え植木産業の一大拠点として着実に進展している。

映像産業は平成15年2月1日に街びらきをしたS K I P シティ（さいたま新産業拠点）を中心と して次世代産業の導入•集積を目的とした彩の国ビジュアルプラザ，NHKアーカイブス，早稲田大学等と連携し既存産業の振興，映像産業の導入•集積を推進している。


## 第2節 環境行政の概要

## 1 環境行政の沿革

昭和 37．6．6 『埼玉県公害防止条例』制定
42．8． 3 『公害対策基本法』制定
43．6． 10 『大気汚染防止法』制定
43．6． 10 『騒音規制法』制定
43．12．26 「川口市あき地の環境保全に関する条例」制定
45．4． 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」制定
45．7． 18 市内に初の光化学スモッグ発生
45． 7.25 光化学スモッグによる初の被害者発生
45． 7.31 『埼玉県光化学スモッグ暫定対策要綱』制定
45．10． 15 公害部設置（交通災害対策課•公害調査課•公害対策課の 3 課）
45．12． 25 『水質污濁防止法』制定
45．12．25 『農用地の土壌の汚染防止等に関する法律』制定
46．4．1 「川口市公害対策審議会設置条例」制定
46．4． 1 大気汚染常時監視観測室を市内 3 力所に設置（市民会館•消防本部•南平柳分署）
46．6．1 『悪臭防止法』制定
46．7．1 公害検査室設置，水質分析を開始
46．10． 1 大気汚染防止法第31条に基づく政令市となる（事業場に対する規制等事務委任）
47． 3.31 独立した観測室を市内 5 力所（中央•横曽根•南平柳•新郷•芝）に設置
47．6． 10 『埼玉県大気汚染緊急時対策要綱』制定
47．10． 1 組織改正により公害部 2 課（公害調査課•公害対策課）となる
48．4． 1 沿道環境観測室として本町観測室（中央公民館内）を設置
49．5．1 水質污濁防止法政令市指定（事務委任）
50．4． 7 公害分析センター設置（各担当課で行っていた分析作業を一本化する）
51．6．10 『振動規制法』制定
51．10．30 災害連絡室が公害部へ組織替え， 2 課 1 室となる
54．1．20 南平柳観測室を南平柳公民館から元郷中学校に移設
56．6．1 『埼玉県環境影響評価に関する指導要綱』施行
57．4． 1 公害部と衛生部が統合，環境部となる
61．4．1公害調査課と公害対策課が統合し，公害課となる（3係，1公害分析センター）
62．9．1 芝観測室を芝支所から樋ノ爪児童公園に移設
62．9． 1 沿道環境観測室として安行観測室を慈林小学校内に設置
平成 2．3．1 南平観測室，元郷中学校から東スポーツセンターに移設
3． 9.14 地球環境問題啓発を公害課で所管する
3．12．25 沿道環境観測室として，神根観測室を乙女山住宅地内に，芝第 2 観測室を芝西小学校内に設置
5．11．19 『環境基本法』公布•施行
6．8．1 「川口市公害対策審議会」を「川口市環境審議会」に改名
7．4． 1 組織改正により環境保全課となる（ 4 係， 1 分析センター）
7．4． 1 『埼玉県環境基本条例』施行
9．12． 1 『大気汚染防止法施行令』が一部改正され，有害大気汚染物質対策にダイオキシン類 を指定，施行される
10． 9.28 「川口市環境基本条例」公布
11．1． 29 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素，フッ素並びにホウ素の3項目が『公共用水域及び地下水の人の健康の保護に関する水質環境基準』が施行される
11． 2.22 『土壌•地下水汚染に係る調查•対策指針』を定める

11．4．1 『埼玉県公害防止条例』が一部改正され，小型焼却炉の規制が強化される
11．4． 1 騒音に係る環境基準が改正される
11．4．1 「川口市環境基本条例」が施行される
12．1．15 『ダイオキシン類対策特別措置法』が施行される
13．3． 1 「川口市環境基本計画」が策定される
13．4． 1 特例市へ移行する（騒音•振動•悪臭の一部権限移譲）
『 P R T R 法』が施行される
14．4． 1 『埼玉県生活環境保全条例』が施行される
14．4． 1 組織改正により，環境保全課が 3 係•1分析センターとなる
14．4．1 「彩の国中核都市」指定を受ける
15．2． 15 『土壌汚染対策法』が施行される
16．3． 29 環境保全課，本庁舎から朝日環境センターへ移転となる

## 2 行政機構

（平成 16 年 4 月 1 日）


所長 1 副主幹 1 主査 1 主任 5 技師 2技師補 1

## 3 事務分掌

－環境保全課
（1）大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，騒音，振動，地盤沈下，悪臭並びにダイオキシン類の対策等に関すること。
（2）公害関係法令に基づく届出等に関すること。
（3）浄化槽の届出等に関すること。
（4）あき地の環境保全に関すること。
（5）公害防止資金の融資のあっせんに関すること。
－分析センター
（1）大気汚染物質の常時監視及び調査測定に関すること。
（2）河川等の常時監視及び調査測定に関すること。
（3）水道水の水質検査に関すること。
（4）工場，事業場等の排水検査に関すること。
（5）有害大気汚染物質の測定分析に関すること。
（6）騒音及び振動の調査測定に関すること。
（7）悪臭，土壌，産業廃棄物等の測定分析に関すること。

## 4 環境保全関係予算

本市の平成16年度当初の環境保全全関係予算は392，748千円で，歳出科目は環境保全総務費と環境保全費から なり，環境保全総務費は人件費を含む総務関係支出で構成され，環境保全費 は各種事業•調査•分析等の支出で構成されている。

環境保全総務費における財源構成が $100 \%$ 一般財源であるのに対し，環境保全費に占める財源構成は，特定財源が 51， 588 千円（ $49.7 \%$ ），一般財源は， 52， 222 千円（ $50.3 \%$ ）となっている

図 $1-2-1$


## 5 川口市環境審議会

市域における環境の保全に関して，基本的事項を調査審議するため，環境基本法第44条の規定に基づき「川口市環境審議会」を設置し，15名の委員に委嘱している。

表1－2－1 川口市環境審議会委員
（平成16年8月1日現在）

| 選出区分 | 現 職 等 | 選出区分 | 現 職 等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 知識経験者 | 川口市議会議員（ 3 名） | 民間団体の代表 | C EW女性会議副議長 |
| 知識 経験 者 | 川口商工会議所事務局次長 | 業界関係者 | 川口機械工業協同組合理事 |
| 知識 経験者 | 東京海洋大学教授 | 業界関係者 | 川口鋳物工業協同組合理事 |
| 知識 経験 者 | （株東京久栄課長代理 | 業界関係者 | 埼玉県鍍金工業組合第7支部長 |
| 民間団体の代表 | 川口市民環境会議書記 | 関倸行政㭜開》職員 | 川口警察署生活安全課長 |
| 民間団体の代表 | 埼玉県自動車整備振興会川口副支部長 | 関倸行政機開の誡員 | 川口保健所庶務担当部長 |
| 民間団体の代表 | 川口環境保全協議会会長 |  |  |

表1－2－2 平成15年度開催状況

| 期 日 | 審 議 内 容 |
| :---: | :--- |
| 平成15年7月25日 | •本市の環境行政の現況について <br> •環境基本計画における施策推進の指標について <br> •土壌汚染対策法について |
| 平成15年11月18日 | •川口市環境基本計画に基づく実施業況の報告について <br> •PRTRR法，地下水の採取規制について |

## 表1－2－3 視察研修先一覧

| 年 度 | 視 察 先 | 視 察 内 容 等 |
| :---: | :---: | :--- | :--- |
| 5 | 苫小牧市 | 公害行政全般，王子製紙視察，ウトナイコ湖のバードサンクチュアリ |
| 6 | 山 形 市 | 公害•環境行政一般，（株）日立工機山形工場（地下水人口涵養施設）視察 |
| 7 | 長 野 市 | 生活環境思想及び普及啓発，マルコメ（株）視察 |
| 8 | 岐 阜 市 | 公害•環境行政一般，JTキャニング視察 |
| 10 | 新 潟 市 | 環境基本計画，環境行政一般，エコプラザ視察 |
| 12 | 豊 橋 市 | 環境基本計画，環境行政一般，地下資源館視察 |
| 14 | 盛 岡 市 | 環境基本計画，環境モニター，クリーンセンター及び余熱利用施設 |

名 称 川口市分析センター
所 在 地 埼玉県川口市大字石神854－1（石神配水場内）
建 物 概 要 鉄筋•鉄骨コンクリート造 3 階建て 477． $7 \mathrm{~m}^{2}$

大 気 •大気汚染物質の常時監視及び調査

業務内容

水
質分析を行っている。
－酸性雨の調查

- 有害大気汚染物質の調査
- 降下ばいじんの調査
- 河川等の常時監視及び調査測定
- 特定事業場，指定排水工場等の排水検査
- 各部局からの依頼を受けた水質検査
- 水道水の水質検査

騒音•振動

- 自動車騒音の常時監視及び調查
- 道路交通公害の調査

悪 臭
－悪臭物質の調査
土壌•産廃
－河川底質，土壌，産業廃棄物等の調查
排水処理施設

目 的
装 置 名
貯水槽量
処理能力

分析センターにおいて排出される，排出水中の酸，アルカリの中和処理中和処理装置
$3 \mathrm{~m}^{3}$
$0.5 \sim 1.0 m^{3} / h$


表 1－2－4 測定•分析機器等の保有状況


表 1－2－5 測定分析件数

| $\begin{aligned} & \text { 区 } \\ & \text { 分 } \end{aligned}$ | 年 |  | 度 | H13 |  | H14 |  | H15 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 検体 | 項目 | 検体 | 項目 | 検体 | 項目 |
| 大 <br> 気 | 環 | 境 | 部 | 359 | 1， 010 | 330 | 848 | 355 | 916 |
|  | そ | の | 他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 小 |  | 計 | 359 | 1， 010 | 330 | 848 | 355 | 916 |
| 水 | 環 | 境 | 部 | 526 | 5，819 | 492 | 6， 040 | 712 | 6，776 |
|  | 水 | 道 | 部 | 670 | 8，906 | 649 | 9， 017 | 637 | 8，904 |
|  | 経 | 済 | 部 | 54 | 219 | 63 | 252 | 65 | 254 |
|  | 教 | 育 | 局 | 798 | 3，151 | 936 | 3，924 | 929 | 3，808 |
|  |  | 道 |  | 367 | 2， 420 | 373 | 2，429 | 242 | 1，526 |
|  | 建 | 設 | 部 | 105 | 630 | 67 | 402 | 122 | 732 |
| 質 |  | 計 画 |  | 73 | 268 | 12 | 120 | 13 | 130 |
|  |  | 福 社 |  | 306 | 414 | 292 | 1， 048 | 288 | 949 |
|  |  | セ ン |  | 10 | 32 | 13 | 35 | 10 | 32 |
|  | そ | の | 他 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 小 |  | 計 | 2，910 | 21，865 | 2，897 | 23，267 | 3， 018 | 23，111 |
| 騒音•振動 | 環 | 境 | 部 | 1，328 | 1，328 | 1，344 | 1，344 | 1，248 | 1，248 |
|  | そ | の | 他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 小 |  | 計 | 1，328 | 1，328 | 1，344 | 1，344 | 1，248 | 1，248 |
| 悪 <br> 臭 | 環 | 境 | 部 | 12 | 24 | 6 | 24 | 4 | 24 |
|  | F | 道 |  | 101 | 242 | 40 | 208 | 36 | 186 |
|  | そ | の | 他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 小 |  | 計 | 113 | 266 | 46 | 232 | 40 | 210 |
| 土壌底質他 | 環 | 境 | 部 | 4 | 55 | 8 | 62 | 4 | 54 |
|  | F | 道 | 部 | 7 | 129 | 16 | 336 | 11 | 253 |
|  | そ | の | 他 | 56 | 649 | 2 | 46 | 3 | 69 |
|  | 小 |  | 計 | 67 | 833 | 26 | 444 | 18 | 376 |
| 総 |  | 合 | 計 | 4，777 | 25，302 | 4， 643 | 26，135 | 4， 679 | 25，861 |

## 第2章

## 環境の現況と対策

## 第1節 大気污染

## 1 概 況

本市では「大気汚染防止法第22条」に基づき市内 9 ヶ所に測定局（一般環境測定局 5 局，自動車排出ガス測定局 4 局）を配置し，大気汚染の常時監視を実施している。

本市の大気汚染の状況は，平成 15 年度の測定結果によると二酸化硫黄及び二酸化窒素につい ては全ての測定局で環境基準を達成し，光化学オキシダントについては全国的傾向と同様に全て の測定局で環境基準を達成出来なかった。また，二酸化窒素は全ての測定局で環境基準を達成し たが，浮遊粒子状物質については，短期的評価は全ての測定局，長期的評価は 4 測定局で非達成 であった。一酸化炭素については引き続き全測定局で環境基準を達成している。全般的には穏や かな改善傾向を示しているが，沿道局を中心に依然高濃度状態が継続している。

また，平成 8 年 5 月に改正された「大気汚染防止法」では，微量でも継続的に摂取することに よって，発ガン性や慢性毒性などの影響が懸念される物質を人の健康被害を将来にわたって未然 に防止する観点から有害大気汚染物質と定めた。

本市では揮発性有機化合物（9物質）については一般環境 2 地点，沿道環境 1 地点，また，重金属類（5 物質）アルデヒド類（ 2 物質）については，一般環境 1 地点で，その汚染状況を把握 するためのモニタリング調査を実施している。

工場，事業場の固定発生源に対しては，「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」 により規制及び指導をしている。

図 2－1－1 測定地点図


表2－1－1 一般環境測定局
（平成16年3月31日現在）

| 測定局 | 所 在 地 | 用途地域 | 採取口位置 | 測定項目 | 周囲の状況 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 中 央 | 青木 $2-1-1$ <br> 市役所屋上 | 準工 | 27 m | 二酸化硫黄（乾式）浮遊粒子状物質窒素酸化物質（乾式）光化学オキシダント（乾式）炭化水素 <br> 風向•風速•温度•湿度 | 東約 900mに国道 122 号線 |
| 横曽根 | 宮町 16－1 <br> 西中学校校庭 | 二住 | 7.0 m | 二酸化硫黄（乾式）浮遊粒子状物質窒素酸化物質（乾式）光化学オキシダント（乾式）風向•風速 | 北約 500 m に県道練馬一川口線 |
| 南 平 | 東領家 2－27－1 <br> 東スポージャンター | 準工 | 4.0 m | 二酸化硫黄（乾式）浮遊粒子状物質窒素酸化物（乾式）光化学ホキシダント（乾式） | 南東約 500 m に県道東京一川口線 |
| 新 郷 | 大字東本郷 1316新郷浄水場敷地 | 一住 | 4.0 m | 二酸化硫黄（乾式） <br> 浮遊粒子状物質窒素酸化物（乾式）光化学才キシダント（乾式）風向•風速 | 西約250mに首都高速川口線 |
| 芝 | 芝樋ノ爪 2－9桶ノ爪児童公園 | 二住 | 4.0 m | 二酸化硫黄（乾式）浮遊粒子状物質窒素酸化物（湿式）光化学杖シダント（乾式） | 南東約 500 m に県道蕨－鳩ヶ谷線 |

表2－1－2 自動車排出ガス測定局（沿道局）
（平成16年3月31日現在）

| 測定局 | 所 在 地 | 用途地域 | 採取口 <br> 位置 | 測 定 項 目 | 周囲の状況 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 本 町 | 本町 1－17－1 <br> 中央公民館内 | 商業 | 2.0 m | 一酸化炭素 | 国道122号線本町交差点から 5 m |
| 安 行 | 大字安行慈林 356慈林小学校校庭 | 二住 | 5.0 m | 一酸化炭素浮遊粒子状物質窒素酸化物（乾式）炭化水素風向•風速 | 県道足立一川口線から10m首都高速川口線道路端から10m |
| 芝第2 | 芝西 2－20－3 <br> 芝西小学校校庭 | 二住 | 4.0 m | 一酸化炭素浮遊粒子状物質窒素酸化物（乾式）風向•風速 | 東京外郭環状道路，国道298号線道路端から28m |
| 神 根 | 大字神戸 461 <br> 乙女山市営住宅地内 | 調整 | 5.0 m | 一酸化炭素浮遊粒子状物質窒素酸化物（乾式）風向•風速 | 東京外郭環状道路，国道298号線道路端から 28 m |

（1）二酸化硫黄
二酸化硫黄は主に石油•石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼したときに発生するものである。主な発生源は工場•事業場であるが，その他にディーゼル車や一般家庭，または火山等の自然現象によるものもある。二酸化硫黄は直接あるいは粉じんに付着して人体に入り，喘息，気管支炎などの呼吸器系疾患を引き起こすとされている。

平成15年度は一般環境5測定局全てで環境基準を達成した。

表2－1－3 環境基準適合状況

| 年 <br> 度 | 測定局 | 年平均値 | 日平均値の $2 \%$ 除外値 | 1時間値が 0.04 ppm を超えた日が2日以上連続した日の有無 | 環境基準の長期的評価による日平均値が0．04ppmを超え た日数 | 環境基準適否 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 短期的評価 | 長期的評価 |
|  |  | （ppm） | （ppm） | （有 $\times$ •無○） | （日） | （適○•否×） |  |
| 15 | 中央 | 0.002 | 0.005 | $\bigcirc$ | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 横曽根 | 0． 002 | 0.005 | $\bigcirc$ | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 南平 | 0． 001 | 0． 005 | $\bigcirc$ | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 新郷 | 0.002 | 0.005 | $\bigcirc$ | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 芝 | 0.002 | 0.005 | $\bigcirc$ | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |

図2－1－2 年平均値の経年変化


浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊している物質のうち，粒径 $10 \mu \mathrm{~m}$ 以下のものをいう。工場•事業場の燃焼施設や自動車より発生するもの，炭化水素類が大気中で二次的に生成す るものの他，土壌粒子等の自然由来によるものなど多岐にわたつているが，本市では自動車 による割合が一番高いと考えられる。
平成15年度においては，環境基準の長期的評価は新郷測定局以外は達成し，短期的評価 は全て非達成であった。

表 2－1－4 環境基準適合状況

| 年 <br> 度 | 測定局 | 年平均値 | $\begin{aligned} & \text { 日平均値の } \\ & 2 \% \text { 除外値 } \end{aligned}$ | 日平均値が 0.10 m g／m ${ }^{3}$ を超えた日 が2日以上連続し た日の有無 | 環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ を超えた日数 | 環境基準適否 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 短期的評価 | 長期的評価 |
|  |  | $\left(\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | $\left(\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | （有×•無○） | （日） | （適○•否×） |  |
| 15 | 中央 | 0.029 | 0.077 | $\bigcirc$ | 0 | $\times$ | $\bigcirc$ |
|  | 横曽根 | 0． 028 | 0.068 | $\bigcirc$ | 0 | $\times$ | $\bigcirc$ |
|  | 南平 | 0． 032 | 0． 075 | $\bigcirc$ | 0 | $\times$ | $\bigcirc$ |
|  | 新郷 | 0.037 | 0.095 | $\times$ | 2 | $\times$ | $\times$ |
|  | 芝 | 0． 027 | 0． 071 | $\bigcirc$ | 0 | $\times$ | $\bigcirc$ |

図2－1－3 年平均値の経年変化

（3）光化学オキシダント

光化学オキシダントは，窒素酸化物や炭化水素類などが，太陽光線（紫外線）により光化学反応を起こし生成された酸化性物質の集合体であり，人の目や呼吸器を刺激したり，植物 の葉を枯らす等の被害を起こすとされている。

光化学オキシダントの環境基準は，全国ほとんどの測定局で非達成の状況が継続している。本市の平成15年度測定結果も一般環境5測定局全てで環境基準非達成であった。

表2－1－5 環境基準適合状況

| $\begin{array}{\|l\|l\|} \text { 年 } \\ \text { 度 } \end{array}$ | 測定局 | 昼間の 1 時間値の年平均値 | 昼の 1 時間値が 0.12 ppm 以上と なった日数 | 昼の 1 時間値の 最高値 | 昼間の日最高 1 時間値の年平均値 | 環境基準適否 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （ppm） | （日） | （ppm） | （ppm） | （適○•否×） |
| 15 | 中央 | 0.029 | 5 | 0.179 | 0.049 | $\times$ |
|  | 横曽根 | 0.025 | 4 | 0． 197 | 0． 044 | $\times$ |
|  | 南平 | 0.025 | 4 | 0． 180 | 0.046 | $\times$ |
|  | 新郷 | 0.027 | 5 | 0． 195 | 0.046 | $\times$ |
|  | 芝 | 0.026 | 3 | 0． 155 | 0． 044 | $\times$ |

図2－1－4 1時間値が 0.12 ppm m 上となった日数の経年変化

（4）

空気中でものを燃焼させると，窒素酸化物が発生する。大部分が一酸化窒素として排出さ れ，大気中で酸化され二酸化窒素となる。主な発生源は工場，事業場，自動車である。二酸化窒素は，人の呼吸器に影響を与える他，光化学スモッグの原因物質の一つでもある。

平成15年度は一般環境5測定局全てで，環境基準を達成した。

表 2－1－6 環境基準適合状況

| $\begin{array}{\|l\|l} \text { 年 } \\ \text { 度 } \end{array}$ | 測定局 | 年平均値 | $\begin{gathered} \text { 日平均値の年間 } \\ 98 \% \text { 値 } \end{gathered}$ | 日平均値が <br> 0.06 ppm を超え た日数 | $98 \%$ 値評価による日平均値が 0.06 ppm を超えた日数 | 環境基準適否 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （ppm） | （ppm） | （日） | （日） | （適○•否×） |
| 15 | 中央 | 0.027 | 0.047 | 0 | 0 | $\bigcirc$ |
|  | 横曽根 | 0.025 | 0.043 | 1 | 0 | $\bigcirc$ |
|  | 南平 | 0． 029 | 0.050 | 0 | 0 | $\bigcirc$ |
|  | 新郷 | 0． 025 | 0． 044 | 0 | 0 | $\bigcirc$ |
|  | 芝 | 0． 024 | 0． 042 | 0 | 0 | $\bigcirc$ |

図2－1－5 年平均値の経年変化

（5）非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は，各種の炭化水素からメタンを除いたものの総称である。有機溶剤を使用する工場等の固定発生源や自動車排出ガスに含まれる等，多種多様な発生源から排出さ れている。大気中の炭化水素濃度は光化学オキシダントの生成に関係することから，非メタ ン炭化水素レベルについて指針値が定められている。

年平均値の経年変化でみると，やや減少傾向にある。

表2－1－7 測定結果

| 年度 | 測定局 | 年平均値 | 午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 年平均値 | 最高値 | 0．31ppmCを超えた日数 |
|  |  | （ppmC） | （ppmC） | （ppmC） | （日） |
| 15 | 中央 | 0.29 | 0.29 | 1.64 | 121 |

図2－1－6 年平均値の経年変化


## 3 沿道環境（自動車排出ガス）測定局調査結果

（1）一酸化炭素
一酸化炭素は主として不完全燃焼によって発生し，都市部ではその $60 \sim 70 \%$ は，自動車に起因するとされている。血液中のへモグロビンと結合し，中枢神経の障害等を引き起こ すとされている。

一酸化炭素は長期にわたつて環境基準に比べて低い濃度で推移しており，平成 15 年度も環境基準を達成した。

表 2－1－8 環境基準適合状況

| 年 <br> 度 | 測定局 | 年平均値 | 日平均値の$2 \%$ 除外値 | 日平均が 10 ppm を超えた日超えた日 | 環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppmを超えた日数 | 環境基準適否 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 短期的評価 | 長期的評価 |
|  |  | （ppm） | （ppm） | （日） | （日） | （適○•否×） |  |
| 15 | 本町 | 0.9 | 1.7 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 安行 | 0.7 | 1.4 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 芝第2 | 0.6 | 1． 2 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 神根 | 0.7 | 1.3 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |

図2－1－7 年平均値の経年変化

（2）浮遊粒子状物質

沿道環境では3測定局で浮遊粒子状物質の測定を行っている。
浮遊粒子状物質の汚染状況は，環境基準は達成していないものの，穏やかではあるが改善 の傾向を示している。また，黄砂の飛来による自然要因で浮遊粒子状物質の濃度が上昇し，環境基準が不適合となるケースもみられる。

表 2－1－9 環境基準適合状況

| 年度 | 測定局 | 年平均値 | 日平均値の $2 \%$ 除外値 | 日平均値が 0.10 mg ／m ${ }^{3}$ を超えた日が 2 日以上連続した日 の有無 | 環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ を超えた日数 | 環境基準適否 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 短期的 <br> 評価 | 長期的評価 |
|  |  | $\left(\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | $\left(\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | （有×•無○） | （日） | （適○•否×） |  |
| 15 | 安行 | 0.035 | 0.086 | $\times$ | 4 | $\times$ | $\times$ |
|  | 芝第2 | 0.034 | 0． 087 | $\times$ | 3 | $\times$ | $\times$ |
|  | 神根 | 0.041 | 0． 102 | $\times$ | 4 | $\times$ | $\times$ |

図2－1－8 年平均値の経年変化
$\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$
0.10
0.08
0.06

.06

0.04
0.02

- —芝第2
- —神根
0.00


年度

二酸化窒素は沿道環境の 3 測定局で測定をしている。
日平均値が 0 。 O 6 p pm を超えた日数は，神根測定局で 7 日と他の 2 局と比べ多く突出 している。東北自動車道，東京外環自動車道，首都高速道路の合流地点に近く，日交通量が最も多く， $98 \%$ 値等の全ての評価値が一番高い値となっている。

平成15年度は全ての測定局で環境基準を達成したが対象交通量の最も多い神根測定局に おいては「日平均値の年間 $98 \%$ 値」が 0 。 058 p pmと依然として高濃度であった。

表2－1－10 環境基準適合状況

| $\begin{array}{\|l\|l\|} \text { 年 } \\ \text { 度 } \end{array}$ | 測定局 | 年平均値 | 日平均値の年間 $98 \%$ 値 | 日平均値が <br> 0.06 ppm を超え た日数 | $98 \%$ 値評価による日平均値が 0.06 ppm を超えた日数 | 環境基準適否 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （ppm） | （ppm） | （日） | （日） | （適○•否×） |
| 15 | 安行 | 0.033 | 0.052 | 1 | 0 | $\bigcirc$ |
|  | 芝第2 | 0.031 | 0． 050 | 0 | 0 | $\bigcirc$ |
|  | 神根 | 0． 034 | 0． 058 | 7 | 0 | $\bigcirc$ |

図2－1－9 年平均値の経年変化
年度
（4）非メタン炭化水素
安行測定局における非メタン炭化水素はこの10年間，横ばい傾向にあるが，平成11年 より年平均値は減少し，その値で横ばい傾向にある。

表2－1－11 測定結果

| 年度 | 測定局 | 年平均値 | 午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 年平均値 | 最高値 | 0．31ppmCを超えた日数 |
|  |  | （ppmC） | （ppmC） | （ppmC） | （日） |
| 15 | 安行 | 0.27 | 0． 29 | 1.10 | 128 |

図2－1－10 年平均値の経年変化
ppmC


## 4 有害大気汚染物質調査結果

本市では，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ベンゼン，ジクロロメタンの環境基準の定められている 4 物質を含む揮発性有機化合物 9 物質を平成 9 年度から，また，平成 11 年度からは重金属類，平成12年度からはアルデヒド類についても測定を実施している。

平成15年度においては，神根測定局のベンゼンが環境基準非達成であった。その他は環境基準を達成した。

表2－1－12 揮発性有機化合物

| 年 <br> 度 | 測定地点 | 測定項目 | 年平均値 | 最大値 | 最小値 | 環境基準適否 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | （ $\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}$ ） | （適○•否×） |
| 15 | $\begin{aligned} & \text { 芝 } \\ & \text { 測 } \\ & \text { 定 } \\ & \text { 局 } \end{aligned}$ | 塩化ビニルモアー | 0.038 | 0.11 | 0.014 | － |
|  |  | 1，3－ブタジエン | 0.48 | 1.4 | 0.13 | － |
|  |  | アクリロニトリル | 0.11 | 0.27 | ＜0． 012 | － |
|  |  | ジクロロメタン | 4． 3 | 12 | 1． 3 | － |
|  |  | クロロホルム | 0.27 | 0.38 | 0.12 | － |
|  |  | 1，2－ジクロロエタン | 0.085 | 0.16 | 0.038 | － |
|  |  | ベンゼン | 2.1 | 5.0 | 1.1 | $\bigcirc$ |
|  |  | トリクロロエチレン | 2.2 | 6． 3 | 0． 40 | $\bigcirc$ |
|  |  | テトラクロロエチレン | 0.91 | 3.2 | 0.24 | $\bigcirc$ |
| 15 | 神根 <br> 測定局 | 1，3－ブタジエン | 0.86 | 1.5 | 0.16 | － |
|  |  | ベンゼン | 4.2 | 7.6 | 1.7 | $\times$ |
| 15 | 南消防署 | 塩化ビニルモノマー | 0.043 | 0.13 | $<0.012$ | － |
|  |  | 1，3－ブタジエン | 0.51 | 1.4 | 0.13 | － |
|  |  | アクリロニトリル | 0.16 | 0.66 | ＜0． 012 | － |
|  |  | ジクロロメタ | 5.0 | 14 | 1.1 | － |
|  |  | クロロホルム | 0． 27 | 0.55 | 0.15 | － |
|  |  | 1，2－ジクロロエタン | 0.10 | 0.20 | 0.041 | － |
|  |  | ベンゼン | 2.2 | 4.7 | 1.1 | $\bigcirc$ |
|  |  | トリクロロエチレン | 3.0 | 10 | 0.37 | $\bigcirc$ |
|  |  | テトラタロロエチレン | 0.88 | 2.2 | 0.31 | $\bigcirc$ |

## 表2－1－13 重金属類

| 年 | 測定地点 | 測定項目 | 年平均値 | 最大値 | 最小値 | 環境基準適否 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | （ $\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}$ ） | （ $\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}$ ） | （ $\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}$ ） | （適○•否×） |
| 15 | $\begin{aligned} & \text { 分 } \\ & \text { 析 } \\ & \text { セ } \\ & ン \\ & \text { タ } \end{aligned}$ | ベリリウム | 0.038 | 0.14 | ＜0．019 | － |
|  |  | クロム | 6.6 | 12 | 1．3 | － |
|  |  | マンガン | 39 | 68 | 19 | － |
|  |  | ニッケル | 6． 0 | 9.9 | 3.2 | － |
|  |  | ひ素 | 1.1 | 2.6 | 0.31 | － |

## 表2－1－14 アルデヒド類

| 年 | 測定 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 度 | 測定項目 | 年平均値 | 最大値 | 最小値 | 環境基準適否 |  |
|  |  |  | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | （適○•否 $\times)$ |
| 15 | 分析 | ホルムアルデヒド | 3.2 | 4.4 | 1.8 | - |
|  | センターアトアルデヒド | 3.8 | 5.0 | 2.1 | - |  |

## 5 降下ばいじん調査結果

降下ばいじんとは，大気中に浮遊する物質のうち自己の重量や雨などにより降下するものをい う。 $1 ヶ$ ヶ単位で測定容器（デポジットゲージ）に降下物を捕集し，不溶解性物質（水に溶けな いもの）と溶解性物質に分けて重量を測定し， $1 \mathrm{k} \mathrm{m}^{2}$ 当りに換算した重量（トン）で表している。本市では南消防署及び北消防署の 2 地点で測定を行っている。最近はほぼ横ばいの傾向にある。

表2－1－15 調査結果

| 測定地点 | 年 度 | 捕集雨量 | 不溶解性物質 | 溶解性物質 | 降下ばいじん量 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （リットル） | （トン／k m²／月） | （トン／k ${ }^{2} /$／月） | （トン／k m²／月） |
| 南消防署 | 平成 11 年 | 9.1 | 0.90 | 2.46 | 3.35 |
|  | 平成 12 年 | 8.8 | 1.16 | 2.50 | 3.66 |
|  | 平成 13 年 | 7.7 | 1.06 | 2． 55 | 3.61 |
|  | 平成 14 年 | 7.5 | 0.89 | 2.12 | 3.01 |
|  | 平成 15 年 | 8.7 | 1.27 | 1.93 | 3.20 |
| 北消防署 | 平成 11 年 | 7.9 | 1.12 | 2.15 | 3.26 |
|  | 平成 12 年 | 8.9 | 1.33 | 2.86 | 4.18 |
|  | 平成 13 年 | 7.2 | 1.06 | 1.81 | 2． 87 |
|  | 平成 14 年 | 7.9 | 0.93 | 2.12 | 3.05 |
|  | 平成 15 年 | 9.4 | 1.06 | 1.73 | 2.96 |

図2－1－11 経年変化


## 6 酸性雨調査結果

雨は本来，空気中の二酸化炭素が溶け込み，pH5．6前後である。酸性雨とは，大気中の窒素酸化物や二酸化硫黄が硝酸や硫酸の形で雨滴に溶け込み，pH5．6以下の降雨のことである。

その発生原因は，工場からのばい煙，自動車の排出ガス等人為的原因によるものの他，噴火等自然現象に由来するものがあり，その主たるものは前者である。

本市では雨として降ってきたものを，降雨ごとに初期降雨から 5 mm 目の降雨まで 1 mm ごと に p H及び導電率を測定している。また p H 4 。 0 以下の場合には，硫酸イオン，硝酸イオンの測定をあわせて実施している。

平成15年度の測定回数は77回で pH 4 。 O 以下の降雨は19回，最低値は p H 3 ．6 3 で あった。

表2－1－16 調査結果

| 年 <br> 度 | 測定地点 | 測定 <br> 回数 | pH 3.00 <br> 以下 | $\begin{gathered} \mathrm{pH} 3.01 \\ \sim 3.50 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \mathrm{pH} 3.51 \\ \sim 4.00 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \mathrm{pH} 4.01 \\ \sim 4.50 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \mathrm{pH} 4.51 \\ \sim 5.00 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \mathrm{pH} 5.01 \\ \sim 6.00 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \mathrm{pH} 6.01 \\ \sim 7.01 \end{gathered}$ | pH 7.00以上 | 最低値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 15 | 分析センター | 77 | 0 | 0 | 19 | 29 | 10 | 13 | 5 | 1 | 3． 63 |

## 7 気象調査結果

大気汚染物質の測定とともに気象の観測もあわせて実施している。風向•風速は 6 局，温度•湿度は1局で観測している。

表2－1－17 調査結果

| 年度 | 測定局 | 平均風速 | 最大風速 | 最多風向 | 平均気温 | 最高気温 | 最低気温 | 平均湿度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （m／sec） | （m／sec） | （方位） | $\left({ }^{\circ} \mathrm{C}\right)$ | $\left({ }^{\circ} \mathrm{C}\right)$ | $\left({ }^{\circ} \mathrm{C}\right)$ | （\％） |
| 15 | 中 央 | 2． 3 | $\geqq 10$ | NNW | 16． 0 | 35.8 | －0．4 | 64 |
|  | 横曽根 | 1． 7 | 9． 8 | NNW | － | － | － | － |
|  | 新 郷 | 2.4 | $\geqq 10$ | NW | － | － | － | － |
|  | 安 行 | 1.2 | 7.2 | NNW | － | － | － | － |
|  | 芝第2 | 0． 7 | 5.5 | E | － | － | － | － |
|  | 神 根 | 2.2 | $\geqq 10$ | NW | － | － | － | － |

## 8 ばい煙等の規制

工場，事業場から発生するばい煙，粉じん，炭化水素類，有害大気汚染物質についてはその規模により「大気汚染防止法」，「埼玉県生活環境保全条例」に基づき規制がかけられている。
（1）届出状況
「大気汚染防止法」に基づき届出されている工場•事業場は平成16年3月31日現在で， ばい煙発生施設数は356，一般粉じん発生施設数は21である（電気・ガス工作物を含 む）。

また「埼玉県生活環境保全条例」に基づき届出されている指定ばい煙発生施設数は81，指定粉じん発生施設数は43，指定炭化水素発生施設数は390である。

アばい煙関係
表 2－1－18 平成15年度ばい煙関係届出件数

| 届出の種類 | 大気汚染防止法 |  |  |  | 埼玉県生活環境保全条例 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 工場 | 事業場 |  | 工場 |  | 事業場 |  |  |
|  | 工場数 | 施設数 | 事業場数 | 施設数 | 工場数 | 施設数 | 事業場数 | 施設数 |
| 設 置 | 7 | 9 | 6 | 28 | 16 | 16 | 9 | 9 |
| 使 用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 廃 止 | 22 | 53 | 50 | 60 | 29 | 31 | 46 | 50 |

表2－1－19 ばい煙発生施設数（大気汚染防止法）
（平成16年3月31日現在）

| 項 | 施 設 名 |  | 工場 | 事業場 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | ボイラー | ボイラー | 25 | 83 | 108 |
|  |  | 小型ボイラー | 49 | 26 | 75 |
|  |  | 小 計 | 74 | 109 | 183 |
| 5 | 金属溶解炉 |  | 50 | 0 | 50 |
| 6 | 金属加熱炉 |  | 15 | 0 | 15 |
| 11 | 乾燥炉 | 骨材乾燥炉 | 2 | 0 | 2 |
|  |  | その他の乾燥炉 | 5 | 0 | 5 |
| 12 | 電気炉 |  | 1 | 0 | 1 |
| 13 | 廃棄物焼却炉 |  | 0 | 7 | 7 |
| 14 | 銅，鉛，亜鉛の溶解炉 |  | 3 | 0 | 3 |
| 29 | ガスタービン |  | 2 | 17 | 19 |
| 30 | ディーゼル機関 |  | 2 | 60 | 62 |
| 31 | ガス機関 |  | 5 | 4 | 9 |
|  | 合 計 |  | 159 | 197 | 356 |
|  | 事業所数 |  | 61 | 94 | 155 |

（電気・ガス工作物を含む）

本市はばい煙発生施設を有する工場，事業場が多数操業しているため，硫黄酸化物の総量規制等の対象地域に指定されており，より厳しい規制がかけられている。

表2－1－20 硫黄酸化物に係る指定地域内のばい煙発生施設数（大気汚染防止法）
（平成16年3月31日現在）

| 規制の区分 | 工場 |  | 事業場 |  | 合 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 工圢 |  |  |  |  |  |
| 絰数 | 施設数 | 量 | 16 | 81 | 事業場数 | 施設数 |
| 事業所数 | 施設数 |  |  |  |  |  |
| 燃 料 | 12 | 24 | 12 | 60 | 28 | 141 |

表2－1－21 指定ばい煙発生施設数（埼玉県生活環境保全条例）
（平成16年3月31日現在）

| 項 | 施 設 名 | 工場 | 事業場 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 金属溶解炉 | 7 | 0 | 7 |
| 7 | 廃育物焼却炉 | 50 | 24 | 74 |
|  | 合 計 | 57 | 24 | 81 |
|  | 事業所数 | 56 | 23 | 79 |

## イ 粉じん関係

表2－1－22 平成15年度粉じん関係届出件数

| 届出の種類 | 大気汚染防止法 |  |  |  | 埼玉県生活環境保全条例 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 工場 |  | 事業場 |  | 工場 |  | 事業場 |  |
|  | 工場数 | 施設数 | 事業場数 | 施設数 | 工場数 | 施設数 | 事業場数 | 施設数 |
| 置 | 4 | 12 | 1 | 1 | 8 | 23 | 0 | 0 |
| 使 用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 廃 止 | 2 | 11 | 1 | 1 | 7 | 22 | 1 | 1 |

表2－1－23 一般粉じん発生施設数（大気汚染防止法）
（平成16年3月31日現在）

| 項 | 施 | 設 | 名 | 工場 | 事業場 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 堆積場 |  |  | 1 | 2 | 3 |
| 3 | コンベア |  |  | 16 | 0 | 16 |
| 4 | 破砕機•摩砕機 |  |  | 1 | 0 | 1 |
| 5 | ふるい |  |  | 1 | 0 | 1 |
| 合 |  | 計 |  | 19 | 2 | 21 |
| 事業所数 |  |  |  | 8 | 2 | 10 |

表2－1－24 指定粉じん発生施設数（埼玉県生活環境保全条例）
（平成16年3月31日現在）

| 項 | 施 設 名 | 工場 | 事業場 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 堆積場 | 4 | 1 | 5 |
| 2 | コンベア | 19 | 0 | 19 |
| 3 | 破砕機•摩砕機 | 3 | 0 | 3 |
| 4 | 破砕機（コンクリー用） | 1 | 0 | 1 |
| 6 | ふるい | 3 | 0 | 3 |
| 8 | バッチャープラント | 12 | 0 | 12 |
|  | 合 | 計 | 42 | 1 |
|  | 事業所数 | 17 | 1 | 43 |

ウ 炭化水素類関係
表 2－1－25 平成15年度指定炭化水素類届出件数
（平成16年3月31日現在）

| 届出の種類 | 給油用地下 <br> タンク | $\begin{gathered} \text { ドライクリ } \\ \text { ーニング用 } \\ \text { 乾燥機 } \end{gathered}$ | 製造 <br> 設備 | 使用施設 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 塗装 | 印刷 | 接着 | その他 |
| 設 置 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 使 用 | 47 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 廃 止 | 6 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表 2－1－26 指定炭化水素類発生•使用施設数（埼玉県生活環境保全条例）
（平成16年3月31日現在）

| 項 | 施 設 名 |  |  | 工場 | 事業場 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 給油用地下タンク |  |  | 0 | 173 | 173 |
| 4 | ドライクリーニング用乾燥機 |  |  | 0 | 28 | 28 |
| 5 | 製造設備 |  |  | 70 | 0 | 70 |
| 6 | 使用施設 | 1 | 塗装 | 1 | 0 | 1 |
|  |  | 2 | 印刷 | 6 | 0 | 6 |
|  |  | 3 | 接着 | 1 | 0 | 1 |
|  |  |  | その他 | 111 | 0 | 111 |
|  | 合 計 |  |  | 189 | 201 | 390 |
| 事業所数 |  |  |  | 7 | 63 | 70 |

工 有害大気汚染物質関係

表2－1－27 有害大気汚染物質排出施設数（大気汚染防止法）
（平成16年3月31日現在）

|  |  | 把握施設数 |
| ---: | :--- | :---: |
| ベンゼン |  |  |
| 1 | 乾燥施設 | 0 |
| 2 | コークス炉 | 0 |
| 3 | 蒸留施設 | 0 |
| 4 | 脱アルキル反応施設 | 0 |
| 5 | 貯蔵タンク | 0 |
| 6 | 反応施設 | 0 |
| トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン |  |  |
| 7 | 乾燥施設 | 0 |
| 8 | 混合施設 | 0 |
| 9 | 蒸留施設 | 0 |
| 10 | 洗浄施設 | 0 |
| 11 | ドライクリーニング機 | 28 |

表 2－1－28 有害大気汚染物質対象事業所数（埼玉県生活環境保全条例）
（平成16年3月31日現在）

|  | 物質名 | 把握事業所数 |
| ---: | :--- | :---: |
| 1 | アクリロニトリル | 1 |
| 2 | エチレンオキシド | 0 |
| 3 | 六価クロム化合物 | 0 |
| 4 | クロロエチレン | 0 |
| 5 | クロロホルム | 1 |
| 6 | 1 •2ージクロロエタン | 0 |
| 7 | ジクロロメタン | 1 |
| 8 | 水銀及びその化合物 | 0 |
| 9 | テトラクロロエチレン | 1 |
| 10 | トリクロロエチレン | 0 |
| 11 | ニッケルイヒ合物 | 1 |
| 12 | 砒素及びその化合物 | 0 |
| 13 | 1 •3ーブタジエン | 0 |
| 14 | ベリリウム及びその化合物 | 0 |
| 15 | ベンゼン | 0 |
| 16 | ホルムアルデヒド | 2 |
| 17 | マンガン及びその化合物 | 1 |

（2）工場•事業場の立入検査

平成15年度に「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき，実施した立入検査件数は「大気汚染防止法」 345 件，「埼玉県生活環境保全条例」 423 件であっ た。
この内「大気汚染防止法」による指導件数は34件，「埼玉県生活環境保全条例」による指導件数は 82 件であった。

表 2－1－29 立入検査件数

| 区分 | 大気污染防止法 |  |  |  | 埼玉県生活環境保全条例 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ばい煙 | 粉じん | 特定粉じん |  | 指定ば <br> い煙 | 指定粉 <br> じん | 指定炭化水素類 | 有害大気汚染物質 |
|  |  |  | 解体作業 | 改造•補修作業 |  |  |  |  |
| 事業所数 | 136 | 10 | 0 | 13 | 64 | 17 | 73 | 4 |
| 施設数 | 311 | 21 | 0 | 13 | 64 | 41 | 314 | 4 |

## 9 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報等の発令については，「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」により緊急時の発令措置を行っている。なお，※注意報などの発令があった場合は，「注意報発令中」の表示板を公共施設に掲示するとともに，防災行政用無線を通じて市民に周知し，被害の未然防止を呼びかけてい る。
平成15年度の光化学スモッグに係る注意報の発令回数は13回であった。なお，警報の発令は なかった

今年度の初回発令は，4月18日と例年より早く発令されたが，例年発令回数が多い 7 月中旬か ら8月上旬は梅雨が長続きするなど天候の影響で少なかった。しかし，天気が回復し猛暑の続いた 8 月下旬から 9 月上旬に集中して発令された。
また，今年度は光化学オキシダント濃度が最高を記録した9月3日に川口市では，市内の小中学生50人が，光化学スモッグが原因とみられる喉の痛みや息苦しさを訴え，市教育委員会から保健所へ被害届が出された。

県では一定規模以上の工場•事業場に同時通報受信装置を設置し，燃料使用量の削減を要請する などの対策を講じている。
※ 注意報等発令基準•••各地区内の基準測定局の光化学オキシダント濃度が 0.12 ppm 以上にな り，気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき発令することとしている。同様に警報は濃度が 0.20 ppm 以上の状態が継続すると認めるとき発令することとしている。

表2－1－30 平成15年度光化学スモッグ注意報発令状況

| 回数 | 月日 | 曜 | 県南中部発令時 <br> 最 大 濃 度 （ppm） | 発令日最大値 （ppm） | 被害届出者数 <br> （人） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 4月18日 | 金 | 0.12 | 0.141 |  |
| 2 | 5月4日 | 日 | 0． 128 | 0． 128 |  |
| 3 | 6 月19日 | 木 | 0． 133 | 0． 133 |  |
| 4 | 7月11日 | 金 | 0． 123 | 0． 151 |  |
| 5 | 8月21日 | 木 | 0.13 | 0． 166 |  |
| 6 | 8 月22日 | 金 | 0． 132 | 0． 176 |  |
| 7 | 8 月23日 | 土 | 0． 138 | 0． 158 |  |
| 8 | 8月24日 | 日 | 0． 122 | 0． 189 |  |
| 9 | 8月29日 | 金 | 0． 134 | 0． 139 |  |
| 10 | 9月2日 | 火 | 0． 124 | 0． 124 |  |
| 11 | 9月3日 | 水 | 0.12 | 0． 197 | 50 |
| 12 | 9月6日 | 土 | 0． 126 | 0． 132 |  |
| 13 | 9月9日 | 火 | 0． 136 | 0． 136 |  |

表2－1－31 年度別光化学スモッグ緊急時発令状況及び被害届出者数

| $\begin{aligned} & \text { 年 } \\ & \text { 度 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 地 } \\ & \text { 区 } \\ & \text { 別 } \end{aligned}$ | 発令状況 |  | 月別注意報発令回数 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 最初の発令日 | 最後の発令日 | 4 <br> 月 | 5 <br> 月 | 6 <br> 月 | 7 月 | 8 <br> 月 | 9 <br> 月 | $\begin{aligned} & 10 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | 計 |  |
| 11 | 埼玉県 | 5 月 9 日 | 10 月 12 日 | 0 | 3 | 5 | 3 | 3 | 3 | 1 | 18 | 1 |
|  | 川口市 | 6 月 2 日 | 6 月 2 日 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 12 | 埼玉県 | 5 月 22 日 | 9月22日 | 0 | 5 | 8 | 12 | 14 | 1 | 0 | 40 | 5 |
|  | 川口市 | 5月23日 | 9月22日 | 0 | 1 | 4 | 9 | 5 | 1 | 0 | 20 | 0 |
| 13 | 埼玉県 | 5 月 14 日 | 8月25日 | 0 | 3 | 5 | 17 | 5 | 0 | 0 | 30 | 0 |
|  | 川口市 | 6 月 4 日 | 8 月 25 日 | 0 | 0 | 4 | 8 | 3 | 0 | 0 | 15 | 0 |
| 14 | 埼玉県 | 5月23日 | 8月14日 | 0 | 2 | 3 | 9 | 7 | 0 | 0 | 21 | 466 |
|  | 川口市 | 6月8日 | 8月7日 | 0 | 0 | 1 | 7 | 5 | 0 | 0 | 13 | 65 |
| 15 | 埼玉県 | 4月18日 | 9月19日 | 1 | 1 | 2 | 1 | 7 | 7 | 0 | 19 | 218 |
|  | 川口市 | 4月18日 | 9月9日 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 4 | 0 | 13 | 50 |

## 図2－1－12 光化学スモッグ発令日数



## 第2節 水質污濁

## 1 概 況

公共用水域については，埼玉県知事が作成した「公共用水域の水質測定計画」に基づき，環境基準点 1 地点，同補助地点 1 地点及び本市が独自に定めた自主地点 10 地点の計 12 地点におい て毎月 1 回人の健康の保護に関する項目，生活環境の保全に関する項目等について常時監視を実施している。

平成15年度の測定結果では，健康項目については全12地点において環境基準を達成した。有機汚濁の代表的指標である B O Dについては，近年は全体的に横ばい傾向を示していたが，本年度は全般的に改善の傾向がみられた。

また，芝川等主要河川に流入する 7 小水路についても，季節毎に年 4 回生活環境項目の測定を実施し，河川の汚濁状況や実態の把握に努めている。
地下水についても，前述同様に埼玉県知事が作成した「地下水質測定計画」に基づき，市内を 4 km の区画に区分し，さらに 4 分割した 2 km の区画の中から 1 区画を抽出し，人の健康の保護に関する項目について常時監視を実施している。平成15年度の調査では，概況調査5地点，定期モニタリング調査 6 地点を実施した。

現在までに確認された汚染井戸については，汚染原因調査等を実施しているが，汚染源の特定 には至っておらず，今後も調査を継続し早急な対策が必要と考えている。

規制については，「水質汚濁防止法」で，特に汚水の発生する恐れのある施設を特定施設とし て定め，その施設を設置し，汚水等を排出する工場•事業場（特定事業場）を対象としている。 そして，施設の設置等についての届出義務や，排水基準の遵守も定めている。また，「埼玉県生活環境保全条例」においても，同様の届出義務や，規制が定められている。

なお，東京湾などの閉鎖性海域では，汚濁物質が滞留しやすく，環境基準の達成が困難である ことから，従来の濃度規制に加え，地域を指定し日平均排水量 $50 \mathrm{~m}^{3}$ 以上の特定事業場を対象 に総量規制が導入されている。


図 2－2－1 河川 • 小水路測定地点図

岩 槻 市


越 谷 市


| 河川名 | 類 型 | 地 点 番号 | 調査地点名 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 芝 川 | E 類型 | （1） | 在 家 橋 |
|  |  | （2） | 天 神 橋 |
|  |  | （3） | 青 木 橋 |
|  |  | （4） | 榎木橋 |
| 新芝川 |  | （5） | あずま橋 |
|  |  | （6）（環境基漼点） | 山王 橋 |
| 藤右衛門川 | 指定なし | 7（ （環境補助地点） | ろんしょ橋 |
| 竪 川 |  | （8） | 竪 前 橋 |
| 緑 川 |  | （9） | 喜 沢 橋 |
| 毛長川 |  | （1） | 砂 子 橋 |
| 伝右川 |  | （11） | 新伝右橋 |
| 綾瀬川 | C 類型 | （12） | 綾瀬 新 橋 |


| 環境基準（生活環境項目）等 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { C } \\ & \text { 類 } \\ & \text { 型 } \end{aligned}$ | p H | 6．5以上8．5以下 |
|  | B OD | $5 \mathrm{mg} /$ ¢以下 |
|  | S S | $50 \mathrm{mg} /$ ¢以下 |
|  | D O | $2 \mathrm{mg} / \mathrm{l}$ 以上 |
| 類 | p H | 6．0以上8．5以下 |
|  | B OD | $10 \mathrm{mg} /$ ¢以下 |
|  | S S | ごみの浮遊が認められないこと |
|  | D O | $2 \mathrm{mg} /$ ¢以上 |
| なお，類型の指定されていない地点 についてはE類型の環境基準値及び要監視項目の指針値を目標としている。 |  |  |

## 2

## 公共用水域測定結果

（1）健康項目測定結果

人の健康の保護に関する項目（2 6 項目）については，測定を実施した 12 地点全てに おいて環境基準を達成した。

表 2－2－1 芝川•新芝川健康項目調査結果（年度平均）
（単位 $\mathrm{mg} / \ell$ ）

| 河 川 名 | 芝 |  |  |  | 新 芝 川 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 地 点 名 | 在 家 橋 | 天 神 橋 | 青 木 橋 | 榎 木 橋 | あずま橋 | 山 王 橋 |
| カドミウム |  |  |  |  |  | ＜0．001 |
| 全シアン |  |  |  |  |  | ND |
| 鉛 |  |  |  |  |  | 0.001 |
| 六価クロム |  |  |  |  |  | $<0.005$ |
| 砒素 |  |  |  |  |  | 0.001 |
| 総水銀 |  |  |  |  |  | $<0.0005$ |
| アルキル水銀 |  |  |  |  |  | － |
| P C B |  |  |  |  |  | ＜0． 0005 |
| ジクロロメタン | ＜0．002 | ＜0．002 | ＜0．002 | ＜0．002 | $<0.002$ | $<0.002$ |
| 四塩化炭素 | $<0.0002$ | $<0.0002$ | $<0.0002$ | $<0.0002$ | ＜0．0002 | $<0.0002$ |
| 1，2－ジクロロエタン | ＜0． 0004 | $<0.0004$ | ＜0．0004 | ＜0． 0004 | ＜0．0004 | ＜0． 0004 |
| 1，1－ジクロロエチレン | ＜0． 002 | ＜0．002 | ＜0．002 | $<0.002$ | $<0.002$ | $<0.002$ |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | ＜0．004 | ＜0．004 | ＜0．004 | $<0.004$ | $<0.004$ | ＜0．004 |
| 1，1，1－トリクロロエタン | ＜0．1 | $<0.1$ | ＜0．1 | ＜0．1 | ＜0．1 | ＜0．1 |
| 1，1，2－トリクロロエタン | $<0.0006$ | $<0.0006$ | $<0.0006$ | $<0.0006$ | ＜0．0006 | $<0.0006$ |
| トリクロロエチレン | $<0.003$ | $<0.003$ | $<0.003$ | $<0.003$ | $<0.003$ | $<0.003$ |
| テトラクロロエチレン | ＜0．001 | ＜0．001 | ＜0．001 | ＜0．001 | $<0.001$ | ＜0．001 |
| 1，3－ジクロロプロペン | $<0.0002$ | $<0.0002$ | ＜0． 0002 | $<0.0002$ | ＜0． 0002 | $<0.0002$ |
| チウラム | ＜0． 0006 |  |  |  |  | $<0.0006$ |
| シマジン | $<0.0003$ |  |  |  |  | $<0.0003$ |
| チオベンカルブ | ＜0．002 |  |  |  |  | $<0.002$ |
| ベンゼン | ＜0． 001 | ＜0． 001 | ＜0． 001 | $<0.001$ | $<0.001$ | $<0.001$ |
| セレン |  |  |  |  |  | $<0.001$ |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 |  |  |  |  |  | 1.4 |
| ふつ素 |  |  |  |  |  | 0.10 |
| ほう素 |  |  |  |  |  | 0.10 |

表 2－2－2 藤右衛門川等その他の河川の健康項目調査結果（年度平均）
（単位 $\mathrm{mg} / \ell$ ）

| 河 川 名 | 藤右衛門川 | 竪川 | 緑 川 | 毛長川 | 伝右川 | 綾瀬川 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 地 点 名 | ろんしょ橋 | 竪 前 橋 | 喜 沢 橋 | 砂 子 橋 | 新伝右橋 | 綾瀬新橋 |
| カドミウム | ＜0．001 |  |  |  |  |  |
| 全シアン | ND |  |  | ND |  |  |
| 鉛 | 0.001 |  |  |  |  |  |
| 六価クロム | ＜0． 005 |  |  | $<0.005$ |  |  |
| 砋素 | 0.001 |  |  |  |  |  |
| 総水銀 | $<0.0005$ |  |  |  |  |  |
| アルキル水銀 | － |  |  |  |  |  |
| P C B | $<0.0005$ |  |  |  |  |  |
| ジクロロメタン | ＜0．002 | $<0.002$ | $<0.002$ | 0.004 | $<0.002$ | $<0.002$ |
| 四塩化炭素 | $<0.0002$ | $<0.0002$ | $<0.0002$ | $<0.0002$ | $<0.0002$ | $<0.0002$ |
| 1，2－ジクロロエタン | $<0.0004$ | ＜0． 0004 | ＜0． 0004 | ＜0． 0004 | $<0.0004$ | $<0.0004$ |
| 1，1－ジクロロエチレン | $<0.002$ | $<0.002$ | $<0.002$ | $<0.002$ | $<0.002$ | $<0.002$ |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | ＜0． 004 | ＜0． 004 | $<0.004$ | $<0.004$ | $<0.004$ | $<0.004$ |
| 1，1，1－トリクロロエタン | ＜0． 1 | ＜0．1 | ＜0． 1 | ＜0．1 | ＜0．1 | ＜0．1 |
| 1，1，2－トリクロロエタン | $<0.0006$ | $<0.0006$ | $<0.0006$ | $<0.0006$ | $<0.0006$ | $<0.0006$ |
| トリクロロエチレン | ＜0． 003 | $<0.003$ | $<0.003$ | $<0.003$ | $<0.003$ | $<0.003$ |
| テトラクロロエチレン | ＜0． 001 | 0.001 | $<0.001$ | $<0.001$ | $<0.001$ | $<0.001$ |
| 1，3－ジクロロプロペン | $<0.0002$ | ＜0． 0002 | ＜0． 0002 | $<0.0002$ | $<0.0002$ | $<0.0002$ |
| チウラム | ＜0． 0006 |  |  |  |  |  |
| シマジン | $<0.0003$ |  |  |  |  |  |
| チオベンカルブ | ＜0． 002 |  |  |  |  |  |
| ベンゼン | ＜0． 001 | $<0.001$ | $<0.001$ | ＜0． 001 | $<0.001$ | $<0.001$ |
| セレン | $<0.001$ |  |  |  |  |  |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 1.5 |  |  |  |  |  |
| ふつ素 | 0.08 |  |  |  |  |  |
| ほう素 | 0.04 |  |  |  |  |  |

（2）生活環境項目測定結果

類型指定されている芝川，新芝川，綾瀬川については芝川•青木橋のBODが環境基準 に適合しなかったが，平成14年度に比べると全体的に改善傾向を示した。また，その他 の項目については，環境基準を達成した。

表2－2－3 環境基準項目調査結果（年度平均）

| 河 川 名 | 芝 川 |  |  |  | 新芝川 |  | 藤右衛門川 | 堅 川 | 緑 川 | 毛長川 | 伝右川 | 綾瀬川 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 類 型 | E |  |  |  | E |  | － | － | － | － | － | C |
| 地 点 名 | 在家橋 | 天神橋 | 青木橋 | 榎木橋 | あずま橋 | 山王橋 | ろんしょ㓷 | 堅前橋 | 喜沢橋 | 砂子橋 | 新伝右橋 | 綾櫴新橋 |
| p H | 7.3 | 7.3 | 7.3 | 7.2 | 7.3 | 7.4 | 7.5 | 7.5 | 7.4 | 7.5 | 7.4 | 7.3 |
| D O | 3.8 | 3.4 | 2.6 | 7.2 | 3.1 | 4.0 | 4.0 | 7.5 | 5.0 | 3.8 | 3.1 | 6.0 |
| B O D（75\％値） | 6.3 | 6.1 | 23 | 3.7 | 5.1 | 3.2 | 12 | 4.5 | 7.5 | 11 | 10 | 4.0 |
| S S | 11 | 8 | 7 | 6 | 6 | 6 | 4 | 7 | 9 | 6 | 8 | 7 |

表 2－2－4 BOD（生物化学的酸素要求量）75\％値の推移
（単位 $\mathrm{mg} / \ell$ ）

| 河 川 名 | 調査地点名 |  | 年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | H 6 | H 7 | H 8 | H 9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
| 芝 | （1） | 在 家 橋 | 27 | 22 | 10 | 9.9 | 13 | 16 | 12 | 14 | 10 | 6.3 |
|  | （2） | 天 神 橋 | 26 | 22 | 12 | 9.8 | 14 | 20 | 11 | 13 | 12 | 6.1 |
|  | （3） | 青 木 橋 | 74 | 29 | 29 | 36 | 35 | 47 | 36 | 27 | 23 | 23 |
|  | （4） | 榎 木 橋 | 27 | 17 | 7.7 | 6.9 | 22 | 23 | 24 | 19 | 10 | 3.7 |
| 新 芝 川 | （5） | あず ま 橋 | 29 | 20 | 10 | 11 | 13 | 18 | 15 | 13 | 12 | 5.1 |
|  | （6） | 山 王 橋 | 23 | 17 | 8.0 | 8.3 | 12 | 15 | 9.4 | 8.8 | 7.9 | 3.2 |
| 藤右衛門川 | （7） | ろんしよ橋 | 71 | 36 | 25 | 32 | 36 | 45 | 24 | 20 | 14 | 12 |
| 堅 川 | （8） | 堅 前 橋 | 37 | 33 | 15 | 13 | 16 | 18 | 12 | 19 | 6.9 | 4.5 |
| 緑 川 | （9） | 喜 沢 橋 | 20 | 20 | 15 | 9.5 | 11 | 16 | 10 | 8.7 | 12 | 7.5 |
| 毛 長 川 | （10） | 砂 子 橋 | 41 | 42 | 24 | 16 | 25 | 37 | 20 | 19 | 20 | 11 |
| 伝 右 川 | （11） | 新 伝 右 橋 | 63 | 41 | 37 | 27 | 25 | 58 | 39 | 23 | 34 | 10 |
| 綾 瀬 川 | （12） | 綾 瀬 新 橋 | － | － | － | － | 10 | 13 | 10 | 6.8 | 7.0 | 4.0 |

芝川（天神橋より上流部）及び新芝川のBOD75 \％値は4地点全てで環境基準を達成 した。平成 8 年度以降，横ばい状態で推移していたが，近年は改善の傾向が見られている。

図2－2－2 芝川（天神橋より上流部）•新芝川のBOD 7 5 \％値経年変化


## ィ 芝川（青木橋•榎木橋）のB OD $75 \%$ 値の推移

芝川（青木橋•榎木橋）の区間は青木水門と領家水門で閉ざされた閉鎖性水域であり，緩慢な流速と生活排水の流入のためB O Dは例年高い値で推移していた。しかし，ここ数年は榎木橋の水質の良化が顕著に見られており，平成15年度は環境基準を達成するまで となった。

図 2－2－3 芝川（青木橋•榎木橋）のBOD $75 \%$ 値経年変化


## ウ 綾瀬川のBOD75 \％値の推移

綾瀬川は本市の河川の内では比較的汚濁の少ない河川である。平成14年度までは環境基準を超過していたが，年を追って水質は良化しており，平成 15 年度は環境基準を達成 した。

図2－2－4 綾瀬川のBOD75\％値経年変化


エ 藤右衛門川等その他河川のBOD75\％値の推移
藤右衛門川等の5河川については，ここ数年は全般的に穏やかな改善の傾向を示してい る。

図2－2－5 藤右衛門川等その他河川のBOD75\％値経年変化

（3）その他の項目（陰イオン界面活性剤•全リン）の測定結果
汚濁の指標となる項目にはBOD等の環境基準項目以外にも，窒素・リン等の栄養塩類 があり，これらは海域での赤潮，河川水の富栄養化，さらに，湖沼でのアオコの発生の主要因となっている。

また，陰イオン界面活性剤は泡立ちの原因となり，前記の物質同様に汚濁の指標として重要である。これらの汚濁物質は生活雑排水による影響が大きな割合を占めている。
測定結果の推移としては，全リンについては横ばいに近い状況にあるものの，陰イオン界面活性剤については減少の傾向を示しており，水質の良化が見られる。

表2－2－5 全リンの年平均値の推移
（単位 $\mathrm{mg} / \ell$ ）

| 河 川 名 | 調査地点名 |  | 年 度 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
| 新 芝川 | （6） | 山王 橋 | 0.60 | 0.31 | 0.45 | 0.45 | 0.34 |
| 藤右衛門川 | （7） | ろんしょ橋 | 0.84 | 0.55 | 0.54 | 0.56 | 0.53 |

表2－2－6 陰イオン界面活性剤（メチレンブルー活性物質）の年平均値の推移（単位 $\mathrm{mg} / \ell$ ）

| 河 川 名 | 調査地点名 |  | 年 度 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
| 芝 川 | （1） | 在 家 橋 | 0.85 | 0.80 | 0.74 | 0.68 | 0.45 |
|  | （2） | 天 神 橋 | 0.94 | 0.93 | 0.79 | 0.76 | 0.50 |
|  | （3） | 青 木 橋 | 0.91 | 0.85 | 1.1 | 0.65 | 0． 60 |
|  | （4） | 榎木橋 | 0.43 | 0.22 | 0.49 | 0.26 | 0.09 |
| 新 芝川 | （5） | あずま 橋 | 0.71 | 0.66 | 0.79 | 0.70 | 0.46 |
|  | （6） | 山王 橋 | 0.38 | 0． 46 | 0.23 | 0.43 | 0.24 |
| 藤右衛門川 | （7） | ろんしょ橋 | 1.6 | 1.2 | 0.91 | 0.78 | 0． 45 |
| 堅 川 | （8） | 堅 前 橋 | 1.2 | 1.4 | 1.0 | 0.54 | 0． 40 |
| 緑 川 | （9） | 喜 沢 橋 | 0.21 | 0.23 | 0.23 | 0.28 | 0.28 |
| 毛 長 川 | （11） | 砂 子 橋 | 2.8 | 2.2 | 1.9 | 1.8 | 1.3 |
| 伝 右 川 | （11） | 新伝右橋 | 3.5 | 3.7 | 2.2 | 2.1 | 1.2 |
| 綾 瀬 川 | （12） | 綾 瀬 新 橋 | 0.28 | 0.45 | 0.26 | 0.23 | 0.20 |

（4）底質調査結果

新芝川（山王橋）及び藤右衛門川（ろんしょ橋）において底質調査を実施し，有害物質 については暫定除去基準を超えて検出されたものはなかった。

表2－2－7 底質調査結果の推移

| 河 川 名 | 新 芝 川 |  |  |  |  | 藤右衛門川 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調査地点名 | 山 王 橋 |  |  |  |  | ろんしょ橋 |  |  |  |  |
| 年 度 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
| 測 定 項 目 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| カドミウム（mg／kg乾泥） | 0.22 | 0.23 | 0.23 | 0.35 | 0.57 | 0.29 | 0.43 | 0.47 | 0.25 | 0.66 |
| 鉛（mg／kg乾泥） | 7.1 | 11 | 7.5 | 25 | 140 | 26 | 24 | 30 | 28 | 28 |
| 六価クロム（mg／kg乾泥） | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| 砒 素（mg／kg乾泥） | 11 | 4.5 | 8.9 | 6.1 | 7.2 | 4.3 | 7.8 | 6.6 | 5.1 | 6.3 |
| 総 水 銀（mg／kg乾泥） | 0.050 | 0.031 | 0.043 | 0.11 | 0． 062 | 0.08 | 0.16 | 0.17 | 0.11 | 0.18 |
| アルキル水銀（mg／kg乾泥） | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| P C B（mg／kg 乾泥） | ＜0．05 | $<0.05$ | ＜0． 05 | 0.15 | 0.06 | 0.44 | 0． 44 | 0.15 | 0.24 | 0.19 |
| 銅（mg／kg乾泥） | 28 | 30 | 25 | 48 | 63 | 65 | 81 | 150 | 86 | 150 |
| ク ロ ム（mg／kg乾泥） | 11 | 14 | 20 | 35 | 42 | 18 | 12 | 24 | 22 | 47 |
| 強熱減量（ \％） | 1.6 | 3.3 | 2.3 | 3.2 | 4． 4 | 5.6 | 18.5 | 6.6 | 5.2 | 13.1 |

※ 暫定除去基準 水 銀： $25 \mathrm{mg} / \mathrm{kg}$ 乾泥以上 PCB： $10 \mathrm{mg} / \mathrm{kg}$ 乾泥以上
※ アルキル水銀 N D
$<0.05$
六価クロムND＜1．7


## 3 小水路測定結果

水質浄化対策の一貫として，主要河川に流入する 7 つの小水路の水質調查を平成 8 年度から実施している。
その結果，B ODについては農閑期にあたる春，冬の値が高くなる傾向が全地点においてみら れる。

表2－2－8 平成15年度調査結果

|  | 項 | 目 | p H | $\begin{gathered} \mathrm{DO} \\ (\mathrm{mg} / \ell) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { B OD } \\ & (\mathrm{mg} / \mathrm{l}) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \mathrm{COD} \\ & (\mathrm{mg} / \ell) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{gathered} \hline \mathrm{S} \mathrm{~S} \\ (\mathrm{mg} / \ell) \end{gathered}$ | 透視度 <br> （cm） | $\begin{aligned} & \text { 導電率 } \\ & (\mathrm{mS} / \mathrm{m}) \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| L |  | 春 | 7.6 | 1.3 | 26 | 14 | 6 | 35 | 37 |
|  |  | 夏 | 7.5 | 3.8 | 10 | 8.7 | 4 | ＞50 | 35 |
|  |  | 秋 | 7.7 | 3.3 | 18 | 11 | 4 | 38 | 43 |
|  |  | 冬 | 7.4 | 1.9 | 37 | 24 | 10 | 18 | 49 |
|  |  | 平均 | 7.6 | 2.6 | 23 | 14 | 6 | 35 | 41 |
|  |  | 春 | 8.2 | 10 | 7.8 | 5.6 | 3 | ＞50 | 20 |
|  |  | 夏 | 7.9 | 9.0 | 9.2 | 5.6 | 8 | 45 | 27 |
|  | 荗落 | 秋 | 7.9 | 8.4 | 19 | 10 | 3 | ＞50 | 57 |
|  | ${ }_{11}{ }^{10}$ | 冬 | 7.6 | 7.5 | 66 | 28 | 12 | 21 | 28 |
|  |  | 平均 | 7.9 | 8.7 | 26 | 12 | 7 | 42 | 33 |
|  | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 赤 } \\ & \text { 堀 } \\ & \text { 排 } \\ & \text { 水 } \end{aligned}\right.$ | 春 | 7.9 | 6.7 | 15 | 13 | 5 | ＞50 | 37 |
|  |  | 夏 | 7.7 | 5.9 | 3.6 | 4.3 | 3 | ＞50 | 34 |
|  |  | 秋 | 7.8 | 7.0 | 6.8 | 6.0 | 2 | ＞50 | 42 |
|  |  | 冬 | 7.4 | 2.9 | 14 | 12 | 5 | 46 | 51 |
|  |  | 平均 | 7.7 | 4.0 | 10 | 8.8 | 4 | 49 | 41 |
| 芝 | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 笹 } \\ \text { 根 } \end{array}$ | 春 | 7.6 | 3.8 | 16 | 9.4 | 4 | ＞50 | 31 |
|  |  | 夏 | 7.4 | 3.4 | 3.5 | 4.3 | 8 | ＞50 | 34 |
|  |  | 秋 | 7.2 | 5.3 | 9.1 | 8.1 | 4 | $>50$ | 43 |
|  |  | 冬 | 7.5 | 1.7 | 18 | 11 | 3 | $>50$ | 40 |
|  |  | 平均 | 7.4 | 3.6 | 12 | 8.2 | 5 | ＞50 | 37 |
|  |  | 春 | 7.7 | 3.1 | 61 | 27 | 16 | 11 | 44 |
|  | 伊 | 夏 | 7.6 | 1.3 | 24 | 20 | 13 | 10 | 47 |
|  |  | 秋 | 7.6 | 4.7 | 21 | 17 | 10 | 25 | 48 |
|  | 水 | 冬 | 7.8 | 8.1 | 62 | 38 | 20 | 10 | 54 |
|  |  | 平均 | 7.7 | 4.3 | 42 | 26 | 15 | 14 | 48 |
| 毛 |  | 春 | 7.5 | ＜0．5 | 21 | 20 | 7 | 21 | 43 |
|  |  | 夏 | 7.3 | 2.9 | 6.5 | 6.7 | 4 | ＞50 | 36 |
|  |  | 秋 | 7.2 | 2.9 | 14 | 10 | 4 | 33 | 40 |
|  |  | 冬 | 7.5 | 1.2 | 30 | 20 | 14 | 12 | 54 |
|  |  | 平均 | 7.4 | 1.9 | 18 | 14 | 7 | 29 | 43 |
| 川 |  | 春 | 7.6 | ＜0．5 | 22 | 21 | 12 | 15 | 47 |
|  | 川辰 | 夏 | 7.5 | 1.4 | 6.5 | 7.8 | 5 | $>50$ | 37 |
|  | 井 | 秋 | 7.4 | 2.4 | 12 | 11 | 5 | 42 | 51 |
|  | 川 | 冬 | 7.5 | 5.5 | 43 | 24 | 8 | 19 | 56 |
|  |  | 平均 | 7.5 | 2.5 | 21 | 16 | 8 | 32 | 48 |

## 4 地下水質調査結果

（1）概況調査
概況調査とは地域の全体的な地下水質の状況の把握を目的とした調査で，平成15年度 は5本の井戸について調査した。人の健康の保護に関する項目（26項目）を調査した結果，すべての井戸で環境基準を達成した。

$$
\text { 表 } 2-2-9 \text { 概況調査結果 (単位 } \mathrm{mg} / \ell \text { ) }
$$


（2）定期モニタリング調査結果
定期モニタリング調査とは過去の概況調査等により汚染が確認された井戸について，継続的な監視を目的とした調查である。平成15年度は有機塩素化合物（トリクロロエチレ ン等） 2 地点，砒素 1 地点，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3 地点の計 $6 ヶ$ 所の井戸につい て実施した。その結果，全地点6項目（1，1－ジクロロエチレン，シスー 1,2 －ジクロ ロエチレン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，砒素，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）において，環境基準を超過した。

表2－2－10 定期モニタリング調査結果
（単位 $\mathrm{mg} / \ell$ ）


## 5 排出水の規制

（1）届出状況
「水質汚濁防止法」に基づき届出されている特定事業場数は，平成16年3月31日現在 で，184である。このうち法及び埼玉県の上乗せ条例により排水規制の適用を受ける特定事業場数は，85である。
また，「埼玉県生活環境保全条例」に基づき届出されている指定排水工場等数は，平成 16年 3 月 31 日現在 6 であり，このらち排水規制の適用を受ける指定排水工場等数は 4 である。

表2－2－11 平成15年度特定施設関係届出件数

| 根 拠 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 種質汚㵋 <br> 防止法 | 2 | 設置 | 使用 | 構造 <br> 変更 | 氏名 <br> 変更 | 廃止 |$⿻$| 承継 |
| :---: |
| 埼玉県生活 <br> 環境保全条例 |

表2－2－12 特定事業場数（水質汚濁防止法）
（平成16年3月31日現在）

| 施 設 名 |  | 特定事業場数 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 規制 | 未規制 | 計 |
| 2 | 畜産食料品製造業に供する施設 | 1 | 0 | 1 |
| 3 | 水産食料品製造業に供する施設 | 0 | 1 | 1 |
| 4 | 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業に供する施設 | 0 | 2 | 2 |
| 16 | めん類製造業に供する施設 | 0 | 1 | 1 |
| 17 | 豆腐又は煮豆の製造業に供する施設 | 0 | 19 | 19 |
| 19 | 紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業に供する施設 | 0 | 1 | 1 |
| 2302 | 新聞業•出版業•印刷業又は製版業に供する施設 | 0 | 1 | 1 |
| 27 | 無機化学工業製品製造業に供する施設 | 1 | 0 | 1 |
| 35 | 有機ゴム薬品製造業に供する施設 | 2 | 0 | 2 |
| 47 | 医薬品製造業に供する施設 | 1 | 0 | 1 |
| 53 | ガラス又はガラス製品製造業に供する施設 | 0 | 1 | 1 |
| 55 | 生コンクリート製造業に供するバッチャーブラント | 0 | 9 | 9 |
| 61 | 鉄鋼業に供する施設 | 1 | 0 | 1 |
| 62 | 非鉄金属製造業に供する施設 | 0 | 1 | 1 |
| 63 | 金属製品製造業又は機械器具製造業に供する施設 | 1 | 1 | 2 |
| 6402 | 水道施設のうち浄水施設 | 0 | 2 | 2 |
| 65 | 酸又はアルカリによる表面処理施設 | 9 | 6 | 15 |
| 66 | 電気メッキ施設 | 10 | 0 | 10 |
| 6602 | 旅館業に供する施設 | 7 | 2 | 9 |
| 6603 | 共同調理場に設置されるちゅう房施設 | 1 | 0 | 1 |
| 67 | 洗たく業に供する洗浄施設 | 7 | 14 | 21 |
| 68 | 写真現像業に供する自動式フィルム現像洗浄施設 | 0 | 6 | 6 |
| 71 | 自動式車両洗浄施設 | 1 | 30 | 31 |
| 7102 | 科学技術に関する研究，試験等を行う事業場に設置される施設 | 2 | 2 | 4 |
| 7103 | 一般廃棄物処理施設である焼却施設 | 1 | 0 | 1 |
| 7105 | トリクロロエチレン等による洗浄施設 | 1 | 0 | 1 |
| 72 | し尿処理施設 | 9 | 0 | 9 |
| 2001 | 指定地域特定施設（し尿浄化槽） | 30 | 0 | 30 |
|  | 合 計 | 85 | 99 | 184 |

表 $2-2-13$ 指定排水工場等数（埼玉県生活環境保全条例）（平成16年3月31日現在）

| 施 設 名 |  | 指定排水工場等数 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 規制 | 未規制 | 計 |
| 1 | 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 | 2 | 0 | 2 |
| 4 | コルゲートマシン | 0 | 2 | 2 |
| 5 | 飲食店のちゅう房施設（総床面積 $250 \mathrm{~m}^{2}$ 以上） | 2 | 0 | 2 |
|  | 合 計 | 4 | 2 | 6 |

（2）立入検査及び指導
平成15年度に「水質汚濁防止法第22条」及び「埼玉県生活環境保全条例第120条」に基づき実施した立入検査は，総件数 142 件である。うち，排水基準を超過した件数は 21 件 あり，その内容は業種（施設）別で見ると，電気メッキ施設 9 件，集合住宅のし尿処理施設 7 件， クリーニング業 2 件，表面処理業 2 件，その他 1 件となっている。又，項目別の調査結果では， し尿処理施設におけるB O D，大腸菌群数の違反が多い。

主な違反の原因は，日常の維持管理の不徹底が多く，これらの違反事業場に対しては，改善勧告 6 件，改善注意 7 件，改善通知 8 件の行政措置を行い，改善計画書を提出させ，処理施設 の保守点検，維持管理徹底等の指導を行った。

表2－2－14 特定事業場等立入検査結果及び措置

| 年度 | 立入件数 | 基準適合 のベ件数 | 適合率 <br> （\％） | 基準不適合 のべ件数 | 不適合率 <br> （\％） | 措置内容 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 命令 | 勧告 | 注意等 |
| H 6 | 216 | 164 | 75.9 | 52 | 24.1 | 0 | 29 | 23 |
| H 7 | 207 | 164 | 79.2 | 43 | 20.8 | 0 | 25 | 18 |
| H 8 | 199 | 141 | 70.9 | 58 | 29.1 | 0 | 32 | 26 |
| H 9 | 203 | 161 | 79.3 | 42 | 20.7 | 0 | 23 | 19 |
| H 10 | 204 | 153 | 75.0 | 51 | 25.0 | 0 | 19 | 32 |
| H 11 | 228 | 165 | 72.4 | 63 | 27.6 | 0 | 16 | 47 |
| H1 2 | 231 | 179 | 77.5 | 52 | 22.5 | 0 | 14 | 38 |
| H1 3 | 185 | 145 | 78.4 | 40 | 21.6 | 0 | 13 | 27 |
| H14 | 106 | 92 | 86.8 | 14 | 13.2 | 0 | 4 | 10 |
| H1 5 | 142 | 121 | 85.2 | 21 | 14.8 | 0 | 6 | 15 |

表 2－2－15 特定事業場等項目別水質検査結果

|  |  | 平成13年度 |  |  | 平成14年度 |  |  | 平成15年度 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 件数 | 排水 <br> 基準 <br> 超過 <br> 件数 | 超過率 （\％） | 件数 | 排水 <br> 基準 <br> 超過 <br> 件数 | 超過率 <br> （\％） | 件数 | 排水 <br> 基準 <br> 超過 <br> 件数 | 超過率 <br> （\％） |
| $\begin{aligned} & \text { 生 } \\ & \text { 活 } \\ & \text { 環 } \\ & \text { 境 } \\ & \text { 見 } \end{aligned}$ | p H | 179 | 8 | 4.5 | 95 | 2 | 2.1 | 132 | 4 | 3.0 |
|  | B O D | 104 | 15 | 14.4 | 31 | 6 | 19．4 | 54 | 4 | 7.4 |
|  | S S | 108 | 0 | 0 | 53 | 1 | 1.9 | 60 | 3 | 5.0 |
|  | 大腸菌群数 | 96 | 10 | 10.4 | 39 | 6 | 15.4 | 50 | 5 | 10.0 |
|  | N－ヘキサン（鉱物油） | 56 | 3 | 5.4 | 37 | 1 | 2.7 | 57 | 3 | 5.3 |
|  | N－ヘキササ（動植物油） | 28 | 1 | 3.6 | 14 | 1 | 7.1 | 18 | 0 | 0 |
|  | 全窒素 | 120 | 0 | 0 | 47 | 1 | 2.1 | 73 | 1 | 1． 4 |
|  | 全リン | 120 | 2 | 1.7 | 47 | 2 | 4.3 | 73 | 0 | 0 |
| 健 <br> 康 <br> 項 <br> 目 | カドミウム | 5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 |
|  | シアン | 37 | 0 | 0 | 20 | 0 | 0 | 35 | 1 | 2.9 |
|  | 鉛 | 24 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 | 24 | 1 | 4.2 |
|  | 六価クロム | 44 | 1 | 2.3 | 21 | 1 | 4.8 | 41 | 0 | 0 |
|  | 砒素 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
|  | 総水銀 | 4 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
|  | トリクロロエチレン | 20 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 |
|  | テトラクロロエチレン | 20 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 |
|  | 1，1，1－トリクロロエタン | 20 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 |
|  | ベンゼン | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
|  | ジクロロメタン | 3 | 1 | 33.3 | 4 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
|  | ホウ素 | 0 | 0 | － | 0 | 0 | － | 26 | 0 | 0 |
|  | フッ素 | 13 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 37 | 2 | 5.4 |
|  | アンモニア等※ | 0 | 0 | － | 0 | 0 | － | 25 | 0 | 0 |
| 特 <br> 殊 <br> 項 <br> 目 | 亜鉛 | 33 | 6 | 18.2 | 16 | 0 | 0 | 26 | 0 | 0 |
|  | 溶解性マンガン | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
|  | 溶解性鉄 | 53 | 0 | 0 | 33 | 0 | 0 | 51 | 0 | 0 |
|  | フェノール | 16 | 1 | 6． 3 | 8 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 |
|  | 銅 | 47 | 1 | 2.1 | 29 | 0 | 0 | 46 | 0 | 0 |
|  | 全クロム | 44 | 2 | 4.5 | 23 | 0 | 0 | 42 | 3 | 7.1 |
|  | 合 計 | 1，203 | 51 | 4.2 | 607 | 21 | 3.5 | 945 | 27 | 2.9 |

※ アンモニア等：アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び亜硝酸性窒素の合計
（3）総量規制

本市は，総量規制の指定地域にあり，日平均排水量 $50 \mathrm{~m}^{3}$ 以上の特定事業場は，化学的酸素要求量（COD），窒素（N），リン（P）について，総量規制の遵守，汚濁負荷量の測定，記録 が義務付けられている。

なお，平成 1 4年10月1日以前に特定施設を設置している工場又は事業場には，窒素，リ ンについて，平成16年3月31日まで適用が猶予されている。

表 $2-2-16$ 総量規制対象特定事業場数
（平成16年3月31日現在）

| $\qquad$ |  |  | 50 以上 100 未満 | $\begin{aligned} & 100 \text { 以上 } \\ & 200 \text { 未満 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 200 \text { 以上 } \\ & 300 \text { 未満 } \end{aligned}$ | 300 以上 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 61 | 鉄鋼業に供する |  | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 65 | 酸又はアルカリ | よる表面処理施設 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 66 | 電気メッキ施認 |  | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 6603 | 共同調理場に設 | されるちゅう房施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 72 | し尿処理施設 |  | 3 | 4 | 2 | 0 | 9 |
| 2001 | 指定地域特定施 |  | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 |
|  |  | 計 | 14 | 5 | 2 | 1 | 22 |

## 6 浄化槽の届出事務

平成 14 年度から埼玉県より事務の移譲を受け，浄化槽法に基づく届出等の事務を行っている。
（1）浄化槽設置の届出
浄化槽を設置をするときは，市長へ浄化槽設置届出書により届け出る。
（2）浄化槽変更の届出
構造又は規模の変更をするときは，市長へ浄化槽変更届出書により届け出る。
（3）浄化槽使用開始の報告
浄化槽の使用を開始したときは，その日から30日以内に市長へ浄化槽使用開始報告書を提出する。
（4）技術管理者変更の報告
技術管理者を変更したときは，その日から 30 日以内に市長へ浄化槽技術管理者変更報告書を提出する。
（5）浄化槽管理者変更の報告
浄化槽管理者を変更したときは，その日から30日以内に市長へ浄化槽管理者変更報告書 を提出する。
（6）浄化槽廃止の届出
浄化槽を廃止したときは，その日から 30 日以内に市長へ浄化槽廃止届出書により届け出 る。

表2－2－17 届出受理件数
（環境保全課受理分）

| 年 度 |  | 届 出 種 類 | 類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 廃止届 | 設置届（建築審査を伴わないもの） | 使用開始届 |
| 14年度 | 140 | 5 | 50 |
| 15年度 | 102 | 4 | 125 |

表2－2－18 浄化槽届出受理件数 （建築基準法に基づく確認申請を含む）

| 年度 | 11 年度 | 12 年度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 件数 | 260 | 645 | 751 | 648 | 658 |

（平成13年度以前は埼玉県中央環境管理事務所で受理）
※単独処理浄化槽を除く

## 第3節 土壌汚染

## 1 概況

近年，重金属やトリクロロエチレン等の化学物質による環境汚染や，不法投棄などの廃棄物の不適切処理問題等により，土壌汚染についての世論の関心は高い。

また，平成3年，人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として土壌の汚染に係る環境基準が定められ，土壌汚染対策は，事業者等に対する行政指導という形での取組が進め られてきた。ところが，近年，環境マネジメントシステムの一環として，自主的に汚染調査を行 う事業者の増加や，工場跡地の売却の際に調査を行う慣行の広まり等により，対策の制度化を求 める声が高まっていた。

これらの情勢により，平成14年4月1日に「埼玉県生活環境保全条例」が，また，平成15年2月15日には「土壌汚染対策法」が施行され，適時適切に土壌汚染の状況を把握すること及び，人の健康被害の防止を目的とした法体系が整備された。

## 2 規制内容

（1）土壌汚染対策法
「水質汚濁防止法」に該当する有害物質使用特定施設の廃止時及び，土壌汚染による健康被害が生ずる恐れがある土地について適用される。調査報告の結果，対象物質が基準値を超過し ていた場合，その土地は「指定区域」として公示される。「指定区域」として指定された場合，汚染の除去（浄化または搬出）が完了されるまでは，指定の解除はされず，その土地の形質変更は制限されることとなる。
（2）埼玉県生活環境保全条例
特定有害物質取扱事業所の廃止時又は，3，000m²以上の土地の改変時に過去の土地利用履歴を調査し，有害物質の使用履歴が判明した場合に適用される。調査報告の結果，対象物質 が基準値を超過していた場合，汚染拡散防止措置計画を作成の上，対策を講じなければならない。

図2－3－1 規制概念図


## 3 施行状況

平成15年度は，法に基づく報告は 1 件，条例に基づく汚染状況調査報告は 20 件であった。 そのらち，法対象は 3 条調査（ 65 酸又はアルカリによる表面処理施設の廃止）により，鉛の含有量について指定基準を超過したため，指定区域として指定した。

また，条例対象は77条関係（汚染状況の調査等）が鉛，砒素及びふつ素の複合汚染 1 件，7 9 条関係（特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物除却時の措置）が鉛の汚染 1 件， 80 条関係 （土地の改変時における改変者の措置）が鉛，砒素，ふつ素及び水銀の複合汚染 1 件となっている。

表2－3－1 土壌污染対策法 調査報告件数

| 区分 <br> 根拠条文 | 報告件数 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 汚染あり | 区域指定 |  |
|  |  |  |  | 区域解除 |
| 廃止時の調査（第 3 条第 1 項） | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 第3条第1項ただし書の確認 | 0 | － | － | － |
| 計 | 1 | 1 | 1 | 0 |

表2－3－2 埼玉県生活環境保全条例 調査報告件数

| 区分 <br> 根拠条文 | 報告件数 | 污染あり |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 対策中 |  |
|  |  |  | 注 1 | 完了 |
| 任意調査（第 77 条） | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 廃止時の調査（第79 条） | 5 | 1 | 0 | 1 |
| 土地改変時の調査（第 80 条） | 14 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | 20 | 3 | 1 | 1 |

※ 条例については，溶出量のみ対象となる
注1 未着手，検討中を含む

## 第4節 騒音•振動

## 1 概 況

騒音•振動は，人によって音，摇れの感じ方が様々で，日常生活への影響も大きい感覚公害の 1 つである。
また，大気汚染などと違い，発生しても蓄積されることはないが，極めて局所的，多発的であ るという特性をもつている。騒音の発生源は大別すると自動車騒音，工場•事業場騒音，建設作業騒音，深夜営業騒音，近隣騒音等，多種多様である。振動についても同様に道路交通振動，工場•事業場振動，建設作業振動がある。

## 2 自動車騒音•道路交通振動

自動車は物資の輸送や日常生活における大切な交通手段であり，今や生活とは切り離せない存在となっている反面，沿道住民には騒音，振動等の影響を及ぼす大きな要因となっている。

本市では，自動車騒音の実態を把握するため，首都高速川口線と県道足立一川口線の 1 地点， また，東京外環自動車道と国道 2 9 8 号線の 2 地点に自動騒音計を設置し，年間を通して騒音の測定を実施している。また，平成15年度は国道122号線をはじめ主要幹線道路7路線9評価区間の騒音の評価を行った。

図2－4－1 測定地点図


表2－4－1 騒音常時監視測定局

| 地点番号 | 測定地点 | 道 路 名 | 用途地域 | 環境基準 に係る地域の類型 | 車 線 数 | 騒音規制法 に係る区域 の区分 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| A | 安行測定局大字安行慈林356 | 首都高速川口線 | 二住 | B | 4 | 第2種 |
|  |  | 県道足立川口線 |  |  | 4 |  |
| B | 芝第2測定局芝西2－20－3 | 東京外環自動車道 | 二住 | B | 4 | 第2種 |
|  |  | 国道298号線 |  |  | 4 |  |
| C | 神根測定局大字神戸461 | 東京外環自動車道 | 調整 | B | 4 | 第2種 |
|  |  | 国道298号線 |  |  | 4 |  |

表 2－4－2 自動車騒音•道路交通振動の常時監視測定地点

| $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 地点 } \\ & \text { 番号 } \end{aligned}\right.$ | 測定地点 | 道 路 名 | 用途 |  | 車 線 数 | $\begin{gathered} \text { 騒音規制法 } \\ \text { に係る区域 } \\ \text { の区分 } \end{gathered}$ | 振動規制法 に係る区域 の区分 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1） | 朝日 3－1－2 地先 | 国道122号線 | 準住 | B | 4 | 第2種 | 第 1 種 |
| （2） | 安行領根岸 970 地先 （芝川根岸大橋付近） | 東京外環自動車道国道298号線 | 二住 | B | $\begin{aligned} & 4 \\ & 4 \\ & \hline \end{aligned}$ | 第2種 | 第 1 種 |
| （3） | 大字安行慈林 356 地先 （安行測定局付近） | 首都高速川口線県道足立川口線 | 二住 | B | $\begin{aligned} & 4 \\ & 4 \\ & \hline \end{aligned}$ | 第2種 | 第 1 種 |
| （4） | 大字西新井宿 270－1 | 国道 122 号線 | 調整 | B | 4 | 第2種 | 第 1 種 |
| （5） | 江戸袋 1－34 | 首都高速川口線県道足立川口線 | 二住 | B | $\begin{aligned} & 4 \\ & 4 \\ & \hline \end{aligned}$ | 第 2 種 | 第 1 種 |
| （6） | 芝中田 2－31－10 | 県道川口上尾線 | 準住 | B | 2 | 第2種 | 第 1 種 |
| （7） | 東領家 3－1－22 （領家小学校付近） | 県道東京川口線 | 準工 | C | 2 | 第3種 | 第2種 |
| （8） | $\begin{gathered} \text { 大字石神 854-1 } \\ \text { (石神配水場付近) } \end{gathered}$ | 県道さいたま鳩ヶ谷線 | $\begin{gathered} \text { 一低 } \\ \text { 住 } \\ \hline \end{gathered}$ | A | 2 | 第 1 種 | 第 1 種 |
| （9） | 大字安行小山 443－1 | 市道幹線 60 号線 | 二住 | B | 4 | 第2種 | 第 1 種 |

（1）自動車騒音の常時測定

市内 3 局で自動騒音計を設置し年間を通して測定を行っている。年平均値と環境基準を比較すると，安行測定局では昼夜二時間帯ともこれを超過し，一方，芝第2測定局，神根測定局では二時間帯ともこれを下回った。

表2－4－3 環境基準•要請限度
（単位：d B）

|  | 昼 | 夜 |
| :---: | :---: | :---: |
| 環境基準 | 70 | 65 |
| 要請限度 | 75 | 70 |

表2－4－4 安行測定局測定結果（Leq）

| 項 |  |  | 目 |  | 平成 15 年 |  |  |  |  |  |  |  |  | 平成 16 年 |  |  | 年間値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |  |
|  | 定 | 時 | 間 | 時 間 | 717 | 738 | 714 | 740 | 739 | 719 | 742 | 718 | 741 | 744 | 692 | 740 | 8， 744 |
|  | 平 | 均 | 値 | d B | 73 | 73 | 73 | 73 | 73 | 73 | 73 | 74 | 74 | 73 | 74 | 74 | 73 |
|  | 最 | 大 | 値 | d B | 79 | 77 | 76 | 77 | 76 | 77 | 77 | 77 | 77 | 77 | 80 | 78 | 80 |
|  | 最 |  | 値 | d B | 66 | 66 | 65 | 66 | 66 | 66 | 67 | 67 | 68 | 66 | 68 | 68 | 65 |
|  | 平 | 均 | 値 | d B | 74 | 74 | 73 | 74 | 74 | 74 | 74 | 74 | 74 | 74 | 74 | 75 | 74 |
|  | 平 |  | 値 | d B | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 | 72 | 72 | 72 | 71 | 72 | 72 | 71 |
| 昼 | 環境基 | 超過 | 日数 | 日 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
|  | 要請限 | 超過 |  | 日 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 6 | 16 |
|  |  | 定日数 |  | 日 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
|  | 環境基 | 昭過 | 間数 | 時間 | 476 | 488 | 465 | 489 | 484 | 476 | 495 | 479 | 491 | 488 | 462 | 493 | 5，786 |
|  | 要請限 | 超過 | 間数 | 時間 | 39 | 17 | 6 | 20 | 5 | 16 | 54 | 82 | 60 | 37 | 53 | 124 | 513 |
|  |  | 時間 |  | 時間 | 477 | 493 | 475 | 495 | 492 | 479 | 495 | 479 | 494 | 496 | 463 | 493 | 5， 831 |
| 夜 | 環境基 | 超過 | 日数 | 日 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
|  | 要請限 | 度超 |  | 日 | 24 | 23 | 20 | 25 | 24 | 26 | 27 | 26 | 31 | 25 | 28 | 30 | 309 |
|  |  | 定日数 |  | 日 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
|  | 環境基 | 超過 | 間数 | 時間 | 240 | 245 | 237 | 245 | 247 | 240 | 247 | 239 | 247 | 248 | 229 | 247 | 2， 911 |
|  | 要請限 | 超過 | 間数 | 時間 | 143 | 144 | 127 | 150 | 137 | 151 | 169 | 173 | 188 | 162 | 179 | 213 | 1，936 |
|  |  | 時間 |  | 時間 | 240 | 245 | 239 | 245 | 247 | 240 | 247 | 239 | 247 | 248 | 229 | 247 | 2，913 |

表2－4－5 芝第2測定局測定結果（Leq）


表 2－4－6 神根測定局測定結果（Leq）

|  | 項 |  | 目 |  | 平成 15 年 |  |  |  |  |  |  |  |  | 平 成 16 年 |  |  | 年間値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |  |
|  | 定 | 時 | 間 | 時 間 | 695 | 736 | 707 | 734 | 731 | 714 | 736 | 702 | 732 | 740 | 683 | 730 | 8， 640 |
| 月 | 平 | 均 | 値 | d B | 62 | 62 | 62 | 62 | 62 | 62 | 62 | 63 | 63 | 62 | 62 | 63 | 62 |
| 月 | 最 | 大 | 値 | d B | 67 | 68 | 68 | 67 | 67 | 66 | 69 | 66 | 67 | 66 | 71 | 66 | 71 |
|  | 最 | 小 | 値 | d B | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 | 57 | 56 | 56 | 57 | 55 | 57 | 57 | 55 |
| 昼 | 昼 |  | 値 | d B | 63 | 63 | 62 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 64 | 63 |
|  | 平 |  | 値 | d B | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 61 | 61 | 60 | 60 | 61 | 60 |
| 昼 | 環境基準超過日数 |  |  | 日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 要請限 | 超 | 数 | 日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  |  | 定日数 |  | 日 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
|  | 環境基 | 超過 | 間数 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
|  | 要請限 | 超過 | 寺間数 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  |  | 時間 |  | 時間 | 459 | 492 | 468 | 488 | 483 | 474 | 489 | 467 | 485 | 494 | 455 | 490 | 5，744 |
| 夜 | 環境基 | 超 | 数 | 日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 要請限 | 度超過 | 日数 | 日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  |  | 定日 |  | 日 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
|  | 環境基 | 超過 | 寺間数 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
|  | 要請限 | 超過 | 寺間数 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  |  | 時間 |  | 時間 | 236 | 244 | 239 | 246 | 248 | 240 | 247 | 235 | 247 | 246 | 228 | 240 | 2， 896 |

平成15年度においては，7路線9測定区間総延長24． 2 km の騒音評価を行なった。環境基準の達成状況は，全戸数 6 ，7 2 7 戸の内，4，9 8 7 戸（74．1 \％）が昼•夜と も基準値以下であり，923戸（13．7 \％）が昼のみ，1戸（ $0.0 \%$ ）が夜のみ環境基準以下であった。その他 8 1 6 戸（1 2．1 \％）は昼•夜とも環境基準を超過した。
個別に評価区間を見ると，特に評価区間番号 1 0 1＿0 3 0 ，1 0 1＿0 4 0（国道 1 2 2号線）及び，2 0 1＿O 1 0（首都高速川口線•県道足立川口線）では，昼•夜とも環境基準以下であるのは，およそ $20 \%$ とかなり低い状況であった。

表2－4－7 平成15年度評価結果

| $\begin{aligned} & \text { 地 } \\ & \text { 点 } \\ & \text { 番 } \\ & \text { 号 } \end{aligned}$ | 評 <br> 価 <br> 区 <br> 間 <br> 番 <br> 号 | 評 <br> 価 <br> 対 <br> 象 <br> 道 <br> 路 | 車 <br> 線 <br> 数 | 評 <br> 価 <br> 区 <br> 間 <br> の <br> 延 | 評 <br> 価 <br> 対 <br> 象 <br> 住 <br> 居 <br> 等 <br> 戸 <br> 数 | 昼 間 <br> 夜 <br> 間 <br> と <br> も <br> 基 <br> 準 <br> 値 <br> 以 <br> 下 |  |  | 夜 <br> 間 <br> の <br> み <br> 基 <br> 準 <br> 値 <br> 以 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | （km） | （戸） | （戸）：（\％） | （戸） | （\％） | （戸） | （\％） | （戸） | （\％） |
| （1） | 101＿040 | 国道 122 号線 | 4 | 3.4 | 1，251 | 266 21．3 | 416 | 33.3 | 0 | 0.0 | 569 | 45.5 |
| （2） | 102＿020 | 東京外環自動車道国道298号線 | 4 | 4.1 | 774 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| （3） | 102＿030 | 首都高速川口線県道足立川口線 | $\frac{4}{4}$ | 3.9 | 562 | 159 | 233 | 41.5 | 0 | 0.0 | 170 | 30.2 |
| （4） | 101＿030 | 国道 122 号線 | 4 | 1.4 | 172 | 48 27．9 | 72 | 41.9 | 0 | 0.0 | 52 | 30.2 |
| （5） | 201＿010 | 首都高速川口線県道足立川口線 | $\begin{aligned} & 4 \\ & 4 \end{aligned}$ | 1.5 | 219 | 213 97．3 | 5 | 2.3 | 0 | 0.0 | 1 | 0.5 |
| （6） | 204＿035 | 県道川口上尾線 | 2 | 1.7 | 1，503 | 1，394 92.7 | 109 | 7.3 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| （7） | 204＿020 | 県道東京川口線 | 2 | 2.9 | 1，148 | 1，068 93．0 | 66 | 5.7 | 0 | 0.0 | 14 | 1.2 |
| （8） | 217＿010 | $\begin{gathered} \text { 県道さいたま } \\ \text { 鳩ヶ谷線 } \end{gathered}$ | 2 | 3.4 | 611 | $581: 95.1$ | 19 | 3.1 | 1 | 0.2 | 10 | 1.6 |
| （9） | 301＿010 | 市道幹線 60 号線 | 4 | 1.9 | 487 | 484 99．4 | 3 | 0.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 計 |  |  |  | 24.2 | 6，727 | 4，987： 74.1 | 923 | 13.7 | 1 | 0.0 | 816 | 12.1 |

（3）自動車騒音•道路交通振動•交通量調査結果

## 表2－4－8 平成15年度測定結果

| $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 地 } \\ \text { 点 } \\ \text { 番 } \\ \text { 号 } \\ \hline \end{array}$ | 測定地点 | 時間帯 | 騒 音 |  |  | 振 動 |  |  |  | 日交通量 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 等価騒音 レベル | 時間帯交通量 | 大型車混入率 | 振動 <br> レベル | 時間帯 <br> 交通量 | 大型車混入率 | 要請限度 との比較 |  |
|  | 対象道路 |  | （dB） | （台） | （\％） | （dB） | （台） | （\％） | （適否） | （台／日） |
| （1） | 朝日 $3-1-2$ 地先 | 昼間 | 77 | 34， 410 | 17.1 | 49 | 24，588 | 18.3 | 適 | 41， 022 |
|  | 国道122号線 | 夜間 | 75 | 6， 612 | 23.7 | 46 | 16， 434 | 20.2 | 適 |  |
| （2） | 安行領根岸970地先 | 昼間 | 61 | 47，898 | 27． 4 | 41 | 32， 622 | 29.9 | 適 | 58， 044 |
|  | 東京外環自動車道国道298号線 | 夜間 | 57 | 10，146 | 37.8 | 38 | 25，422 | 31.7 | 適 |  |
| （3） | 大字安行慈林356地先 | 昼間 | 72 | 23，592 | 28.3 | 43 | 16， 326 | 29.4 | 適 | 27， 720 |
|  | 首都高速川口線県道足立川口線 | 夜間 | 70 | 4，128 | 43.5 | 41 | 11，394 | 36.7 | 適 |  |
| （4） | 大字西新井宿270－1 | 昼間 | 76 | 36， 000 | 19.5 | 39 | 25，476 | 22.2 | 適 | 42，540 |
|  | 国道122号線 | 夜間 | 73 | 6， 540 | 26． 8 | 37 | 17， 064 | 21.8 | 適 |  |
| （5） | 江戸袋1－34 | 昼間 | 69 | 21，564 | 32.2 | 49 | 15， 678 | 36.4 | 適 | 25，140 |
|  | 首都高速川口線県道足立川口線 | 夜間 | 66 | 3， 576 | 45.5 | 47 | 9， 462 | 36.9 | 適 |  |
| （6） | 芝中田2－31－10 | 昼間 | 69 | 21，234 | 9.9 | 45 | 15， 624 | 11.0 | 適 | 25，494 |
|  | 県道川口上尾線 | 夜間 | 68 | 4， 260 | 6． 4 | 40 | 9， 870 | 6． 8 | 適 |  |
| （7） | 東領家3－1－22 | 昼間 | 69 | 13， 386 | 18.0 | 46 | 9， 966 | 19.7 | 適 | 15，846 |
|  | 県道東京川口線 | 夜間 | 68 | 2， 460 | 26.6 | 43 | 5， 580 | 21.8 | 適 |  |
| （8） | 大字石神854－1 | 昼間 | 71 | 12，138 | 11.8 | 47 | 8，796 | 14.3 | 適 | 13， 566 |
|  | 県道さいたま鳩ヶ谷線 | 夜間 | 67 | 1， 428 | 11.1 | 40 | 4， 770 | 9.3 | 適 |  |
| （9） | 大字安行小山443－1 | 昼間 | 69 | 17， 922 | 15.6 | 42 | 12，858 | 18.0 | 適 | 20，130 |
|  | 市道幹線60号線 | 夜間 | 65 | 2， 208 | 25.2 | 37 | 7， 272 | 19．4 | 適 |  |

※ 交通量及び大型混入率は，（2）は国道298号線，（3）（5）は県道足立川口線のみの値

## 3 騒音の規制

工場•事業場に関しては，著しく騒音を発生する施設を設置又は使用するにあたり，「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて届出及び規制基準を遵守するよう指導を行っ ている。

## （1）届出状況

法律に基づく届出は，金属加工機械及び空気圧縮機等で全体の $69 \%$ を占めている。また条例においては，木材加工機械が $47 \%$ を占めている。

表2－4－9 平成15年度届出件数（騒音規制法）

| 設置 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $(6$ 条 $)$ | 使用 |  |  |  |  |  |  |
| $(7$ 条 $)$ | 数等変更 <br> $(8$ 条 $)$ | 氏名等 <br> 変更 <br> $(10$ 条 $)$ | 使用全廃 <br> $(10$ 条 $)$ | 承継 <br> $(11$ 条 $)$ | 電気工作物等 <br> $(21$ 条） | 計 |  |
| 25 | 0 | 3 | 22 | 209 | 1 | 0 | 260 |

表2－4－10 特定施設数（騒音規制法）
（平成16年3月31日現在）

| 区分 | 特定施設の種類 | 施設数 | 区分 |  | 誨設の種類 | 施設数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 属加工機械 | 1，621 | 4 織機 |  |  | 140 |
|  | 圧延機械 | 12 |  | 建設用資材製造機械 |  | 10 |
|  | 製管機械 | 4 |  | コンク | ートプラント | 7 |
|  | ベンディングマシン | 140 |  | アスフ | ルトプラント | 3 |
|  | 液圧プレス | 188 | 6 款物用製粉機 |  |  | 0 |
|  | 機械プレス | 750 |  | 木材加工機械 |  | 113 |
|  | せん断機 | 206 |  | ドラム | ーカー | 0 |
|  | 鍛造機 | 21 |  | チッパ |  | 1 |
|  | ワイヤーフォーシングアシン | 3 |  | 砕木機 |  | 0 |
|  | ブラスト | 212 |  | 帯のこ |  | 15 |
|  | タンブラー | 65 |  | 丸のこ |  | 44 |
|  | 切断機 | 20 |  | かんな |  | 53 |
|  | 圧縮機等 | 1，720 | 8 抄紙機 |  |  | 5 |
|  | 空気圧縮機 | 790 | 9 印刷機械 |  |  | 346 |
|  | 送風機 | 930 | 10 合成樹脂用射出成形機 |  |  | 506 |
| 3 | 石用又は鉱物用破砕機等 | 30 | 11 | 鋳型造型機 |  | 385 |
|  | 破砕機 | 25 | 合 |  | 計 | 4，876 |
|  | 摩砕機 | 0 |  |  |  |  |
|  | ふるい | 5 | 事業所 数 |  |  | 1，169 |
|  | 分級機 | 0 |  |  |  |  |  |

表2－4－11 平成 1 5 年度指定騒音施設関係届出件数（埼玉県生活環境保全条例）

| 設置 <br> $(52$ 条） | 使用 <br> $(53$ 条） | 数等変更 <br> $(54$ 条 $)$ | 氏名等変更 <br> $(54$ 条） | 使用全廃 <br> $(54$ 条） | 承継 <br> $(58$ 条） | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 5 | 0 | 1 | 10 | 45 | 1 | 62 |

表2－4－12 平成15年度指定騒音作業関係届出件数（埼玉県生活環境保全条例）

| 開始 <br> $(52$ 条） | 実施 <br> $(53$ 条） | 種類等変更 <br> $(54$ 条） | 氏名等変更 <br> $(54$ 条） | 作業全廃 <br> $(54$ 条） | 承継 <br> $(58$ 条） | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 5 | 2 | 0 | 0 | 26 | 0 | 33 |

表2－4－13 指定騒音施設数（埼玉県生活環境保全条例）
（平成16年3月31日現在）

| 指定騒音施設の種類 | 施設数 |
| :--- | ---: |
| 木材加工機械 | 467 |
| 合成樹脂用粉砕機 | 138 |
| ペレタイザー | 9 |
| コルゲートマシン | 3 |
| シェイクアウトマシン | 17 |
| ダイカスト機 | 66 |
| 冷却塔 | 300 |
| 計 | 1,000 |
| 事業所数 | 331 |

表2－4－14 指定騒音作業工場数（埼玉県生活環境保全条例）
（平成16年3月31日現在）

| 指定騒音作業の種類 | 工場数 |
| :---: | :---: |
| 業として金属板のつち打加工を行う作業 | 2 |
| 業としてハンドグラインダーを使用する作業 | 145 |
| 業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業 | 21 |
| 計 | 168 |

（2）特定建設作業騒音

特定建設作業は，建設作業の中でも著しく騒音を発生させる作業で，「騒音規制法」に基 づき建設機械を使用する作業について届出が義務づけられており，届出の際，工期•工法•作業時間等に関する近隣説明を行らように指導をしている。
届出状況としては，さく岩機を使用する作業が大半を占めている。
表2－4－15 特定建設作業実施届出件数（騒音規制法）

| 特定建設作業の種類 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| くい打機，くい抜機，くい打くい抜機を使用する作業 | 9 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| びょう打機を使用する作業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| さく岩機を使用する作業 | 95 | 82 | 87 | 88 | 93 |
| 空気圧縮機を使用する作業 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| コンクリートプラント又はアスフアルトプラントを設けて行う作業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| バックホウ，トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業 | 3 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 110 | 95 | 90 | 89 | 98 |

## （3）深夜営業騒音

「埼玉県生活環境保全条例」において深夜営業騒音について規制を行っているが，近年，飲食店内のカラオケ，楽器演奏などの音響機器による騒音問題が増加の傾向にある。

なお，昭和 5 9 年1 0月からカラオケを設置する飲食店に対して，申請時に騒音の防止の指導を行っている。

表2－4－16 深夜営業騒音指導件数（埼玉県生活環境保全条例）

| 年 度 | H 1 1 | H 1 2 | H 1 3 | H 1 4 | H 1 5 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 指導件数 | 96 | 64 | 48 | 42 | 44 |

（4）近隣騒音
最近は，一般家庭におけるピアノやCDプレーヤーなどの音響機器，犬猫などのペットの鳴き声，マンションの上下隣接階の物音といった近隣騒音の問題も増加傾向にある。

この問題は，法的に規制指導の対象とならないが，近隣住民との日常のコミュニケーショ
ンの重要性や，住民各人の騒音防止意識の高揚に関する啓発に努めている。

## 4 振動の規制

工場•事業場に関しては，著しく振動を発生する施設を設置又は使用するにあたり，「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて届出及び規制基準を遵守するよう指導を行っ ている。
（1）届出状況
法律に基づく届出は，金属加工機械が $50 \%$ を占めている。また条例においては，主とし て鋳造業で用いられる 2 つの施設が規制対象となっている。

表 2－4－17 平成15年度届出件数（振動規制法）

| 設置 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $(6$ 条 $)$ | 使用 |  |  |  |  |  |  |
| $(7$ 条 $)$ | 数等変更 <br> $(8$ 条 $)$ | 氏名等 <br> 変更 <br> $(10$ 条 $)$ | 使用全廃 <br> $(10$ 条 $)$ | 承継 <br> $(11$ 条） | 電気工作物等 <br> $(21$ 条）$)$ | 計 |  |
| 27 | 0 | 3 | 11 | 112 | 1 | 1 | 155 |

表 2－4－18 特定施設数（振動規制法）
（平成16年3月31日現在）


表2－4－19 平成15年度指定振動施設関係届出件数（埼玉県生活環境保全条例）

| 設置 <br> $(52$ 条 $)$ | 使用 <br> $(53$ 条 $)$ | 数変更 <br> $(54$ 条 $)$ | 氏名等変更 <br> $(54$ 条） | 使用全廃 <br> $(54$ 条 $)$ | 承継 <br> $(58$ 条） | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 5 |

表2－4－20 指定振動施設数（埼玉県生活環境保全条例）
（平成16年3月31日現在）

| 指定振動施設の種類 | 施設数 |
| :---: | :---: |
| シェイクアウトマシン | 12 |
| オシレイティングコンベア | 37 |
| 計 | 49 |
| 事業所数 | 18 |

（2）特定建設作業振動
法に基づき，振動を発生させる特定建設作業は届出が義務づけられており，当該申請者に対 し，工期•工法•作業時間等に関する近隣説明を行うように指導をしている。
届出状況としては，ブレーカーを使用する作業が大半を占めている。

表2－4－21 特定建設作業実施届出件数（振動規制法）

| 特定建設作業の種類 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| くい打機，くい抜機，くい打くい抜機を使用する作業 | 14 | 10 | 12 | 5 | 10 |
| 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 舗装版破砕機を使用する作業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| ブレーカーを使用する作業 | 45 | 47 | 43 | 42 | 57 |
| 計 | 59 | 57 | 55 | 48 | 67 |

## 第5節 悪 臭

## 1 概 況

平成15年度の苦情件数のうち悪臭に関するものは80件で苦情総数の $17.5 \%$ を占めている。 このなかで，「埼玉県生活環境保全条例」の指定悪臭工場による苦情は 12 件であり，臭気濃度 の測定及び事業者に対する改善勧告は無かった。

苦情については，苦情者からの事情聴取，発生源事業場への立入調査をし，作業の改善•施設 の改善等の指導を行い解決に努めているが，小規模事業場等が多く解決に長時間を要することが多いため，完全解決に苦慮しているのが現状である。

環境省が勧めている臭気指数による規制は本市において導入の準備中である，この規制はすべ ての事業所が規制対象となるため苦情対応が容易となる。

## 2 悪臭の規制

## （1）悪臭防止法による規制

「悪臭防止法」による規制は特定悪臭物質による濃度規制，又は嗅覚測定法による臭気指数規制の選択となり本市では特定悪臭物質による濃度規制を行っている。

規制基準については次のとおりである。
1 号規制 敷地境界（特定悪臭物質として 22 物質）
2 号規制 煙突もしくは気体排出口。（アンモニアを含む 1 3 物質ただし，メチルメルカプタン，硫化メチル，二硫化メチル，アセトアルデヒド，スチレン，プロピオン酸，ノルマ ル酪酸，ノルマル吉草酸，イソ吉草酸を除く）
3 号規制 事業活動に伴って発生する排出水（メチルメルカプタン，硫化水素，硫化メチル，二硫化メチルの 4 物質）
（2）埼玉県生活環境保全条例による規制
「埼玉県生活環境保全条例」では，指定悪臭工場等を 13 業種指定し悪臭を臭気濃度により規制している。本市は全域規制区域に入っている。臭気濃度は三点比較式臭袋法により算出さ れるもので，臭気指数 $=10 \times \log$（臭気濃度）の関係がある。

## 第 6 節 地盤沈下

## 1 概況

地盤沈下は，地下水の過剰な汲み上げによる地下水位の低下により生じ，建築物の損壊等の被害をもたらしている。このため「工業用水法」，「建築物用地下水採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて規制されている。

## 2 地盤沈下の現況

本市には地盤沈下の傾向を把握するため，20カ所（国：2ヶ所，県：18ヶ所）の観測点が設定されており，国及び県により調査が行われている。過去 10 年間の年次変動量をみると平成 6 年度の渇水による影響を除いて沈静化の傾向が続いている。

表 2－6－1 市内地盤沈下年次別最大
（単位：mm）

| 変 動 年 度 | H 5 | H 6 | H 7 | H 8 | H 9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 最大沈下量 | - | 18 | 1 | 8 | 6 | 1 | 4 | 4 | 5 | 7 |

（注）平成 5 年度は観測地点で沈下は認められなかった。

## 図2－6－1 年間変動量の推移

## 最大沈下量

mm


## 第7節 ダイオキシン類

## 1 概 況

ゴミ等の燃焼により非意図的に容易に生成し，非常に高い毒性と内分泌を撹乱する作用（環境 ホルモン）が確認され社会問題となったダイオキシン類であったが，「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行や小型焼却炉の規制等の排出抑制施策の結果，平成10年頃に比べ大気中のダイ オキシン類濃度は大きく改善された。しかし，河川水については環境基準値内ではあるものの，比較的高濃度の結果となっている。なお，河川中のダイオキシン類については，大気中のダイオ キシン類が殆ど「燃焼由来」であるのに対して「農薬由来」の傾向を示している。

本市では，「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく測定計画により大気，河川水，河川底質，地下水，土壌の各媒体について調査を実施している。

規制については平成 14 年度から，彩の国中核都市として，埼玉県から「ダイオキシン類対策特別措置法」に関する権限が移譲され，排出の規制等の事務を行っている。

図2－7－1 調査地点図


## 2 測定結果

（1）大気
発生源周辺として南平測定局，戸塚東4丁目テニスコート，一般環境として川口職員会館，芝測定局の計 4 地点で春夏秋冬の年 4 回測定を行った。
平成 15 年度の年平均値は南平測定局が $0.17 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ，戸塚東 4 丁目テニスコートが 0． $13 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ，川口職員会館が $0.16 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ，芝測定局が 0 。 $088 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ でいずれも環境基準（ $0.6 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ）を下回った。
昨年度の年平均値（青木町 2 丁目広場遊園 0 。 $34 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ，戸塚東 4 丁目テニスコート
0． $29 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ，芝測定局 0 。 $21 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ）に比べると，濃度は大幅に減少している。

表2－7－1 測定結果
（単位： $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ）

| 測定地点 | 平成 15 年度 |  |  |  |  | 平均 | 環境基準 <br> との比較 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 環境基準 |  |  |  |  |  |  |$|$

表2－7－2 経年変化
（単位： $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ）

| 測定地点 | 調查区分 | 用途地域 | H 1 1 | H 1 2 | H 1 3 | H 1 4 | H 15 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 南平測定局 | 発生源周辺 | 準工 |  |  |  |  | 0.17 |
| 戸塚東4丁目テニスコート | 発生源周辺 | 二中高 |  |  | 0.75 | 0.29 | 0.13 |
| 青木町2丁目広場遊園 | 発生源周辺 | 準工 | 0.33 | 0.30 | 0.56 | 0.34 |  |
| 戸塚中谷公園 | 発生源周辺 | 二中高 | 0.41 | 0.21 |  |  |  |
| 川口市職員会館 | 一般環境 | 準工 |  |  |  |  | 0.16 |
| 芝測定局 | 一般環境 | 二住 | 0.24 | 0.22 | 0.43 | 0.21 | 0.088 |
| 横曽根測定局 | 一般環境 | 二住 | 0.27 |  |  |  |  |

（2）河川水
河川の調査は新芝川の山王橋で年 1 回の測定を行った。
平成15年度の測定結果は 0 。 $92 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell$ で環境基準（ $1 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell$ ）を下回った。昨年度の測定結果（ $0.74 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell)$ に比べ，濃度の上昇が見られた。

表2－7－3 測定結果
（単位： $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell$ ）

| 測定地点 | 測定結果 | 環境基準との比較 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 山王橋 | 0.92 | $\bigcirc$ | 1 |

（3）河川底質

河川の底質については河川水と同じく新芝川の山王橋で年1回の測定を行った。平成15度の測定結果は，12 pg－TEQ／g で環境基準（150 pg－TEQ／g）を下回った。昨年度の測定結果（12 pg－TEQ／g）と同様の結果であった。

表2－7－4 測定結果
（単位： $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}$ ）

| 測定地点 | 測定結果 | 環境基準との比較 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 山王橋 | 12 | $\bigcirc$ | 150 |

（4）地下水

地下水は飯塚地区の 1 地点で調査を実施した。
平成15年度の測定結果は，O． $048 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell$ で環境基準（ $1 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell$ ）を下回った。

表2－7－5 測定結果（単位： $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell$ ）

| 測定地点 | 測定結果 | 環境基準との比較 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 飯塚地区 | 0.048 | $\bigcirc$ | 1 |

（5）土壌

土壌は戸塚綾瀬小学校，木曽呂公園，上青木公園，榛松第 3 公園，末広 3 丁目公園の 5 地点で調査を実施した。

平成15年度の測定結果は，0． $045 \sim 23 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}$ で環境基準（1000pg－TEQ／g） を大幅に下回った。

表2－7－6 測定結果
（単位： $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}$ ）

| 測定地点 | 測定結果 | 環境基準との比較 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 戸塚綾瀬小学校 | 1.0 | $\bigcirc$ |  |
| 木曽呂公園 | 23 | $\bigcirc$ |  |
| 上青木公園 | 4.4 | $\bigcirc$ |  |
| 榛松第 3 公園 | 0.045 | $\bigcirc$ |  |
| 末広 3 丁目公園 | 2.1 | $\bigcirc$ |  |

※毒性等量（合計）の算出について
大気•河川•底質•地下水 … 定量下限値以上及び定量下限値未満•検出下限値以上の値はそのまま用い，検出下限値未満の値は検出下限値の1／2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出した。

土壌 … 定量下限値未満の値は 0 として各異性体の毒性等量を算出した。

## 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

「ダイオキシン類対策特別措置法」では，ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として定め，設置者等は届出をすることとなっている。

平成15年度末の特定施設設置状況は，大気基準適用施設が，13施設（10事業場），水質基準対象が，10施設（5事業場）である。

表2－7－7 平成15年度特定施設届出数
（平成16年3月31日現在）

| 区分 | 設置 | 使用 | 構造等変更 | 使用廃止 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 大気基準適用施設 | 0 | 0 | 1 | 7 | 8 |
| 水質基準対象施設 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

表2－7－8 大気基準適用施設数
（平成16年3月31日現在）


表2－7－9 特定施設数（水質基準対象施設）
（平成16年3月31日現在）


## 4 設置者による測定の結果

表2－7－10 対象試料及び対象施設

| 対象試料 | 対象施設 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 排出ガス | 大気基準適用施設 | 製鋼用電気炉 |
|  |  | 廃棄物焼却炉 |
| 排出水 | 水質基準対象施設 | 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設，灰の貯留施設 |
|  |  | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレ <br> ン洗浄施設 |
| ばいじん・燃え湸 | 大気基準適用施設のらち廃妻物焼却炉 |  |

※ 設置されている特定施設のみを記載。
（1）測定結果の概要
ア 排出ガス
平成15年度の対象施設は20施設であったが，7施設が廃止となったため，公表の対象と した期間に使用•稼動している施設は 13 施設となった。13施設から測定の報告があり，す べて排出基準に適合していた。

表2－7－11 排出ガスの測定結果報告状況（大気基準適用施設）

| 特定施設の種類 | 報 告施設数 | $\begin{gathered} \text { 測 定 } \\ (\mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 果 } \\ { }^{3}{ }^{2} \mathrm{~N} \end{gathered}$ | 新設の排出基準に適合しな かった施設数 | 既設の排出基準に適合しな かつた施設数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 最小～最大 | 平 均 |  |  |
| 製鋼用電気炉 | 1 | 0． 92 | 0.92 | － | 0 |
| 廃棄物焼却炉 | 12 | $0.00014 \sim 1.3$ | 0.13 | 0 | 0 |
| 合 計 | 13 |  |  | 0 | 0 |

備考 「一」は，対象施設がないことを示す。

## 个 排出水

平成15年度の公表の対象とした期間に使用•稼動している事業場は 6 事業場であり， そのうち 2 事業場に報告義務があったが， 1 事業場が廃止となった。 1 事業場から測定 の報告があり，排出基準に適合していた。

表2－7－12 排出水の測定結果報告状況（水質基準適用施設）

| 特定施設の種類 | 報告事業場数 | 測 定 結 果 （ pg －TEQ／$\ell$ ） |  | 排出基準に適合しなかった事業場数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 最小～最大 | 平 均 |  |
| 廃棄物焼却炉に係る施設 | 1 | 0． 0020 | 0． 0020 | 0 |

ウ ばいじん・燃え殻
平成15年度のばいじん施設は16施設であったが，7施設が廃止となったため，公表 の対象とした期間に使用•稼動している施設は9施設となった。 7 施設から測定の報告が あり，すべて排出基準に適合していた。また，未報告の 2 施設について，測定報告書の提出を求める行政指導等を行った。

ばいじんの処理基準が適用される新設の廃棄物焼却炉は 6 施設あり 5 施設から測定の報告があり，全て処理基準に適合していた。

平成15年度の燃え殻対象施設は公表の対象とした期間に使用•稼動している施設が， 9 施設であった。 9 施設から測定の報告があり，すべて排出基準に適合していた。

表2－7－13 ばいじん・燃え殻の測定結果報告状況（廃棄物焼却炉）

| 対象試料 | 報告施設数 | $\begin{gathered} \text { 測定結果 } \\ (\mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}) \end{gathered}$ |  | 新設に適用される処理基準を超えた施設数 | 既設に適用される処理基準を超えた施設数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 最小～最大 | 平 均 |  |  |
| ばいじん | 7 | 0．0072～2．6 | 0.59 | 0 | 0 |
| 燃え殻 | 9 | $\begin{aligned} & \hline 0.00000028 \\ & \sim 0.024 \end{aligned}$ | 0． 0060 | 0 | 0 |
| 合 計 | 16 |  |  | 0 | 0 |

備考 ばいじん・燃え殻の処分を行う場合には，処理基準内となるように処理しなければ ならない。

## 第 8 節 公害苦情

## 1 概 況

平成 1 5 年度における公害苦情の受理件数は456件であった。苦情件数は年々微増しており， その原因としては市民の環境に対する意識の高まりが考えられる。

苦情を種類別に見ると大気汚染に係るものが，205件（45．0 \％）と最も多く，次いで騒音に係るものが 126 件（ $27.6 \%$ ），悪臭に係るものが 80 件（ $17.5 \%$ ）となっており，この 3 種類 で全体の $90.1 \%$ を占めている。
用途地域別で見ると，住居地域の苦情が最も多く，次いで準工業地域となっている。また，発生源別に見ると，製造業，建設業，サービス業からの苦情が多くなっている。

これらの苦情に対して発生源が公害関係法令の対象となっている場合は法令の遵守を指導して いるが，苦情の多くは法令の適用がなかったり，規制基準を超えていない場合が多く，発生源と地域住民の話し合いによる理解と協力を得ながら迅速•的確に解決するように努めている。

表 2－8－1 苦情件数の経年推移

|  | 大気 汚 染 |  |  | 水質 <br> 污濁 | 騒 音 |  |  | 振動 | 悪臭 | 地盤 <br> 沈下 | 土壌 <br> 汚染 | そ <br> の <br> 他 | 合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ばい動 | 粉じん | 小計 |  | 騒音 | カラオケ | 小計 |  |  |  |  |  |  |
| H 11 | 112 | 6 | 118 | 21 | 76 | 8 | 84 | 7 | 95 | 0 | 1 | 0 | 326 |
| H 12 | 116 | 23 | 139 | 16 | 82 | 9 | 91 | 12 | 125 | 0 | 1 | 0 | 384 |
| H 13 | 133 | 11 | 144 | 33 | 71 | 11 | 82 | 10 | 108 | 0 | 1 | 0 | 378 |
| H 14 | 195 | 8 | 203 | 14 | 81 | 7 | 88 | 20 | 71 | 0 | 1 | 0 | 397 |
| H 15 | 191 | 14 | 205 | 20 | 111 | 15 | 126 | 21 | 80 | 0 | 2 | 2 | 456 |

図 2－8－1 種類別苦情件数の推移


表2－8－2 平成15年度用途地域別公害苦情件数


図2－8－2 平成15年度用途地域別公害苦情割合


表2－8－3 平成15年度業種別公害苦情件数


図2－8－3 平成15年度業種別公害苦情割合


## 第 3 章

環境施策の推進

## 第1節 川口市環境基本計画

1 計画の基本的事項
（1）計画の目的
「川口市環境基本計画」は，「川口市環境基本条例」の基本理念を実現し，環境の保全及 び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
（基本理念）
第3条 環境の保全等は，市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに，これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければ ならない。
2 環境の保全等は，環境資源の有限性を認識し，その適正な管理及び利用を図り，環境 への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として，すべての者 が適正な役割分担のもと，自主的かつ積極的に行われなければならない。
3 地球環境保全は，人類共通の課題であるとともに，市民の健康で文化的な生活を将来 にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ，すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。
（2）計画の位置づけ

本計画は，「第3次川口市総合計画」に定められた将来都市像「緑 らるおい 人 生き活 き新産業文化都市川口」を実現するための施策の基本的な方向性を，国や埼玉県の環境政策と連携を図りつつ環境面から明らかにするとともに，各種の個別計画や個別施策に対して環境配慮を促すものです。
図 3－1－1 環境基本法関連体系図


ア 川口市地球温暖化対策実行計画
本市では地球温暖化の防止に取り組むため，平成10年10月に国が公布した「地球温暖化対策の推進に関する法津」第8条第1項の規定「都道府県及び市町村は，基本方針に即して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し，温室効果ガスの排出等の抑制のた めの措置に関する計画（実行計画）を策定するものとする。」及び平成 13 年 3 月に策定 した「川口市環境基本計画」に掲げる環境目標に基づき，平成14年2月，「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

なお，温室効果ガスの二酸化炭素削減に向けた取組としては次のとおりです。
○一般排出量削減のための主な取組
電気の使用抑制（照明機器の管理，事務機器の管理，等）
ガス・重油•灯油等の使用抑制（給油器の管理，空調機器の管理等）
公用車の燃料抑制（低公害車の導入•優先使用，保有台数見直し等）
○ごみ焼却排出量削減のための主な取組事項
廃重物の発生抑制ごみの発生抑制と排出抑制，分別収集の実施，環境に配慮したごみ処理と資源化）

ィ 川口市環境物品等の調達に関する方針（グリーン購入）
環境への負荷の少ない物品やサービスの選択的優先的購入を実施することで，社会構造全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会へと転換することを目的とし て，平成15年4月1日より実施しております。
推進方法としては，各課では，特別の理由がない限り，第3基本原則並びに第4調達基準に基づきグリーン購入に努めなければならない。なお，物品等契約課は物品等の購入依頼があった場合は，グリーン購入について指導しなければならない。
環境総務課及び物品等契約担当課は，グリーン購入が積極的に推進されるよう，必要な情報の提供に努めなければならない。

ウ 環境マネジメントシステム
I SO14001企画に基づく環境マネジメントシステムを導入し，本市の行政活動の全てにおいて環境への配慮をより一層推し進め，環境への影響を継続的に改善していくこ とにより，地域環境の保全と創造及び循環型社会の構築をとおして地球環境の保全と創造 に先導的な役割を担らことを目的として平成 11 年 10 月から運用を開始し，平成 12 年 2月 23 日に審査登録を受けました。
なお，環境マネジメントシステム導入による主な効果としては，次のとおりです。
○環境配慮について社会的な責任の明確化
○環境リスクの管理
○職員の意識改革
○経費の削減効果
○市民•事業者への啓発効果

## 第2節 環境保全•公害防止思想の普及•啓発

快適な環境づくりについては，市民•事業者•行政が一体となって，環境問題に対する認識を深 めると共に，より良い環境を創造し，安らぎとらるおいのあるまちづくり，都市づくりを推進して いく必要がある。
本市では市民•事業者•行政が協働で，「持続的発展が可能な社会の構築」のために快適な環境 づくり事業の推進に取り組んでおり，市民意識の普及と高揚を図ると共に啓発並びに実践活動等計画の見直しを行いながら実施している。

## 1 快適な環境づくり運動月間

快適な環境づくりについては，実施計画に基づき各種施策を実施しているが，国では昭和48年度から平成 2 年度まで 6 月 5 日から一週間を「環境週間」とし，平成 3 年度からは，さらに環境保全に関する国民の認識と行動を促進するため，週間を拡大して6月を「環境月間」として設定した。本市では，毎年 6 月 1 日から 30 日までを「快適な環境づくり運動月間」と定め，国，県の事業と合わせ関係機関，団体，市民等の幅広い協力を得て，全市的に快適な環境づくりを展開している。
表3－2－1 平成15年度 環境月間行事実施一覧

| 行 事 名 等 | 期 日 | 行 事 内 容 等 | 実施担当課 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 「地球環境J絵画•書道コ ンクール表彰式 | 6／25 | 小 3 ～中 3 年生を対象に環境保全がテーマ の絵画•書道コンクールを実施し，優秀作品受賞者の表彰式を実施。 8 作品 | 環境総務課 |
| 「地球環境」絵画•書道コ ンクール入賞作品展示 | 6／1～30 | 市役所 1 階ロビー，朝日環境センターに入賞作品を展示。 | 環境総務課 |
| 「地球環境」絵画•書道コ ンクール作品募集 | 5／6～30 | 小 $3 \sim$ 中 3 年生を対象に環境保全がテーマ の絵画•書道の作品を募集し，環境保全意識の高揚を図る。 | 環境総務課 |
| ごみまるまつり in TOZUKA | 6／1 | 戸塚環境センターにおいて，フリーマーケ ット，施設見学会，粗大ごみからこんなも の展等を実施し，市民に環境問題の啓発を図る。 | 戸塚環境 センター |
| 浄化槽の維持管理を適正に | $6 / 1 \sim 30$ | 浄化槽の正しい使用と点検，清掃，検査の必要性を広報かわぐちに掲載し，市民に P Rを実施。 | 環境保全課 |
| 河川啓発運動 | $6 / 1 \sim 7 / 31$ | 芝川に関する美化意識等の高揚を図るた め，芝川に架かる橋に横断幕を掲げた。「未来の芝川 僕らの遊び場」等 | 建設管理課 |
| 広報かわぐちによる運動月間 PR | $6 / 1 \sim 30$ | 環境運動月間に合わせ，テーマ記事の掲載快適な環境づくりを市民に P R 。 | 広報課 |
| ポスターによる運動月間 PR | $6 / 16 \sim 30$ | テーマ記事（エコライフ DAY）を掲載し，快適な環境づくり運動月間について周知を図る。 | 広報課 |
| 道路パトロール | 6／24， 26 | 美観風致の維持，善良風俗の保持，道路上 の立て看板，はり紙等の撤去。 | 道路維持課 |
| 都市公園等美化清掃 | $\begin{aligned} & \text { 6/1, 8, 15, } \\ & 22, ~ 29, ~ \end{aligned}$ | 地域住民（町会•老人会•婦人部•子供会等） の協力を得て，都市公園等の美化清掃を実施し快適な環境づくりを推進する。 | 公園課 |


| 行 事 名 等 | 期 日 | 行 事 内 容 等 | 実施担当等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 道路クリーン作戦 | 6／6 | 道路愛護の意識向上と美的環境の保持を図るため歩道•緑地及び周辺道路の清掃と ごみ拾いの実施。 | 道路維持課道路建設課 |
| 放置自転車クリーン キャンペーン | 6／17， 18 | ポスター掲示，キャンペーン用ポケットテ イッシュの配布，警告用荷札貼付•撤去。 | 交通安全対策課 |
| 芝川•荒川清掃 | 6／8 | 河川愛護•美化意識の高揚を図るため，旧芝川と荒川の河川敷のごみ拾いを，沿川住民等の協力を得て実施した。 | 建設管理課 |
| エコライフデー (一日環境家計簿）の実施 | 6／29 | 1日環境に配慮した生活をし，今までと今日とで二酸化炭素がどれだけ削減できるか との取り組み。 | 環境総務課 |
| 自動車排出ガス等街頭検査 | 6／11 | 大気汚染防止対策の一環として，通行して いる自動車の排出ガスを検査し整備指導 を行い，快適な環境づくりを推進する。 | 環境保全課 |
| 空地の適正管理調査及 び指導 | 期間中 <br> 随時 | 近隣の良好な生活環境を阻害すると思わ れる空地の雑草繁茂地を調査し，地権者に対して適性な管理を指導。 | 環境保全課 |
| 特定事業場の排出水処理施設の点検立入検査 | 6／4， 19 | 水質汚濁防止法における特定事業場及び指定地域特定事業場の処理施設の点検•立入調査。 | 環境保全課 |
| 河川不法投棄防止パト ロール | $6 / 2 \sim 30$ | 河川流水管理の適正と，河川愛護，美化意識の高揚に資するためパトロールの実施。 | 河川課 |
| 自動車交通騒音等の調査 | 期間中 8日間 | 市内の主要道路の自動車交通騒音の実態 を把握する為に，交通騒音•交通振動•交通量を調査。 | 環境保全課 |
| 特定事業所等の水質検查•施設調査 | 6／5．19． 25 | 特定事業場等の水質検査，除害施設の点検， | 下水道維持課 |
| 市内施設めぐり | 6／27 | 市内の施設見学を通じ，快適な環境づくり の重要性等を考え，環境運動月間の周知を図った。 | 広報課 |

## 2 環境啓発保全事業

環境問題が世界的にも重要な課題となっている中，これらの問題に対応していくためには，市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを確立し，環境に対する意識や行動を定着する必要がある。このため，環境保全に向けた普及啓発活動を積極的に実施し，総合的，計画的な施策 の展開を図っている。
（1）『地球環境』絵画•書道コンク—ル
小学校 3 年生～中学校 3 年生を対象に， 6 月の環境月間中に地球の快適な環境をどのよう に保全するか，絵画と書道を通じ環境問題の関心と意識の高揚を図ることを目的に実施して いる。

なお，市長賞，教育長賞，金賞については表彰式を実施し，作品については，市役所 1 階 ロビ—に展示を行っている。
応募状況 絵画：292点 書道：435点
（2）親と子の自然環境調査
小学校 4 年生～ 6 年生を対象に，環境問題に興味関心を持たせ，環境保全の重要性を理解認識させ，自主的に環境保全活動に参加•実践できるよう，意識の高揚はかつていくことを目的とする。実施にあたつては，子供と保護者が一緒に環境問題に関心•興味を持たせるよう，見沼田んぼの四季を通じた自然環境の観察を中心とした環境学習活動を行っている。

表3－2－2 実施状況 21 組43名の参加

| 期 日 | テ－マ | 講 師 |
| :---: | :---: | :---: |
| 5月17日 <br> 7月19日 <br> 9月20日 <br> 11月15日 <br> 1月17日 <br> 3月20日 | 見沼田んぼの自然生態系について $\prime \prime$ $"$ $"$ $"$ $"$ | 埼玉県生態系保護協会川口支部長 <br> ＂ <br> 副支部長 <br> 川口植物の会会長 |

（3）親と子の環境教室

小学校 4 年生～6年生の児童と保護者を対象に，1日目は朝日環境センタ—の施設見学と ペットボトル，かんの分別ラインの手選別体験を実施し，2日目はエコ買い物ゲ—ムを通じ てごみとリサイクルについての体験学習を実施した。

表 3－2－3 実施状況 12組26名の参加

| 期 日 | テ－マ | 講 師 |
| :---: | :---: | :---: |
| 7月30日 <br> 7月31日 | 朝日環境センター見学，ペットボトル，かん分別作業 エコ買い物ゲーム | リサイクルプラザ職員 <br> 環境総務課職員 |

## （4）パネル展等啓発事業

6 月の環境月間中に「地球環境」絵画•書道コンクール入賞作品の展示，優秀環境自治体賞受賞のパネル展示や地球環境に関する環境パネル展示を市役所 1 階ロビー並びに朝日環境 センターに展示するとともに，12月の「地球温暖化防止月間」中には地球温暖化防止パネ ル展を開催して市民への環境問題の啓発にあたった。

表3－2－4 事業一覧

| 期 間 | 事 業 名 | 会 場 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \text { 6月 1日~6月12日 } \\ \text { 6月13日 } \sim \text { 6月 } 30 \text { 日 } \\ \text { 12月 3日 } \sim 12 \text { 月 } 28 \text { 日 } \end{gathered}$ | 優秀環境自治体賞受賞パネル展環境パネル展地球温暖化防止パネル展 | 市役所 1 階ロビー リサイクルプラザ リサイクルプラザ |

## 3 雨水利用

本市では，雨水資源を有効利用するため，雨水貯留施設又は地下浸透施設を設置する市民 に対し，その経費の一部を予算の範囲内で補助する「川口市雨水貯留施設等設置費補助金制度」を平成 8 年度から実施している。

雨水を利用することで雨水の流失を抑制し，地下水をかん養することにより地盤沈下を防止し，花壇への散水や洗車等に利用することで節水に役立てている。

補助金の対象となるのは，浄化槽転用施設，雨水簡易貯留施設，地下浸透施設で，設置に要した経費の 2 分の 1 の額とし，限度額 5 万円を補助している。

また，雨水利用を広く市民の方に周知するため，市役所玄関脇に鋳物製雨水貯留槽を設置 するとともに，毎年市内の小•中学校を対象として鋳物製雨水貯留槽を設置し，川口市の地場産業である鋳物製品と雨水利用の啓発に努めている。

表 3－2－5 雨水貯留施設の普及状況

| 年度 <br> 浄化槽転用施設 | 雨水簡易貯留施設 | 地下浸透施設 | 合 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成 15 年度 | 2 | 7 | 0 | 9 |

## 4 こどもエコクラブ

平成 7 年に環境庁を母体として発足，次代を担うこどもたちが，地域の中で仲間と一緒に，主体的に地球環境，地域環境に関する学習や取り組み，展開ができるように支援していくもの である。

本市では，各クラブと全国事務局，埼玉県事務局との連絡，各クラブから受付（登録），会員手帳，ニュースレターなどの配布及び情報提供等の支援活動を行っている。

表 3－2－6 登録状況

| 年 度 | ク ラ ブ 数 | 会 員 数 |
| :---: | :---: | :---: |
| 平成15年度 | 7 | 183 |

## 第 4 章

環境保全対策

## 第1節 あき地の環境保全

本市では，昭和 4 3 年に「川口市あき地の環境保全に関する条例」を定め，あき地の所有者ま たは管理者に対し，あき地を良好に管理するよう指導を行い生活環境の保全に努めている。

## 1 雑草除去の指導

あき地に繁茂した雑草は，害虫の発生源となるばかりでなく，防犯上の問題や交通の障害など のほか，枯草となったときには火災の危険性もあり，近隣住民の生活環境を阻害している。

本市においては「川口市あき地の環境保全に関する条例」に基づき，あき地の所有者または管理者に対し雑草の刈り取りの指導を行っている。

さらに，所有者などのあき地に対する管理及び市民の身近な生活環境の保全に対する意識の向上を図るため，広報紙などによる P R も併せて行っている。

また，雑草の刈り取りができない所有者に対しては，市に刈り取りを委託する制度を設けて，便宜を図っている。

表 4－1－1 平成15年度雑草除去の指導状況

|  | 件数 | $\begin{gathered} \text { 面 積 } \\ \left(\mathrm{m}^{2}\right) \end{gathered}$ | 自己処理 |  | 委託処理 |  | 未処理 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 件数 | 面積 （ $\mathrm{m}^{2}$ ） | 件数 | 面積 （ $\mathrm{m}^{2}$ ） | 件数 | 面積 <br> （ $\mathrm{m}^{2}$ ） |
| 指導状況 | 210 | 125， 434 | 115 | 98， 872 | 89 | 24， 902 | 6 | 1，660 |

## 2 土砂のたい積置場の指導

本市では，著しい都市化現象とあわせ，東京都に隣接するという立地条件から，あき地が土砂 のたい積置場として利用されるケースが多く，ダンプカー，ブルドーザー等の稼動による騒音，振動，粉じん等が近隣住民の生活環境を阻害する一因となっている。

土砂のたい積等については，「埼玉県土砂の排出，たい積等の規制に関する条例」により，土砂 を用いて土地を埋め立てたり盛土を行うことやストックヤード等に土砂をたい積させることにつ いて規制基準が設けらている。

## 第2節 水環境保全事業

## 1 合併処理浄化槽設置整備事業

（1）補助制度の概要

公共用水域の水質汚濁を防止し，快適な生活環境を保全する目的から，以前より公共下水道の普及促進が進められているが，整備の予定がない地域における生活排水対策の一つとし て，生活雑排水をし尿と併せて効率的に処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を実施し ている。

ア 補助対象となる浄化槽

- 処理対象人員 10 人以下の合併処理浄化槽
- 浄化槽法第 4 条第 1 項の構造基準に適合し，生物化学的酸素要求量（以下「BOD」 という。）の除去率 $90 \%$ 以上，かつ放流水の B O D が $20 \mathrm{mg} / \ell$ 以下の機能を有するこ と。
- 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するもの。
- 上記の要件を満たしかつ，放流水の総窒素濃度が $20 \mathrm{mg} / \ell$ 以下又は総燐濃度 $1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}$以下の高度処理型合併処理浄化槽並びに高度処理型変則合併処理浄化槽。
－BOD除去率 $97 \%$ 以上，放流水 B O D $5 \mathrm{mg} / \ell$ 以下の高度処理型合併処理浄化槽並び に高度処理型変則合併処理浄化槽。

イ 補助金の交付を受けることのできる者
次の建築物に合併処理浄化槽を設置しようとする者
－住宅（主に居住の用に供する建築物又は延べ面積の $1 / 2$ 以上を居住の用に供する建築物）ただし，販売の目的等の場合は除く。

ウ 補助対象地域
－下水道法（昭和 33 年法律 79 号）第 4 条第 1 項の認可区域以外の地域。現在，安行•神根•新郷及び戸塚の各一部の地域が該当。

表4－2－1 補助限度額及び平成15年度補助件数（人槽別）

| 人槽区分 | 合併処理浄化槽 |  | 窒素又は燐除去型 |  | B 0 D 除去型 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 補助金額 | 件数 | 補助金額 | 件数 | 初金額 | 件数 |
| 5人槽 | 354 千円 | 44 | 444 千円 | 0 | 489 千円 | 0 |
| 6人槽～7人槽 | 411 千円 | 12 | 486 千円 | 0 | 654 千円 | 0 |
| 8 人槽～ 10 人槽 | 519 千円 | 4 | 576 千円 | 0 | 903 千円 | 0 |
| 計 |  | 60 |  | 0 |  | 0 |

処 分 費 既存単独処理浄化槽からの転換を伴う合併処理浄化槽等の設置については，既存単独処理浄化槽の撤去にかかる額（60千円を限度額とする）を加算する。

## （1）概要

河川汚濁の主な原因と考えられている生活雑排水の抜本的対策となる公共下水道の整備状況は，平成 16 年 3 月末現在，面積比 $57.64 \%$ ，人口比 $78.60 \%$ となっている。

戸塚地区を流れる綾瀬川は，国土交通省直轄の一級河川の中で昭和 55 年以来 15 年間連続ワースト 1 を続けていた。平成 7 年以降は河川の汚濁状況がかなり改善され，ワースト 1 を脱却する年もでてきたが，他の河川も大幅に改善されているためワースト 1 となる年もあ る。

表4－2－2 国土交通省発表のBOD值による河川の水質状況（ワースト3）

| 順位 | 平成1 1 年 | 平成 12 年 | 平成 13 年 | 平成 14 年 | 平成 15 年 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 綾瀬川 | 大和川 | 綾瀬川 | 鶴見川 | 大和川 |
| 2 | 大和川 | 綾瀬川 | 大和川 | 大和川 | 綾瀬川 |
| 3 | 鶴見川 | 鶴見川 | 鶴見川 | 綾瀬川 | 鶴見川 |

※大和川は奈良•大阪，鶴見川は神奈川の河川である
（2）綾瀬川清流ルネッサンスII地域協議会

平成5年7月に綾瀬川は，建設省の「水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンス21） の第一次計画対象河川に選定された。これに伴い，昭和61年から浄化活動を継続していた「綾瀬川一級河川水質ワースト 1 脱却を目指して」の河川懇談会は発展的に解散し国土交通省江戸川工事事務所（現，江戸川河川事務所），埼玉県，東京都，綾瀬川流域13自治体と， で組織する，「綾瀬川清流ルネッサンス 2 1 地域協議会」と新たな組織に生まれ変わり，そ の後「綾瀬川清流ルネッサンスII地域協議会」と名称を変更し事業を展開している。

## ア 綾瀬川みんなで水質調査

流域 13 自治体で一斉に実施する事業で，本市では流域小学校の協力のもと，児童を対象に調査を実施した。綾瀬川及び伝右川の水質を簡易測定法により調査し，水質の現状と河川浄化の重要性を理解してもらった。

表4－2－3 実施状況

| 実 施 日 | 参 加 者 | 参 加 人 数 |
| :---: | :---: | :---: |
| 平成15年7月25日 | 戸塚北小学校児童 | 17 人 |

イ 綾瀬川クリーン大作戦
流域自治体 13 市町区で一斉に実施する事業で，本市では市民団体及び流域小学校児童が参加し，河川敷の清掃活動を実施した。

表 4－2－4 実施状況

| 実 施 日 | 参 加 者 | 参 加 人 数 |
| :---: | :---: | :---: |
| 平成15年10月26日 | 綾瀬川を愛する会 <br> 戸塚綾瀬小学校児童 | 47 人 |

（3）綾瀬川浄化対策協議会
綾瀬川浄化対策協嶬会は越谷市，草加市，八潮市，足立区，葛飾区，川口市で組織し，綾瀬川の水質，水生生物調査や視察研修等を行っている。また協議会を構成する 2 区 4 市の区•市長が，国，都及び県に対し，綾瀬川浄化対策の促進にかかわる要請活動を実施した。

表 4－2－5 要請実施状況

| 要 請 日 | 要 請 先 |
| :--- | :--- |
| 平成15年7月24日 | 環境大臣 |
| 平成15年7月28日 | 埼玉県副知事（埼玉県知事職務代理者） |
| 平成15年7月30日 | 国土交通省関東地方整備局長•東京都知事 |

## 第3節 助成等の制度

## 1 公害防止資金融資及び利子助成

本市では，昭和 4 5 年に「川口市公害防止資金融資及び利子助成」に関する条例を制定し，市内の中小企業者に対し，公害防止のために必要な資金の融資及び利子の助成を行っている。
利用状況は，制度発足当初融資を受ける企業が多かつたが，他に有利な融資制度ができたこと もあり，ここ数年融資の申し込みはない。

平成16年3月末までの融資件数は314件，14億3，110万円である。
公害防止資金融資制度の概要
融資限度額
返 済 期 間
貸付利率
1 千万円

利子助成
1年据置を含み7年以内
年利 $3.3 \%$ 平成 16 年 3 月 31 日現在
約定利子の $1 / 2$ 額

## 第4節 公害防止組織の整備

## 1 公害防止組織の届出

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は，工場における産業公害の発生を防止 するため，昭和 4 6 年 6 月に施行された。これにより，製造業等の一定規模以上の施設を設置して いる特定工場の事業者は，公害防止のため自主管理を行う組織の設置を義務付けたもので，公害防止統括者，公害防止主任管理者，公害防止管理者を選任し，本市に届出が必要となっている。

また，「埼玉県生活環境保全条例」によって指定工場または事業場にも，公害防止のため自主管理 を行う組織の設置を義務付けられ公害防止監督者，公害防止主任者を選任し，本市に届出が必要と なっている。

図4－4－1 公害防止組織の例

| 法対象工場 | 職制 | 条例対象工場•事業 | 職 務 内 容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 公害防止統括者 | 工場長 | 公害防止監督者 | 事業所における公害防止に関 する業務を統括管理する。 |
| 同 代 理 者 | 次 長 | 同 代 理 者 | 職務を代行する。 |
| 公害防止主任管理者 （有資格者） | 部 長 |  | 公害防止統括者を補佐し，公害防止管理者を指揮する。 |
| 同代理者（有資格者） | 副部長 |  | 職務を代行する。 |
| 公害防止管理者 （有資格者） | 課 長 | 公害防止主任者 （有資格者） | 事業所における公害防止に関 する技術的事項を管理する。 |
| 同代理者（有資格者） | 係 長 | 同代理者 （有資格者） | 職務を代行する。 |

表 4－4－1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出数
（平成16年3月31日現在）

|  | 大気関係 | 水質関係 | 騒音関係 | 特定粉 <br> じん関係 | 一般粉 <br> Clん関係 | 振動関係 | ダイオキンク <br> 類関係 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 対象工場数 | 11 | 17 | 6 | 0 | 10 | 6 | 2 |
| 統括者選任 <br> 済数 | 10 | 2 | 6 | 0 | 5 | 6 | 1 |
| 同代理者選 <br> 任済数 | 10 | 2 | 6 | 0 | 5 | 6 | 1 |
| 管理者選任 <br> 済数 | 10 | 7 | 5 | 0 | 5 | 5 | 1 |
| 同代理者選 <br> 任済数 | 9 | 4 | 3 | 0 | 5 | 3 | 1 |



## I 環境基準及び規制基準等

## 1 大気関係

（1）大気汚染に係る環境基準
－環境基準

| 物質 | 二酸化硫黄 $\left(\mathrm{S} \mathrm{O}_{2}\right)$ | $\begin{gathered} \text { 一酸化炭素 } \\ \text { (CO) } \end{gathered}$ | 浮遊粒子状物質 （S PM） |  | 二酸化窒素 $\left(\mathrm{NO}_{2}\right)$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 環境 <br> 上の <br> 条件 | 1 時間値の1日平均値が 0.04 ppm以下であり，か つ， 1 時間値が 0．1ppm以下であ ること。 | 1 時間値の1日平均値が 10 ppm以下であり，か つ，1時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であ ること。 | 1 時間値の1日平均値が <br> $0.10 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下で あり，かつ， <br> 1 時間値が <br> $0.20 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下で あること。 | 1 時間値が <br> 0．06ppm以下であ ること。 | 1 時間値の1日平均値が 0.04 ppm から0．06ppmまで のゾーン内又は それ以下である こと。 |
| 測定 <br> 方法 | 溶液導電率法又 は紫外線蛍光法 | 非分散型赤外分析計を用いる方法 | 濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法 によって測定さ れた重量濃度と直線的な関係を有する量が得ら れる光散乱法，圧電天びん法若 しくはベータ線吸収法 | 中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法若 しくは電量法，紫外線吸収法又 はエチレンを用 いる化学発光法 | ザルツマン試薬 を用いる吸光光度法又はオゾン を用いる化学発光法 |
| 告示 <br> 年月 <br> 日 | 昭和 48 年 5月16日 |  | 48年 5月 | 8 日 | 昭和 53 年 7月11日 |

（備考）
1 環境基準は，工業専用地域，車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所に ついては，適用しない。

2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10 \mu \mathrm{~m}$ 以下のもの をいう。

3 二酸化窒素について， 1 時間値の 1 日平均値が 0 。 04 ppm mら 0 。 06 ppm までの ゾーン内にある地域にあっては，原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し，又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

4 光化学オキシダントとは，オゾン，パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応 により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り，二酸化窒素を除く。）をいう。

環境基準による大気の汚染の評価

| 評価方法 | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 | 浮遊粒子 <br> 吻質 | 光化学 <br> オキシダント | 二酸化窒素 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 短期的評価 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| 長期的評価 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
| $98 \%$ 値評価 |  |  |  |  | $\bigcirc$ |


| 短期的評価 <br> （注1） | 二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は，連続してまたは随時に行った測定結果により，測定を行った日ま たは時間についてその評価を行う。 <br> この場合は，地域の汚染の実情，濃度レベルの時間的変動等にてらし，異常と思われる測定値が得られた際においては，測定機の維持管理状況，気象条件，発生源の状況等について慎重に検討を加え，当該測定値が測定機に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映してないと認められ る場合には，当該評価対象としない。 <br> なお，1日平均値の評価にあたっては，1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む。）が 1 日（ 24 時間）のうち 4 時間をこえる場合には評価対象としない。 |
| :---: | :---: |
| 長期的評価 （注2） | 本環境基準の評価は，該当地域の大気污染に対する施策の効果等を的確 に判断するらえからは，年間にわたる測定結果を長期的に観察したらえで評価を行ならことが必要である。しかしながら，現在の測定体制において は測定精度に限界があること，測定時間，日における特殊事情が直接反映 されること等から，次の方法により中期的評価を実施する。 <br> 1 日平均値である測定値［（1）の評価対象としない測定値を除く。］ につき，測定値の高い方から $2 \%$ の範囲にあるもの（ 365 日の測定値が ある場合は 7 日分の測定値）を除外して評価を行なう。ただし，1日平均値につき環境基準をこえる日が 2 日以上連続した場合には，このような扱 いはしない。 |
| 98 パーセン卜値評価 （注3） | 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については，測定局ごとに行らものとし，年間における二酸化窒素の1日平均値のらち，低い方から $98 \%$ に相当するもの（以下「1日平均値の $98 \%$ 値」という。）が 0 。 $06 \mathrm{p} \mathrm{pm以下の}$ 場合は環境基準が達成され，0． 06 p p m を超える場合は達成されないものと評価する。 <br> なお，1時間値の欠測が 4 時間を越える測定日の 1 日平均値は用いない。 <br> また，年間における測定時間が 6000 時間に満たない測定局について は，評価の対象としない。 |

（注1）（注2）昭和48年6月12日環大企143号より拔粋
（注3）昭和53年7月17日環大企262号より拔粋

■ 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

| 項目 | 非メタン炭化水素 |
| :---: | :---: |
| 指針 | 光化学オキシダントの日最高 1 時間値0．06ppmに対応する午前 6 時から 9 時までの <br> 非メタン炭化水素の3 3 時間平均値は，0．20ppmCから0．31ppmCの範囲にあること。 |

（3）大気汚染常時監視測定法の概要

| 測定項目 | 測定法 | 測定原理 |
| :---: | :---: | :---: |
| 二酸化硫黄 | 溶液導電率法 | 大気を硫酸•過酸化水素水を含んだ溶液と反応させ二酸化硫黄を吸収し，これに電気を通して電流の変化によって測定する。 |
| 二酸化硫黄 | 紫外線蛍光法 | 大気に紫外線を照射すると，二酸化硫黄が蛍光を発 する。この蛍光の強度で二酸化硫黄を測定する。 |
| 浮遊粒子状物質 | ベータ線吸収法 | 大気中の浮遊粒子状物質をろ紙上に捕集したらえで ベータ線を照射してその透過度の変化によって測定 する。 |
| $\begin{gathered} \text { 光化学 } \\ \text { オキシダント } \end{gathered}$ | 紫外線吸収法 | 大気に紫外線を照射するとオゾンによって紫外線が吸収される。その紫外線の量によって測定する。 <br> （オゾン濃度として） |
| 窒素酸化物 | 吸光光度法 | ザルツマン試薬は，二酸化窒素と反応して赤褐色に発色する。その色の変化によって二酸化窒素を測定 する。一酸化窒素は，酸化して同様に測定する。 |
|  | 化学発光法 | 一酸化窒素にオゾンを加えると酸化して発光する。 その光の強度で一酸化窒素を測定する。二酸化窒素 は還元して一酸化窒素とし総量の窒素酸化物を同様 に測定し，一酸化窒素との差によって二酸化窒素を測定する。 |
| 炭化水素 | 水素炎イオン化検出器 を用いたガスクロ法 | 水素炎に炭化水素が混入するとイオン化されて電流 が発生する。その変化によって，炭素の量を測定す る。ガスクロによってメタンと非メタン炭化水素を分離し測定する。 |
| 一酸化炭素 | 非分散型赤外分析計を用いる方法 | 大気に赤外線を照射すると一酸化炭素により吸収さ れる。その吸収量により一酸化炭素を測定する。 |
| 降下ばいじん | デポジットケージ法 | 屋外に捕集ビンを置き，自重や降雨に含まれて降下 するばいじんを測定する。 |

（4）有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

## 環境基準

| 物 質 | ベンゼン | トリクロロエチレン｜ | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 環境上の条件 | 1年平均値が $0.003 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下で あること。 | 1 年平均値が <br> $0.2 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下で あること。 | 1年平均値が $0.2 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下で あること。 | 1年平均値が <br> $0.15 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下で あること。 |
| 測 定 方 法 | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |  |  |  |
| 告示年月日 | 平成9年 2 月 4 日 |  |  | 平成13年 4月20日 |

## 2 水質関係

（1）水質污濁に係る環境基準

## －人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目 | 基準値 | 項 目 | 基準値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| カドミウム | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | 1，1，1－トリクロロエタン | $1 \mathrm{mg} / \mathrm{\ell}$ 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1，1，2－トリクロロエタン | $0.006 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |
| 鉛 | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | トリクロロエチレン | $0.03 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |
| 六価クロム | $0.05 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | テトラクロロエチレン | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |
| ヒ 素 | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | 1，3－ジクロロプロペン（D－D） | $0.002 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |
| 総 水 銀 | $0.0005 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | チウラム | $0.006 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン（CAT） | $0.003 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |
| P C B | 検出されないこと | チオベンカルブ | $0.02 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |
| ジクロロメタン | $0.02 \mathrm{mg} /$ ¢以下 | ベンゼン | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |
| 四塩化炭素 | $0.002 \mathrm{mg} / \mathrm{\ell}$ 以下 | セレン | $0.01 \mathrm{mg} /$ ¢以下 |
| 1，2－ジ吅ロエタン | $0.004 \mathrm{mg} /$ ¢以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | $10 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |
| 1，1－ジ吅エエレン | $0.02 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | ふつ素 | $0.8 \mathrm{mg} / \mathrm{\ell}$ 以下 |
| シスー1，2－ジクロロエチレン | $0.04 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | ほう素 | $1 \mathrm{mg} /$ ¢以下 |
| 対象水域：全公共用水域 |  |  |  |
| 達成期 間 | 直ちに達成し，維持するように努める。 |  |  |

※備 考
1 基準値は年間平均値とする。ただし，全シアンに係る基準値については，最高値とす る。
2 「検出されないこと」とは，測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において， その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
3 海域については，ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

■ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| $\sum_{\text {項 }}^{\text {相 }}$ | 利用目的の適 応 性 | 基 |  | 準 値 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{gathered} \text { 水素イオン濃度 } \\ (\mathrm{pH}) \\ \hline \end{gathered}$ | 生物化学的酸素要求量（BOD） | 浮遊物質量 (S S ) | 溶存酸素量 （DO） | 大腸菌群数 |
| A A | 水 道 1 級自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの | $\begin{aligned} & 6.5 \text { 以上 } \\ & 8.5 \text { 以下 } \end{aligned}$ | 1 mg ／以下 | $25 \mathrm{mg} / \mathrm{l}$ 以下 | $7.5 \mathrm{mg} / \mathrm{\ell}$ 以上 | 50 <br> MPN／ 100 m € <br> 以下 |
| A | 水 道 2 級水 産 1 級水浴及び B 以下 の欄に掲げるも の | $\begin{aligned} & 6.5 \text { 以上 } \\ & 8.5 \text { 以下 } \end{aligned}$ | $2 \mathrm{mg} /$ ¢以下 | $25 \mathrm{mg} / \mathrm{l}$ 以下 | $7.5 \mathrm{mg} / \mathrm{\ell}$ 以上 | $\begin{gathered} 1,000 \\ \mathrm{MPN} / 100 \mathrm{~m} \ell \end{gathered}$ <br> 以下 |
| B | 水 道 3 級 <br> 水 産 2 級 <br> 及びC以下の欄 <br> に掲げるもの | $\begin{aligned} & 6.5 \text { 以上 } \\ & 8.5 \text { 以下 } \end{aligned}$ | $3 \mathrm{mg} / \mathrm{\ell}$ 以下 | $25 \mathrm{mg} / \mathrm{l}$ 以下 | $5 \mathrm{mg} /$ ¢ 以上 | $\begin{aligned} & \text { 5,000 } \\ & \text { MPN } 100 \mathrm{~m} \ell \\ & \text { 以下 } \end{aligned}$ |
| C | 水 産 3 級工業用水 1 級及 びD以下の欄に掲げるもの | $\begin{aligned} & 6.5 \text { 以上 } \\ & 8.5 \text { 以下 } \end{aligned}$ | 5mg／ ¢以下 | $50 \mathrm{mg} / \mathrm{\ell}$ 以下 | $5 \mathrm{mg} /$ ¢ 以上 | － |
| D | 工業用水 2 級農業用水及びE の欄に掲げるも の | 6． 0 以上 <br> 8． 5 以下 | 8mg／ ¢以下 | $100 \mathrm{mg} / \mathrm{\ell}$ 以下 | $2 \mathrm{mg} /$ ¢ 以上 | － |
| E | 工業用水 3 級環 境 保 全 | $\begin{aligned} & 6.0 \text { 以上 } \\ & 8.5 \text { 以下 } \end{aligned}$ | 10mg／ ¢以下 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと | $2 \mathrm{mg} /$ ¢ 以上 | － |

※ 備 考
1 基準値は，日間平均値とする。
2 農業用利水点については，水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下，溶存酸素量 $5 \mathrm{mg} /$ と以上と する。
（注）1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ，フナ等 $\beta$ —中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
※ 川口市内の主な河川における水域の水質測定結果の評価方法及び類型指定について水質測定結果の評価方法（B O D の $75 \%$ 水質値）
生活環境の保全に関する環境基準に係る有機汚濁の主な指標であるBODの75\％水質値 は，年間の日間平均値の全データを水質の良いものから順に並べて $0.75 \times \mathrm{n}$ 番目（ n は，日間平均値のデータ数）の値をもつて $75 \%$ 水質値とし，環境基準点においてこの値が環境基準値を満足している地点を「環境基準に適合している」と評価している。
－水域の類型指定

| 類 型 | 河 川 名 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| C | 荒 | 川 | － | 綾 | 瀬 | 川 |
| E | 芝 | 川 | － | 新 | 芝 | 川 |

－地下水の水質汚濁に係る環境基準
水質汚濁に係る環境基準（平成 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）の人の健康の保護に関する環境基準と同じ。

（2）水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく排水基準

■ すべての工場，事業場及び指定土木建設作業に適用

| 項 目 | 許容限度 | 項 目 | 許容限度 | 項 目 | 許容限度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \hline \text { カドミウム及び } \\ \text { その化合物 } \\ \hline \end{gathered}$ | 0.1 | P C B | 0． 003 | $\begin{gathered} \hline 1,1,1 \text {-トリク } \\ \text { ロロエタン } \\ \hline \end{gathered}$ | 3 |
| シアン化合物 | 1 | トリクロロエチレン | 0.3 | $\begin{gathered} \hline 1,1,2-ト リ ク \\ \text { ロロエタン } \\ \hline \end{gathered}$ | 0.06 |
| 有機リン化合物 | 1 | $\begin{gathered} \text { テトラクロロ } \\ \text { エチレン } \end{gathered}$ | 0.1 | $\begin{gathered} 1,3-シ ゙ ク ロ ロ \\ \text { プロペン } \end{gathered}$ | 0.02 |
| 鉛及びその化合物 | 0.1 | ジクロロメタン | 0.2 | チウラム | 0.06 |
| 六価クロム化合物 | 0.5 | 四塩化炭素 | 0.02 | シマジン | 0.03 |
| 砒素及びその化合物 | 0.1 | 1，2－ジクロロエタン | 0.04 | チオベンカルブ | 0.2 |
| 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 | 0． 005 | $\begin{gathered} 1,1 \text {-ジクロロ } \\ \text { エチレン } \end{gathered}$ | 0.2 | ベンゼン | 0.1 |
| アルキル水銀化合物 | 検出され ないこと | $\begin{gathered} \text { シス-1, 2-ジクロロ } \\ \text { エチレン } \end{gathered}$ | 0.4 | セレン及びその化合物 | 0.1 |
| ほう素及び その化合物 | 10 | ふつ素及び その化合物 | 8 | アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | $\begin{gathered} 100 \\ (※ 1) \end{gathered}$ |

（※1）1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

## －日平均排水量が $10 \mathrm{~m}^{3}$ 以上の特定事業場及び指定排水工場に適用



注：カッコ外は最大値，カッコ内は日間平均値
＊ 1 ：既存とは平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設及び設置の工事をしている施設
＊ 2 ：新規とは平成 4 年 4 月 1 日以後に設置される施設
（単位：mg／l pH ，大腸菌郡数を除く）

| 水素イオン濃度（ pH ） | $5.8 ~ 8.6$ | 溶解性マンガン含有量 | 10 |
| :--- | :---: | :--- | :---: |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 <br> （鉱油類含有量） | 5 | クロム含有量 | 2 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 <br> （動植物油脂類含有量） | 30 | 大腸菌群数 $\left(1 \mathrm{~cm}^{3}\right.$ につき個） | 日間平均 <br> 3000 |
| 銅含有量 | 3 | 窒素含有量 | 120 <br> 日間平均 60 |
| 亜鉛含有量 | 5 | りん含有量 | 16 <br> 日間平均 8 |
| 溶解性鉄含有量 | 10 |  |  |

■ 日平均排水量が $10 \mathrm{~m}^{3}$ 未満の下記の特定事業場と指定排水工場，及び日平均排水量が $10 \mathrm{~m}^{3}$ 以上 の指定外工場等に適用
（単位：mg／l pH を除く）

| 水素イオン濃度 $(\mathrm{pH})$ | $5.8 \sim 8.6$ |
| :--- | :---: |
| 生物化学的酸素要求量（B0D） | 150 （日間平均120） |
| 浮遊物質量（SS） | 180 （日間平均150） |

○水質汚濁防止法施行令別表第1中の次のもの
○第11号 動物系飼料又は有機質肥料製造業
○第6 6 号の 3 共同調理場（総床面積 $500 \mathrm{~m}^{2}$ 以上）
○第66号の4弁当仕出屋又は弁当製造業（総床面積360 m²以上）
○第 66 号の 5 から第 66 号の 7 飲食店関係
○第68号の2 病床数 300 以上の病院に設置されるちゅう房施設，洗浄施設及び入浴施設
○第70号の2 自動車分解整備事業の洗車施設（屋内作業面積800 m${ }^{2}$ 以上）
○第 72 号 501 人槽以上のし尿浄化槽等
指定地域特定施設 201～500人槽のし尿浄化槽
○ 上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除 く）の処理施設を設置する工場又は事業場

## 指定土木建設作業に適用

（単位：mg／ pH を除く）

| 水素イオン濃度（pH） | $5.8 ~ 8.6$ |
| :--- | :---: |
| 浮遊物質量（SS） | 180 （日間平均150） |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油 <br> 類含有量） | 5 |

有害物質は建設工事等で使用されることはないと思われるが，前頁に示す通り排水基準が定めら れている。
指定土木建設作業とは，次のものをいう。

- 杭工事
- 地盤改良工事
- 根切り工事
- シールド工事
- アンカー工事
（3）水質污濁の指標
－生物と水質との関係

| 類型 | $\begin{gathered} \mathrm{BOOD} \\ (\mathrm{mg} / \ell) \end{gathered}$ | 魚 類 | 水生小動物 | 藻類・その他 | －般的 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| A A | $\begin{aligned} & 1 \\ & \text { 以 } \\ & \text { 下 } \end{aligned}$ |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 大 } \\ & \text { 変 } \end{aligned}$ |
| A | $\begin{aligned} & 2 \\ & \text { 以 } \\ & \text { 下 } \end{aligned}$ |  |  |  | れ |
| B | $\begin{aligned} & 3 \\ & \text { 以 } \\ & \text { 下 } \end{aligned}$ |  |  |  | き <br> れ <br> い |
| C | $\begin{aligned} & 5 \\ & \text { 以 } \\ & \text { 下 } \end{aligned}$ |  |  |  |  |
| D | $\begin{aligned} & 8 \\ & \text { 以 } \\ & \text { 下 } \end{aligned}$ |  |  |  | や |
| E | $\begin{aligned} & 10 \\ & \text { 以 } \\ & \text { 下 } \end{aligned}$ |  |  |  | て $\square$ 3 |
|  |  |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 活 } \\ & \text { れ } \\ & \tau \\ & \vdots \\ & \vdots \end{aligned}$ |

## 3 土壌汚染関係

（1）土壌の汚染に係る環境基準
－環境基準

| 項 目 | 基準値 |
| :---: | :---: |
| カドミウム | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下 $*$ であり，かつ，農用地においては，米 1 kg に つき 1 mg 未満であること |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと |
| 有機リン | 検液中に検出されないこと |
| 鉛 |  |
| 六価クロム |  |
| 砒素 | 検液 $1 \ell$ につき 0.01 mg 以下 $*$ であり，かつ，農用地（田に限る） において は，土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること |
| 総水銀 |  |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと |
| P C B | 検液中．に検出されないこと |
| 銅 | 農用地（田に限る）において，土壌 1 kg につき 125 mg 末満である こと |
| ジクロロメタン | 検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること |
| 四塩化炭素 | 検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること |
| 1，2－ジクロロエタン | 検液 1 l につき 0.004 mg 以下であること |
| 1，1－ジクロロエチレン | 検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | 検液 1 l につき 0.04 mg 以下であること |
| 1，1，1－トリクロロエタン | 検液 1 l につき 1 mg 以下であること |
| 1，1，2－トリクロロエタン | 検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること |
| トリクロロエチレン | 検液 1 l につき 0.03 mg 以下であること |
| テトラクロロエチレン | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること |
| 1，3－ジクロロプロペン | 検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること |
| チウラム | 検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること |
| シマジン | 検液 1 l につき 0.003 mg 以下であること |
| チオベンカルブ | 検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること |
| ベンゼン | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること |
| セレン | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下＊であること |
| ふつ素 | 検液 1 l につき 0.8 mg 以下＊であること |
| ほう素 | 検液 1 l につき 1 mg 以下＊$*$ であること |

## 備 考

1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては，定める方法により検液を作成し，これを用いて測定を行うものとする。
2 「検液中に検出されないこと」とは，定める方法により測定した場合において，その結果が定め られた方法の定量限界を下回ることをいう。
3 有機リンとは，パラチオン，メチルパラチオン，メチルジメトン及びE P Nをいう。
4 ＊印はカドミウム，鉛，六価クロム，砒素，総水銀，セレン，ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては，汚染土壌が地下水面から離れており，かつ，原状にお いて当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 $1 \ell$ につき 0.01 mg ， $0.01 \mathrm{mg}, ~ 0.05 \mathrm{mg}$ ， 0.01 mg ， $0.0005 \mathrm{mg}, ~ 0.01 \mathrm{mg}, ~ 0.8 \mathrm{mg}$ 及び， 1 mg を超えていない場合には，それぞれ検液 1 l につき $0.03 \mathrm{mg}, ~ 0.03 \mathrm{mg}, ~ 0.15 \mathrm{mg}, ~ 0.03 \mathrm{mg}, ~ 0.0015 \mathrm{mg}, ~ 0.03 \mathrm{mg}, ~ 2.4 \mathrm{mg}$ 及び 3 mg とする。
（2）土壌汚染対策法に基づく指定基準
－指定基準

|  | 項 | 指 定 | 基 準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | ＜地下水等の摂取によるリスク＞土壌溶出量基準 | 直接摂取によるリスク＞土壌含有量基準 |
| 揮 | 四塩化炭素 | 検液 1 ¢ につき 0.002 mg 以下であること |  |
|  | 1，2－ジクロロエタン | 検液 1 l につき 0.004 mg 以下であること |  |
| $\begin{aligned} & \text { 発 } \\ & \text { 性 } \end{aligned}$ | 1，1－ジクロロエチレン | 検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること |  |
|  | シス－1，2－ジクロロエチレン | 検液 1 l につき 0.04 mg 以下であること |  |
| 有 | 1，3－ジクロロプロペン | 検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること |  |
| 機 | ジクロロメタン | 検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること |  |
| 化 | テトラクロロエチレン | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること |  |
| 物 | 1，1，1－トリクロロエアン | 検液 1 l につき 1 mg 以下であること |  |
| $$ | 1，1，2－トリクロロエタン | 検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること |  |
|  | トリクロロエチレン | 検液 1 l につき 0.03 mg 以下であること |  |
|  | ベンゼン | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること |  |
| 重 | カドミウム及びその化合物 | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること |  |
|  | 六価クロム化合物 | 検液 1 l につき 0.05 mg 以下であること | 土壌 1 kg 年つき 250 mg 以下であること |
|  | シアン化合物 | 検液中に検出されないこと | 土壌 1 kg につき 50 mg 以下であること |
| 金 | 水銀及びその化合物 | 検液 1 も につき 0.0005 mg 以下であるこ と | 土壌 1 kg につき 15 mg 以下であること |
| 属 | アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと | 土壌1 kg につき 15 mg 以下であること |
|  | セレン及びその化合物 | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること | 土壌 1 kg につき 150 mg 以下であること |
| $\begin{aligned} & \text { 等 } \\ & \underset{~}{※} \\ & \underset{2}{2} \end{aligned}$ | 鉛及びその化合物 | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下 |  |
|  | 砋素及びその化合物 | 検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること | 土壌 1 kg （ ${ }^{\text {a }}$（ 150 mg 以下であること |
|  | ふつ素及びその化合物 | 検液 1 l につき 0.8 mg 以下であること | 土壌 1 kg につき 4000 mg 以下であること |
|  | ほう素及びその化合物 | 検液 1 l につき 1 mg 以下であること | 土壌 1 kg につき 4000 mg 以下であること |
| 農 <br> 薬 <br> 等 <br> ※ <br> 3 | シマジン |  |  |
|  | チウラム |  | － |
|  | チオベンカルブ | 検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること |  |
|  | P C B | 検液中に検出されないこと |  |
|  | 有機りん化合物 | 検液中に検出されないこと |  |

※ 1 •••第 1 種特定有害物質
※ 2 •••第 2 種特定有害物質
※ 3 •••第 3 種特定有害物質
（3）埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌汚染基準
土壌汚染対策法に基づく指定基準の土壌溶出量基準に同じ。
ただし，カドミウム及びその化合物，鉛及びその化合物，六価クロム化合物，砒素及びその化合物，水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物，セレン及びその化合物，ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物については，汚染土壌が地下水面から離れており，かつ，現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度が地下水の水質汚濁に係る環境基準を超えて いない場合には，それぞれ検液 1 位につきカドミウム 0.03 mg ，鉛 0.03 mg ，六価クロム 0.15 mg ，砒素 0.03 mg ，水銀 0.0015 mg ，セレン 0.03 mg ，ほう素 3 mg 及びにふっ素 2.4 mg となる。

## 4 騒音関係

## （1）環境基準等

■ 一般地域の環境基準

|  | 地域の区分 | $\begin{gathered} \text { 昼 } \quad \text { 間 } \\ (6 \text { 時~2 } 2 \text { 時) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 夜 } \\ \text { ( }{ }^{\text {間 }} \\ \text { 時 } \end{gathered} \text { 6時) }$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| A 地域 | 第1種低層住居専用地域第 2 種低層住居専用地域第1種中高層住居専用地域第 2 種中高層住居専用地域 | 55 d B以下 | 45 d B以下 |
| B 地域 | 第1種住居地域 <br> 第2種住居地域 <br> 準住居地域 <br> 用途地域の定めのない地域 |  |  |
| C 地域 | 近隣商業地域商業地域準工業地域工業地域 | 60 d B以下 | 50 d B以下 |

※ 工業専用地域については適用されない。
－道路に面する地域の環境基準

| 地 域の区 分 | $\begin{gathered} \text { 昼 } \\ (6 \text { 時~2 } \\ \hline \text { 間 } \\ 2 \text { 時 }) \end{gathered}$ |  |
| :---: | :---: | :---: |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する地域 | 60 dB 以下 | $55 \mathrm{dB以下}$ |
| B 地域のらち2車線以上の車線を有する地域 C地域のらち車線を有する地域 | 65 d B以下 | 60 d B以下 |

■ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準


自動車騒音の要請限度

| 都市計画法上の地域 |  | 時 間 の区 分 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{gathered} \text { 昼 } \\ (6 \text { 間 } \\ (6 \text { 時 } \sim 22 \text { 時 }) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 夜 間 } \\ (22 \text { 時~ } 6 \text { 時) } \\ \hline \end{gathered}$ |
| 1 | a 区域及びb 区域のらち 1 車線を有す る道路に面する区域 | 65 d B | 55 dB |
| 2 | a 区域のらち 2 車線以上の車線を有す る道路に面する区域 | 70 d B | 65 dB |
| 3 | b 区域のらち 2 車線以上の車線を有す る道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 d B | 70 d B |

※ 交通幹線を担ら道路に近接する区域に係る限度は表の規程にかかわらず，昼間においては，
75 dB，夜間においては，70dBとする。

| 区域区分 時間区分 |  | $\begin{gathered} \text { 昼間 } \\ (8 \text { 時~19 時) } \end{gathered}$ | 朝（6時～8時） <br> 夕（19 時～22 時） | 夜間 （22 時～6時） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} 1 \\ \text { 種 } \end{gathered}$ | 第 1 種低層住居専用地域第 2 種低層住居専用地域第 1 種中高層住居専用地域第 2 種中高層住居専用地域 | 50 | 45 | 45 |
| $\underset{\text { 種 }}{2}$ | 第1種住居地域第2種住居地域準住居地域用途地域以外の地域 | 55 | 50 | 45 |
| $\begin{gathered} 3 \\ \text { 種 } \end{gathered}$ | 近隣商業地域 <br> 商業地域•準工業地域 | 65 | 60 | 50 |
| $\underset{\text { 種 }}{4}$ | 工業地域 <br> 工業専用地域（一部） | 70 | 65 | 60 |

（注）1．上表に掲げる第 2 種区域，第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校，保育所，病院，患者の収容施設を有する診療所，図書館，特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむ ね 50 メートルの区域内における規制基準は，当該各欄に定める該当値から 5 dB減じた値とする。
2．規制基準とは，特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線におけ る大きさの許容限度をいう。
－特定建設作業の規制基準

|  |  | $\begin{aligned} & \langle\text { 〈饤 } \\ & \text { 機等 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { びよう } \\ & \text { 打機 } \end{aligned}$ | さく磯 | 空気 庄維械 | コンクリート゚゙ラント アスファルトブラント | バック枋 | $\begin{aligned} & \text { トラクター } \\ & \text { ショベル } \end{aligned}$ | ブルドーザー |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 基 準 値 |  | 85 d B |  |  |  |  |  |  |  |
| ※作業禁止時間 | 1号区域 | 19 時～ 7 時 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 2 号区域 | 22 時 $\sim 6$ 時 |  |  |  |  |  |  |  |
| ※作業時間 | 1 号区域 | 10 時間／日以内 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 2号区域 | 14 時間／日以内 |  |  |  |  |  |  |  |
| ※ 継続日数 |  | 6日以内 |  |  |  |  |  |  |  |
| ※ 作業禁止日 |  | 日曜日•休日 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）1 騒音の基準値は，特定建設作業の場所の敷地境界における大きさの許容限度をいう。
2 ※印の項目は，災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。
3 区域の区分は次のとおり
1 号区域 $\diamond$ 第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域，第 1 種住居地域，第 2 種住居地域，準住居地域，用途地域以外の地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域
$\diamond$ 上記の区域以外の区域で，学校，保育所，病院，診療所，図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80メートル以内の区域
2 号区域 1 号区域以外の区域
（3）「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準

## －指定騒音工場等の規制基準

※「特定工場等の規制基準」と同じ。

## －作業場等における規制基準

※「特定工場等の規制基準」と同じ。
（注）作業場等とは
1 廃棄物，原材料，土石，鉱物を保管するために屋外に設けられた場所で，面積が 150平方メートル以上であるものをいう。
2 自動車駐車場のうち収容能力が 20 台以上のもの。
3 トラックターミナル
－深夜営業騒音の規制基準
ア 規制対象

- 飲食店•喫茶店・ボーリング場・バッティングセンター・ゴルフ練習場
- 小売店営業（店舗面積 5 O O 平方メートル以上）
- 公衆浴場営業（保養又は休養のための施設に付帯する公衆浴場で個室を有しないもの）

イ 音量規制

| 区域区分 規制時間 |  | 22 時～ 6 時 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 種 | 第 1 種低層住居専用地域第2種低層住居専用地域第1種中高層住居専用地域第 2 種中高層住居専用地域 | 45 |
| 2 種 | 第1種住居地域第2種住居地域準住居地域用途地域以外の地域 |  |
| 3 種 | 近隣商業地域 <br> 商業地域•準工業地域 | 50 |
| 4 種 | 工業地域 <br> 工業専用地域（一部） |  |

ウ 音響機器の使用規制

| 使用禁止時間 | 使用禁止区域 | 対 象 機 器 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} 23 \text { 時 } \\ \sim \\ 6 \text { 時 } \end{gathered}$ | 第 1 種低層住居専用地域第 2 種低層住居専用地域第 1 種中高層住居専用地域第 2 種中高層住居専用地域第 1 種住居地域第 2 種住居地域準住居地域用途地域以外の地域近隣商業地域準工業地域 | カラオケ装置 <br> ステレオセットその他の音響機器拡声装置 <br> 録音•再生装置 <br> 有線ラジオ放送受信装置（受信装置 <br> に限る） <br> 楽器 |

（注）音が外部に漏れない場合は使用可能
－商業宣伝を目的とした拡声機の規制
ア 使用基準
（単位：dB）

| 規制時間 <br> 区域区分 |  | 10 時～18時 |  | 18 時～10時 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 固 定 | 移 動 |  |
| 1 種 | 第 1 種低層住居専用地域第 2 種低層住居専用地域第 1 種中高層住居専用地域第 2 種中高層住居専用地域 | 60 | 70 |  |
| 2 種 | 第 1 種住居地域第 2 種住居地域準住居地域用途地域以外の地域 | 65 | 75 | 使用禁止 |
| 3 種 | 近隣商業地域 <br> 商業地域•準工業地域 | 75 | 85 |  |
| 4 種 | 工業地域 <br> 工業専用地域（一部） | 80 | 85 |  |

1 使用方法等

|  | 固定 | 移動 | 航空機 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 使用方法 | 1 回の使用は 20 分以内で次 の使用まで 10 分以上休む | 学校•保育所•病院•診療所•図書館•特別養護老人ホームの周囲約 100 m では使用禁止 | 原則として使用禁止 |
| 測定位置 | 屋外の地上1． 5 m | 停止時，音源から 10 m 以上離 れた地上1． 5 m |  |

（4）騒音の大きさの例及び影響
－騒音の大きさの例


## －騒音の影響

騒音に長時間，あるいは大きな騒音の場合には短時間でも暴露されると，何らかの形で人間に好ましくない影響を与える。その影響は，騒音の性質（大きさ，高さ，持続時間等）， その人が行っている作業内容，生活環境，個人的状態（年齢，性格），心身の状態などに大 きく左右される。


## 5 振動関係

（1）要請限度
－道路交通振動の要請限度
（単位：d B）

|  | 都市計画法上の地域 | 時 間 の 区 分 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 昼間 （ 8 時～19時） | 夜間 <br> （19時～8時） |
| 1 種 | 住居専用地域 <br> 住居地域 <br> 準住居地域 <br> 用途地域の定めのない地域 | 65 以下 | 60 以下 |
| 2 種 | 近隣商業地域商業地域準工業地域工業地域 | 70 以下 | 65 以下 |

（2）「振動規制法」に基づく規制基準
－特定工場等の規制基準
（単位：d B）

| 区域区分 |  | 昼間 <br> （ 8 時～19時） | 夜間 <br> （19時～8時） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 種 | 第 1 種低層住居専用地域第2種低層住居専用地域第1種中高層住居専用地域第2種中高層住居専用地域第 1 種住居地域第2種住居地域準住居地域用途地域以外の地域 | 60 | 55 |
| 2 種 | 近隣商業地域 <br> 商業地域•準工業地域 <br> 工業地域 | 65 | 60 |

（注） 1 ただし，学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホームの敷地の周囲お おむね50メートルの区域内における規制基準は，当該各欄に定める当該値から5デシ ベルを減じた値とする。
2 規制基準とは，特定工場等において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線におけ る大きさの許容限度をいう。
－特定建設作業の規制基準

| 作業 <br> 規制項目 |  | くい打機 | くい抜機 | $\begin{aligned} & \text { くい打• } \\ & \text { くい抜機 } \end{aligned}$ | 鋼 球 | 舗装版破砕機 | ブレーカー |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 基 準 |  | 75 d B |  |  |  |  |  |
| ※作業禁止時間 | 1号区域 | 19 時～7時 |  |  |  |  |  |
|  | 2号区域 | 22 時 $\sim 6$ 時 |  |  |  |  |  |
| ※作業時間 | 1号区域 | 10 時間／日以内 |  |  |  |  |  |
|  | 2号区域 | 14 時間／日以内 |  |  |  |  |  |
| ※ 継続日数 |  | 6日以内 |  |  |  |  |  |
| ※ 作業禁止日 |  | 日曜日•休日 |  |  |  |  |  |

（注） 1 振動の基準値は，特定建設作業の場所の敷地境界の値。
2 ※印の項目は，災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。
3 区域の区分は以下のとおり
1 号区域 $\diamond$ 第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域，第 1 種住居地域，第 2 種住居地域，準住居地域，用途地域以外の地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域
$\diamond$ 上記の区域以外の区域で，学校，保育所，病院，診療所，図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむむね80メートル以内の区域
2 号区域 1 号区域以外の区域

## （3）「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準

■ 指定振動工場等の規制基準
※「特定工場等の規制基準」と同じ。
－作業場等における規制基準
※「特定工場等の規制基準」と同じ。
（注）作業場等とは
1 廃妻物，原材料，土石，錒物を保管するために屋外に設けられた場所で，面積が 150平方メートル以上であるもの。
2 自動車駐車場のらち収容能力が 20 台以上のもの。
3 トラックターミナル
（4）振動の大きさの例及び影響
－振動の大きさの例及び影響


気 象 庁 震 度 階 震 度


## 6 悪香関係

（1）悪臭防止法に基づく規制基準
■ 敷地境界における規制基準（特定悪臭物質 22 物質）
（単位：ppm）

| 特 定 悪 臭 物 質 | A区域 | B 区域 | C区域 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | B 区域•C区域以外の区域 | 農業振興地域 | 工業地域• <br> 工業専用地域 |
| アンモニア | 1 | 1 | 2 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | 0.002 | 0.004 |
| 硫化水素 | 0.02 | 0.02 | 0.06 |
| 硫化メチル | 0.01 | 0.01 | 0.05 |
| 二硫化メチル | 0.009 | 0.009 | 0.03 |
| トリメチルアミン | 0.005 | 0.005 | 0.02 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | 0.05 | 0.1 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | 0.05 | 0.1 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.009 | 0.03 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | 0.02 | 0.07 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | 0.009 | 0.02 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 | 0.003 | 0.006 |
| イソブタノール | 0.9 | 0.9 | 4 |
| 酢酸エチル | 3 | 3 | 7 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | 1 | 3 |
| トルエン | 10 | 10 | 30 |
| スチレン | 0.4 | 0.4 | 0.8 |
| キシレン | 1 | 1 | 2 |
| プロピオン酸 | 0.03 | 0.07 | 0.07 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | 0.002 | 0.002 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | 0.002 | 0.002 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | 0.004 | 0.004 |

## －煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質のうち，次の 13 物質について設定されている。基準は，最大着地濃度が敷地境界の基準と等しくなるように悪臭防止法施行規則第 3 条に定める換算式で算出される。

[^0]$$
\mathrm{q}=0.108 \times \mathrm{He}^{2} \mathrm{Cm}
$$

この式において，q，He及びCmは，それぞれ次の値を表すものとする。

$$
\mathrm{q}: \text { 流量 }\left(\mathrm{Nm}^{3} / \mathrm{h}\right)
$$

He：補正された排出口の高さ（m）
Cm：アンモニア，硫化水素，トリメチルアミン，プロピオンアルデヒド， ノルマルバレルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルバレルア ルデヒド，イソバレルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチ ルイソブチルケトン，トルエン，キシレンの各物質の規制基準（ppm）
但し，補正された排出口の高さが 5 m 未満のものについては，この式は適用し ない。
－排出水中における規制基準（4物質）

| 物 質 名 | 流量（ $\left.\mathrm{Nm}^{3} / \mathrm{h}\right)$ | 排出水中の濃度（ $\mathrm{mg} / \ell)$ |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | A 区 域 | B 区 域 | C 区 域 |
| メチルメルカプタン | 0．001以下 | 0.03 | 0.03 | 0.06 |
|  | 0．001を超え 0.1 以下 | 0.007 | 0.007 | 0.01 |
|  | 0．1を超過 | 0.002 | 0.002 | 0.003 |
| 硫化水素 | 0．001以下 | 0.1 | 0.1 | 0.3 |
|  | 0．001を超え 0.1 以下 | 0.02 | 0.02 | 0.07 |
|  | 0．1を超過 | 0.005 | 0.005 | 0.02 |
| 硫化メチル | 0．001以下 | 0.3 | 0.3 | 2 |
|  | 0．001を超え 0.1 以下 | 0.07 | 0.07 | 0.3 |
|  | 0．1を超過 | 0.01 | 0.01 | 0.07 |
| 二硫化メチル | 0．001以下 | 0.6 | 0.6 | 2 |
|  | 0．001を超え 0.1 以下 | 0.1 | 0.1 | 0.4 |
|  | 0．1を超過 | 0.03 | 0.03 | 0.09 |

## －悪臭物質規制の概念図



## 規制対象業種（13業種）

1 塗装工事業
2 食料品製造業
3 合板製造業
4 家具製造業
5 パルプ・紙•紙加工品製造業（塗装紙製造業以外のものについては，有機溶剤を使用して製造又は加工を行らものに限る。）
6 印刷業
7 化学工業
8 プラスチック製品製造業（強化プラスチック製板•棒•管•継手製造業及び強化 プラスチック製容器•浴槽等製造業を除く。）
9 ゴム製品製造業
10 電線・ケーブル製造業
11 金属製品製造業（塗装工程を有するものに限る。）
12 一般機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る。）
13 輸送用機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る。）

## 規制基準

|  | 敷地境界線 |  | 気体排出口 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 下記以外の区域 | 臭気濃度 | 10 | 臭気濃度 | 300 |
| 近隣商業地域•商業地域•準工業地域 | 臭気濃度 | 20 | 臭気濃度 | 500 |
| 工業地域•工業専用地域 | 臭気濃度 | 30 | 臭気濃度 | 000 |

※ 臭気濃度とは，ある臭気を無臭の空気で希釈し，臭わなくなったときの希釈倍数のことです。三点比較式臭袋法により測定します。
（3）特定悪臭物質の性質
－特定悪臭物質の主要発生源事業場

| 特定悪臭物質 | 主 要 発 生 源 事 業 場 |
| :---: | :---: |
| アンモニア | 畜産農業，䳕墤乾燥場，複合肥料製造業，でん粉製造業，化製場，魚腸骨処理場，フェザー処理場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場等 |
| メチルメルカプタン | クラフトパルプ製造業，化製場，魚腸骨処理場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場等 |
| 硫化水素 | 畜産農業，クラフトパルプ製造業，でん粉製造業，セロファン製造業，ビスコースレーヨン製造業，化製場，魚腸骨処理場，フェザー処理場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場等 |
| 硫化メチル | クラフトパルプ製造業，化製場，魚腸骨処理場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場等 |
| 二硫化メチル | クラフトパルプ製造業，化製場，魚腸骨処理場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場等 |
| トリメチルアミン | 畜産農業，複合肥料製造業，化製場，魚腸骨処理場，水産かん詰製造業 |
| アセトアルデヒド | アセトアルデヒド製造工場，酢酸製造工場，酢酸ビニル製造工場， クロロプレン製造工場，たばこ製造工場，複合肥料製造工場，魚腸骨処理工場等 |
| $\begin{aligned} & \text { プロピオンアルデヒド } \\ & \text { ノルマルブチルアルデヒド } \\ & \text { イソブチルアルデヒド } \\ & \text { ノルマルバレルアルデヒド } \\ & \text { イソバレルアルデヒド } \end{aligned}$ | 塗装工場，その他の金属製品製造工場，自動車修理工場，印刷工場，魚腸骨処理場，油脂系食料品製造工場，輸送用機械器具製造工場等 |
| $\begin{aligned} & \text { イソブタノール } \\ & \text { 酢酸エチル } \\ & \text { メチルイソブチルケトン } \\ & \text { トルエン } \end{aligned}$ | 塗装工場，その他の金属製品製造工場，自動車修理工場，木工工場，繊維工場，その他の機械製造工場，印刷工場，輸送用機械器具製造工場，鋳物工場等 |
| スチレン | スチレン製造工場，ポリスチレン製造工場，ポリスチレン加工工場， S B R 製造工場，FR P 製品製造工場，化粧合板製造工場等 |
| キシレン | （トルエンに同じ） |
| プロピオン酸 | 脂肪酸製造工場，染色工場，畜産事業場，化製場，でん粉製造工場等 |
| $\begin{aligned} & \text { ノルマル酰酸 } \\ & \text { ノルマル吉草酸 } \\ & \text { イソ吉草酸 } \end{aligned}$ | 畜産事業場，化製場，魚腸骨処理場，鶏糞乾燥場，畜産食料品製造工場，でん粉製造工場，し尿処理場，廃棄物処分場等 |

特定悪臭物質のにおいの種類

|  | 特 定 悪 臭 物 質 | 化 学 式 | にお |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | アンモニア | $\mathrm{NH}_{3}$ | し尿のようなにおい |
| 2 | メチルメルカプタン | $\mathrm{CH}_{3} \mathrm{SH}$ | 腐ったタマネギのようなにおい |
| 3 | 硫化水素 | $\mathrm{H}_{2} \mathrm{~S}$ | 腐った卵のようなにおい |
| 4 | 硫化メチル | $\left(\mathrm{CH}_{3}\right)_{2} \mathrm{~S}$ | 腐ったキャベツのようなにおい |
| 5 | 二硫化メチル | $\mathrm{CH}_{3} \mathrm{SSCCH}$ | 腐ったキャベツのようなにおい |
| 6 | トリメチルアミン | $\left(\mathrm{CH}_{3}\right)_{3} \mathrm{~N}$ | 腐った魚のようなにおい |
| 7 | アセトアルデヒド | $\mathrm{CH}_{3} \mathrm{CHO}$ | 刺激的な青ぐさいにおい |
| 8 | プロピオンアルデヒド | $\mathrm{CH}_{3} \mathrm{CH}_{2} \mathrm{CHO}$ | 刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい |
| 9 | ノルマルブチルアルデヒド | $\mathrm{CH}_{3}\left(\mathrm{CH}_{2}\right)_{2} \mathrm{CHO}$ | 刺激的な甘酸つぱい焦げたにおい |
| 10 | イソブチルアルデヒド | $\left(\mathrm{CH}_{3}\right)_{2} \mathrm{CHCHO}$ | 刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい |
| 11 | ノルマルバレルアルデヒド | $\mathrm{CH}_{3}\left(\mathrm{CH}_{2}\right)_{3} \mathrm{CHO}$ | むせるような甘酸っぱい焦げたにおい |
| 12 | イソバレルアルデヒド | $\left(\mathrm{CH}_{3}\right)_{2} \mathrm{CHCH} \mathrm{CH}_{2} \mathrm{CHO}$ | むせるような甘酸っぱい焦げたにおい |
| 13 | イソブタノール | （ $\left.\mathrm{CH}_{3}\right)_{2} \mathrm{CHCH} \mathrm{H}_{2} \mathrm{OH}$ | 刺激的な発酵したにおい |
| 14 | 酢酸エチル | $\mathrm{CH}_{3} \mathrm{CO}_{2} \mathrm{C}_{2} \mathrm{H}_{5}$ | 刺激的なシンナーのようなにおい |
| 15 | メチルイソブチルケトン | $\mathrm{CH}_{3} \mathrm{COCH} \mathrm{H}_{2} \mathrm{CH}\left(\mathrm{CH}_{3}\right)_{2}$ | 刺激的なシンナーのようなにおい |
| 16 | トルエン | $\mathrm{C}_{6} \mathrm{H}_{5} \mathrm{CH}_{3}$ | ガソリンのようなにおい |
| 17 | スチレン | $\mathrm{C}_{6} \mathrm{H}_{5} \mathrm{CH}=\mathrm{CH}_{2}$ | 都市ガスのようなにおい |
| 18 | キシレン | $\mathrm{C}_{6} \mathrm{H}_{4}\left(\mathrm{CH}_{3}\right)_{2}$ | ガソリンのようなにおい |
| 19 | プロピオン酸 | $\mathrm{CH}_{3} \mathrm{CH}_{2} \mathrm{COOOH}$ | 刺激的な酸つぱいにおい |
| 20 | ノルマル酪酸 | $\mathrm{CH}_{3}\left(\mathrm{CH}_{2}\right)_{2} \mathrm{COOOH}$ | 汗くさいにおい |
| 21 | ノルマル吉草酸 | $\mathrm{CH}_{3}\left(\mathrm{CH}_{2}\right){ }_{3} \mathrm{COOOH}$ | むれた靴下のようなにおい |
| 22 | イソ吉草酸 | $\left(\mathrm{CH}_{3}\right)_{2} \mathrm{CHCH} \mathrm{CHOCOH}_{2}$ | むれた靴下のようなにおい |

## 7 地盤沈下関係

（1）工業用水法（抜粋）
井 戸 動力を用いて地下水（温泉法による温泉を除く）を採取するための施設であって，揚水機の吐出口の断面積が $6 \mathrm{~cm}^{2}$ をこえるもの。
工 業 製造業（物品の加工修理業を含む），電気供給業，ガス供給業及び熱供給業。
許可基準 揚水機の吐出口の断面積： $21 \mathrm{~cm}^{2}$ 以下
○東日本旅客鉄道東北本線の東側及び西側の一部
（ストレーナーの位置：地表から 650 m 以深）
－東日本旅客鉄道東北本線の西側（ストレーナーの位置：地表から 550 m 以深）
（2）建築物用地下水の採取の規制に関する法律（抜粋）
建築物用地下水 暖房設備，自動車車庫に設けられた洗車設備，公衆浴場法による公衆浴場で，浴室の床面積の合計が $150 \mathrm{~m}^{2}$ をこえるものに用いられる（温泉を除く）。
揚水設備 工業用水法の井戸と同じ。
許可基準 揚水設備の吐出口の断面積： $21 \mathrm{~cm}^{2}$ 以下 ストレーナーの位置：地表から 650 m 以深
（3）埼玉県生活環境保全条例による地下水採取規制
規制地域名 第 1 種指定地域（市内全域）
利用用途 地下水を利用する全ての用途（ただし次の用途を除く）
（1）吐出口の断面積が $6 \mathrm{~cm}^{2}$ 以下の家庭用揚水施設
（2）農業用（かんがい用に限る）でストレーナーの位置が 30 m より浅い施設
（3）法令で規制されているもの（上記（1），（2），温泉法等）
揚水施設 すべての揚水施設

## 8 ダイオキシン類関係

（1）ダイオキシン類の環境基準
－環境基準

| 媒 体 | 大 気 | $\begin{gathered} \hline \text { 水 質 } \\ \text { (水底の底質を除く。) } \end{gathered}$ | 水底の底質 | 土 壌 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 基準値 | $0.6 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ 以下 | $1 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell$ 以下 | 150pg－TEQ／g以下 | 1，000pg－TEQ／g 以下 |
| $\begin{array}{cc} \text { 測 } & \text { 定 } \\ \text { 方 } & \text { 法 } \end{array}$ | ポリウレタンフォーム を装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエ アサンプラーにより採取した試料を高分解能 ガスクロマトグラフ質量分析計により測定す る方法 | 日本工業規格K0312に定める方法 | 水底の底質中に含ま れるダイオキシン類 をソックスレー抽出 し，高分解能ガスク ロマトグラフ質量分析計により測定する方法 | 土壌中に含まれるダイ オキシン類をソックス レー抽出し，高分解能 ガスクロマトグラフ質量分析計により測定す る方法 |

（備考）
1 基準値は，2，3，7，8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は，年間平均値とする。
3 土壌にあっては，環境基準が達成されている場合であって，土壌中のダイオキシン類の量 が $250 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ}$／g 以上の場合には，必要な調査を実施することとする。

## 1 環境基準

（1）環境基準は，別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに，同表の基準値の項に掲げるとおりと する。
（2）1 の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には，別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに，ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において，同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
（3）大気の汚染に係る環境基準は，工業専用地域，車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
（4）水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は，公共用水域及び地下水につ いて適用する。
（5）水底の底質の汚染に係る環境基準は，公共用水域の水底の底質について適用する。
（6）土壌の汚染に係る環境基準は，廃棄物の埋立地その他の場所であって，外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

2 達成期間等
（1）環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては，可及的速やかに達成されるよう に努めることとする。
（2）環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しく は水域にあっては，その維持に努めることとする。
（3）土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては，必要な措置を講じ，土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

3 環境基準の見直し
ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合，基準値を適宜見直すこととする。
（2）ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準
－大気基準適用施設に適用される排出ガスの排出基準 （単位 $\mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3} \mathrm{~N}$ ）

| 特定施設の種類 |  |  | 新設 | 既設 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 製鋼用電気炉 |  |  | 0.5 | 5 |
| 廃棄物焼却炉 | 焼却 <br> 能力 | $4 \mathrm{t} / \mathrm{h}$ 以上 | 0.1 | 1 |
|  |  | $2 \mathrm{t} / \mathrm{h} \sim 4 \mathrm{t} / \mathrm{h}$ | 1 | 5 |
|  |  | $2 \mathrm{t} / \mathrm{h}$ 未満 | 5 | 10 |

※ 設置されている特定施設のみ記載。

水質基準適用事業場に適用される排出水の排出基準
（単位 $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell$ ）

| 特定施設の種類 | 排出基準 |
| :---: | :---: |
| 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設，湿式集 <br> じん施設，灰の貯留施設 | 10 |

※ 設置されている特定施設のみ記載。
－廃棄物焼却炉から排出されるばいじん，焼却灰，燃え殻の処理基準
（単位 $\mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}$ ）

| 新設 | 既設 |
| :---: | :---: |
| 3 | 3 |

備考 既設については，平成12年厚生省令第1号において，平成14年12月1日以後も処理基準を適用しない処分方法としてセメント固化，薬剤処理等が規定されている。

## II 関係条例等

## 1 川口市環境基本条例

目次
第1章 総則（第 1 条—第 7 条）
第2章 環境の保全等に関する基本的施策等
第1節 施策の策定等に当たつての環境への配慮（第 8 条）
第2節 環境基本計画（第 9 条）
第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等（第 10 条一第 20 条）
第4節 地球環境保全の推進（第 21 条）
附則
第1章 総則
（目的）
第1条 この条例は，市，事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに，環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に取り組むための基本理念を定め，並びに市，事業者及び市民の責務を明らかにするとともに，環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより，環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もつて現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
（定義）
第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって，環境の保全上の支障の原因とな るおそれのあるものをいう。
（2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行，海洋の汚染，野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって，人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの をいう。
（3）公害 環境の保全上の支障のらち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。），土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭に よって，人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係の ある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
（基本理念）
第3条 環境の保全等は，市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとと もに，これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
2 環境の保全等は，環境資源の有限性を認識し，その適正な管理及び利用を図り，環境への負荷の少な い持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として，すべての者が適正な役割分担のもと，自主的かつ積極的に行われなければならない。
3 地球環境保全は，人類共通の課題であるとともに，市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保 する上で重要な課題であることにかんがみ，すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進さ れなければならない。
（市の責務）
第4条 市は，前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し，及び実施する責務を有する。

2 市は，前項の施策のうち，広域的な取組を必要とするものを策定し，及び実施するに当たっては，国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。
（事業者の責務）
第5条 事業者は，基本理念にのっとり，事業活動を行うに当たつては，これに伴って生ずる公害を防止し，及び廃棄物を適正に処理し，並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。
2 事業者は，基本理念にのつとり，物の製造，加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて，その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう に必要な措置を講ずる責務を有する。
3 前 2 項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのつとり，その事業活動に係る製品その他の物が使用され，又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに，その事業活動において，再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料，役務等を利用するように努めな ければならない。
4 前 3 項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのつとり，その事業活動に関し，環境の保全等に自ら努めるとともに，市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。
（市民の責務）
第 6 条 市民は，基本理念にのつとり，環境の保全上の支障を防止するため，その日常生活に伴う環境 への負荷の低減に努めなければならない。
2 前項に定めるもののほか，市民は，基本理念にのつとり，環境の保全等に自ら努めるとともに，市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。
（報告書）
第7条 市長は，定期的に，環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し，これを公表するものとする。

## 第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たつての環境への配慮
（施策の策定等に当たつての環境への配慮）
第8条 市は，環境との共生を図るため，施策の策定及び実施に当たっては，環境への負荷の低減その他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

第2節 環境基本計画
（環境基本計画）
第9条 市長は，環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，川口市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
2 環境基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。
（1）環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
（2）前号に掲げるもののほか，環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項
3 市長は，環境基本計画を定めるに当たっては，事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置 を講ずるとともに，川口市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4 市長は，環境基本計画を定めたときは，速やかにこれを公表するものとする。
5 前 2 項の規定は，環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等
（環境基本計画との整合）
第10条 市は，環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，又は実施するに当たつては，環境基本計画との整合を図るようにするものとする。
（環境影響評価の措置）
第11条 市は，環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が，その事業の実施前に環境 に及ぼす影響について事前に評価し，その結果に基づき，その事業に係る環境への影響について適正 に配慮することを推進するため，必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（助成措置）
第12条 市は，事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のため の適切な措置をとることを助長するため，必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるよう に努めるものとする。
（自然環境の保全及び創造）
第13条 市は，緑地，水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。
2 市は，自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たつては，動植物の生育環境等に配慮することによ り，生態系の多様性の確保に努めるものとする。
（循環を基調とする社会の構築）
第14条 市は，環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため，事業者及び市民に よる資源等の循環的な利用，エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置 を講ずるものとする。
2 市は，再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料，製品，役務，エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
3 市は，環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため，市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たつて，資源等の循環的な利用，エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。
（環境教育及び環境学習の振興等）
第15条 市は，環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により，事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに，これらの者の環境の保全等に関 する活動を行う意欲が増進されるようにするため，必要な措置を講ずるものとする。
（民間団体等の環境保全活動の促進）
第16条 市は，事業者，市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように，必要な措置を講ずるものとする。
（情報の提供）
第17条 市は，環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため，個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ，環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報 を適切に提供するように努めるものとする。
（事業者，市民等の意見の反映）
第18条 市は，環境の保全等に関する施策に，事業者，市民等の意見を反映することができるように，必要な措置を講ずるものとする。
（情報の収集及び監視等の体制の整備）
第19条 市は，環境の保全等に関する施策を適正に推進するため，情報の収集に努めるものとする。
2 市は，環境の状況を的確に把握し，及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視，測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。
（総合調整のための体制の整備）
第 20 条 市は，環境の保全等に関する施策について総合的に調整し，及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全の推進
（地球環境保全の推進）
第21条 市は，地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。
2 市は，国等と連携し，又は市の実施する各種の国際交流を通して，環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則
この条例は，平成11年4月1日から施行する。

## 2 川口市環境審議会条例

（設置）
第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき，川口市環境審議会（以下「審議会」 という。）を置く。
（平成 6 条例 27 •平成 13 条例 18 •一部改正）
（所掌事務）
第2条 審議会は，市長の諮問に応じ，環境保全に関する事項を調査審議し，及びこれらについて必要 と認める事項を市長に建議する。
（平成 6 条例 27 •一部改正）
（組織）
第 3 条 審議会は，委員 15 人以内をもつて組織する。
2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1）知識経験者
（2）民間団体の代表者
（3）業界関係者
（4）関係行政機関の職員
（昭和 46 条例 $50 \cdot$ 昭和 53 条例 $60 \cdot$ 平成 6 条例 $27 \cdot$ 平成 10 条例 $20 \cdot$ 一部改正）
（任期）
第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第5条 審議会に，会長及び副会長を置き，委員の互選により定める。
2 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。
3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。
（会議）
第 6 条 会長は，審議会の会議を招集し，その議長となる。
2 審議会は，委員の半数以上が出席しなければ，会議を開くことができない。
3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもつてこれを決し，可否同数のときは，会長の決するところに よる。
4 審議会が，特に必要があると認めるときは，関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。 （昭和 53 条例 60 •平成 6 条例 27 •一部改正）
（部会）
第7条 審議会は，特別の事項を調査審議するため必要があるときは，部会を置くことができる。
2 部会は，審議会の委員のらちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもつて組織する。
3 部会に，部会長及び副部会長を置き，部会に属する委員の互選により定める。
4 部会長は，部会の会務を総理し，部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。
5 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故があるときは，その職務を代理する。
6 部会が，特に必要があると認めるときは，関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
（平成 13 条例 18 •追加）
（特別委員）
第8条 部会に，特別の事項を調査審議させるため，特別委員を置くことができる。

2 特別委員は，当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長 が委嘱する。
3 特別委員は，当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに，解任されるものとする。 （平成 13 条例 18 •追加）
（幹事）
第 9 条 審議会に幹事若干人を置き，市長が市職員のうちから任命する。
2 幹事は，審議会の所掌事務について会長，副会長及び委員を補佐する。
（昭和 53 条例 60 •全改，平成 13 条例 18 •旧第 7 条繰下）
（庶務）
第10条 審議会の庶務は，環境部において処理する。
（昭和 53 条例 60 •昭和 57 条例 1 •一部改正，平成 13 条例 18 •旧第 8 条繰下）
（委任）
第11条 この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。 （平成 13 条例 18 •旧第 9 条繰下）

附 則
この条例は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 46 年 11 月 1 日条例第 50 号）
この条例は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 53 年 3 月 30 日条例第 60 号）
この条例は，昭和53年4月1日から施行する。
附 則（昭和 57 年 3 月 27 日条例第 1 号）抄
（施行期日）
1 この条例は，昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 6 年 6 月 27 日条例第 27 号）
（施行期日）
1 この条例は，平成 6 年 8 月 1 日から施行する。
（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年条例第 9 号）の一部を次のよ うに改める。〔次のよう〕略
附 則（平成 10 年 3 月 24 日条例第 20 号）
この条例は，平成10年4月1日から施行する。
附 則（平成 13 年 3 月 26 日条例第 18 号）
この条例は，平成13年4月1日から施行する。

## 3 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例

（目的）

$$
\left[\begin{array}{llll}
\text { 昭和 } 45 & \text { 年 } 4 \text { 月 } 1 & \text { 日 } \\
\text { 条 例 } & \text { 第 } 16 & \text { 号 }
\end{array}\right]
$$

第1条 この条例は，環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の精神にのっとり，市内の中小企業者に対し，公害防止のために必要な資金の融資及び利子の助成を行い，公害の発生を防止し，もって市民の健康 を保護し，生活環境の保全に資することを目的とする。
（昭和 51 条例 32 •平成 6 条例 19 •一部改正）
（定義）
第2条 この条例において「公害」とは，環境基本法第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。
2 この条例において「中小企業者」とは，中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。
3 この条例において「公害防止資金」とは，次に掲げる資金をいう。
（1）公害を防止し，又は除去するために必要な機械，器具，装置，建物及び工作物等の購入，設置若 しくは改善に要する資金
（2）公害を防止するための事業所の移転又は設備の移転に要する資金
（3）その他市長が必要と認める資金
（昭和 51 条例 $32 \cdot$ 平成 6 条例 19 •一部改正）
（融資の対象）
第3条 公害防止資金（以下「資金」という。）の融資の対象となる者は，中小企業者で，次に掲げる要件を備えているものでなければならない。
（1）市内に事業所を有し，原則として引き続き1年以上事業を営んでいること。
（2）市税を完納していること。
（3）貸付金の償還能力が確実であること。
（4）自己資金で公害防止措置を行うことが困難であること。
（5）現に公害が発生し，又は発生のおそれがあるために公害防止措置の必要があり，かつ，その措置 の計画が適当であること。
（昭和 51 条例 32 •一部改正）
（融資の限度額）
第4条 資金の融資限度額は，1企業につき最高 $10,000,000$ 円とする。
（昭和 46 条例 $48 \cdot$ 昭和 48 条例 $23 \cdot$ 昭和 50 条例 $23 \cdot$ 昭和 51 条例 $32 \cdot$ 一部改正）
（融資の条件）
第5条 資金の融資条件は，次のとおりとする。
（1）貸付期間 7 年以内
（2）据置期間 1 年以内
（3）償還方法 元金均等割賦償還
（4）利率 市長が別に定める。
（5）保証 原則として埼玉県信用保証協会の保証を付けるものとする。
（6）連帯保証人 個人にあっては 1 人以上，法人にあっては 2 人以上（この市の議会議員及び職員は，連帯保証人になることができない。）とする。ただし，特別小口無担保無保証人保証制度の適用を受ける者については，連帯保証人を必要としない。
（昭和 48 条例 23 •昭和 49 条例 3 •昭和 51 条例 32 •一部改正）
（融資の申請）
第6条 資金の融資を受けようとする者は，市長に申請しなければならない。
（融資の決定）
第7条 市長は，前条の申請があったときは，融資の適否を決定し，その結果を当該申請者に通知する ものとする。
2 市長は，前項の規定により融資を適当と認めるときは，市長が別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に通知するものとする。
（昭和 46 条例 $48 \cdot$ 全改，昭和 51 条例 $32 \cdot$ 昭和 53 条例 $65 \cdot$ 一部改正）
（融資の時期）
第8条 指定金融機関は，前条第2項の通知を受けたときは，遅滞なく当該申請者に対し資金の融資を行うものとする。
（昭和 51 条例 $32 \cdot$ 一部改正）
（融資報告）
第9条 指定金融機関が前条の規定によって資金の融資を行い，又は既に融資を受けた者（以下「借受人」 という。）から償還を受けたときは，融資状況を市長に報告しなければならない。
（昭和 51 条例 $32 \cdot$ 一部改正）
（利子助成の対象）
第10条 資金の借受人に対して，貸付金の利子を助成することができる。
（利子の助成額）
第11条 利子の助成額は，借受人が指定金融機関に支払う約定利子の 2 分の 1 に相当する額とする。 （昭和 46 条例 22 •平成 6 条例 19 •一部改正）
（利子助成の期間）
第11条 利子助成の期間は，資金の貸付期間の範囲内とする。
（利子助成の申請）
第12条 利子の助成を受けようとする者は，市長に申請しなければならない。

## （助成金の交付）

第13条 借受人又は借受人の委託を受けた指定金融機関は，市長が定める期日までに助成金の交付請求書を市長に提出しなければならない。
（預託）
第14条 市長は，資金の融資を円滑にするため，予算の範囲内で必要資金を指定金融機関に預託する。
（融資及び利子助成の取消し）
第16条 市長は，借受人が次の各号の一に該当するときは，融資及び利子助成の決定を取り消し，貸付金又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。
（1）第3条の要件を欠くに至ったとき。
（2）資金を融資の目的以外に使用したとき。
（3）偽りその他不正の行為により融資及び利子の助成を受けたとき。 （昭和 51 条例 $32 \cdot$ 一部改正）
（書類の提出）
第17条 市長は，必要があると認めるときは，借受人から必要書類の提出を求めることができる。
（委任）
第18条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。
（昭和 46 条例 48 •旧第 18 条繰下，昭和 53 条例 65 •旧第 19 条繰上）

附 則
この条例は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 46 年 4 月 1 日条例第 22 号）
1 この条例は，公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例第 11 条の規定は，この条例の施行の日以後の貸付期間に対応する利子に係る助成から適用し，同日前までの貸付期間に対応す る利子に係る助成については，なお従前の例による。
附 則（昭和 46 年 11 月 1 日条例第 48 号）
この条例は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 48 年 4 月 1 日条例第 23 号）
この条例は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 49 年 2 月 7 日条例第 3 号）
この条例は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 50 年 3 月 25 日条例第 23 号）
この条例は，昭和50年4月1日から施行する。
附 則（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 32 号）
この条例は，昭和51年4月1日から施行する。
附 則（昭和 53 年 3 月 30 日条例第 65 号）
この条例は，昭和53年4月1日から施行する。
附 則（平成 6 年 3 月 28 日条例第 19 号）
この条例は，平成6年4月1日から施行する。

## 4 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例施行規則

$\left(\begin{array}{llll}\text { 昭和 } 45 & \text { 年 } 4 \text { 月 } & 1 & \text { 日 } \\ \text { 規 則 } & \text { 第 } 4 & \text { 号 }\end{array}\right)$
（趣旨）
第1条 この規則は，川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例（昭和 45 年条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行について，必要な事項を定めるものとする。
（平成 11 規則 $55 \cdot$ 一部改正）
（指定金融機関）
第 2 条 条例第 7 条第 2 項に規定する市長が別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）は，告示をもつて定める。
（昭和 50 規則 42 •全改，平成 11 規則 55 •一部改正）
（申請の手続）
第 3 条 資金の融資及び利子助成を受けようとする者は，様式第 1 号の申請書を市長に提出しなければ ならない。
2 法人にあっては，前項の申請書のほか，次の書類を添付しなければならない。
（1）法人登記簿謄本 1 通
（2）決算書 2 通
（3）最近の試算表（ただし，決算期が申請前 3 月を超える場合に限るものとする。） 2 通
（平成 11 規則 55 •一部改正）
（調査決定等）
第4条 市長は，前条の規定による申請があったときは，速やかに信用調査を行うとともに，公害防止措置の内容及び効果その他必要と認める事項を調査し，その適否を決定するものとする。
2 信用調査は，借入れする指定金融機関に依頼する。
3 前項の依頼を受けた指定金融機関は，速やかに調査を行い，その結果を市長に報告するものとする。 （昭和 46 規則 36 •昭和 53 規則 15 •平成 11 規則 55 •一部改正）
（融資の決定通知等）
第5条 市長は，貸付け及び利子助成を決定したときは，当該申請者に対して様式第2号の通知書を交付するとともに，指定金融機関に対して様式第 3 号の通知書を送付するものとする。
2 融資及び利子助成をしないことに決定した者に対しては，この旨通知する。 （平成 11 規則 $55 \cdot$ —部改正）
（融資及び報告）
第6条 指定金融機関は，この資金の融資を行ったときは，次に掲げる事項を速やかに市長に報告する ものとする。当該契約に変更があったときも，また，同様とする。
（1）借受人の事業所名，所在地，代表者名及び受付番号
（2）貸付金額
（3）貸付けの償還及び利子に関する約定事項
（4）貸付契約年月日
2 指定金融機関は，借受人から償還を受けたときは，次に掲げる事項を市長に報告するものとする。
（1）借受人の事業所名，代表者名及び受付番号
（2）前月末貸付残高，当月償還額及び当月末貸付残高
（3）その他市長が必要と認める事項
（平成 11 規則 55 •一部改正）
（設備等完了届及び検査）
第 7 条 借受人は，融資に係る設備等を完了したときは，遅滞なく様式第 4 号の完了届を市長に提出し，検査を受けなければならない。
（平成 11 規則 $55 \cdot$ 一部改正）
（利子の助成及び交付の時期）
第8条 市長は，設備等の完了を確認し，適当と認めたときは，利子助成を行う。
2 利子助成金の交付時期は，9月及び 3 月の 2 回とする。
3 利子助成金の請求は，交付する月の 20 日までとする。
（平成元規則 $2 \cdot$ 平成 11 規則 $55 \cdot$ 一部改正）
（借受人の遵守事項）
第9条 借受人は，次に定める事項を守らなければならない。
（1）融資を受けたときは，承認を受けた計画に従って，遅滞なく公害防止措置に着手すること。
（2）融資に係る公害防止措置を変更する場合は，あらかじめその旨を市長に届け出て，承認を受ける こと。
（3）融資に係る経理を常に明らかにするとともに，資金の支払いを証明する書類を整理保存すること。
（4）融資に係る公害防止施設，用地及び建物等を有効に保持すること。
（5）融資金の金額を返済するまでに，公害防止施設等の譲渡，貸与，売却その他の処分をしないこと。
（6）移転の跡地を，公害発生のおそれのある事業を営む者に譲渡し，又は貸与し，その他移転の目的 に反するような利用又は処分をしないこと。
（7）市長が必要と認める検査又は指示に従い，報告書等の提出を求められたときは，速やかに応ずる こと。
（8）資金借受期間中次の事項に変更がある場合は，その都度報告し，その指示を受けること。
ア 企業の所在地
イ 代表者
ウ 企業形態
エ 資本額又は出資額
オ 連帯保証人
（平成 11 規則 $55 \cdot$ 一部改正）
附 則
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 45 年 10 月 15 日規則第 43 号）抄
（施行期日）
1 この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 46 年 11 月 1 日規則第 36 号）
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 47 年 5 月 20 日規則第 32 号）
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 48 年 7 月 1 日規則第 24 号）
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 50 年 10 月 1 日規則第 42 号）
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 53 年 3 月 30 日規則第 15 号）
この規則は，昭和53年4月1日から施行する。
附 則（平成元年1月28日規則第2号）
この規則は，平成元年2月1日から施行する。
附 則（平成 11 年 9 月 22 日規則第 55 号）
この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 27 日規則第 77 号）抄 （施行期日）
1 この規則は，公布の日から施行する。 （経過措置）
3 この規則の施行の際，川口市規則に規定する様式に基づき，既に印刷済みの帳票については，当分の間，所要の調整をして使用することができる。

## 5 川口市あき地の環境保全に関する条例

（目的）

$$
\left(\begin{array}{llll}
\text { 昭和 } 43 & \text { 年 } & 12 \text { 月 } & 26 \\
\text { 日 } \\
\text { 条 例 } & & \text { 第 } & 51
\end{array}\right)
$$

第1条 この条例は，雑草が繁茂したままで放置され，若しくは残土等の置場として使用され，又は沼地化したままで放置されている等良好な状態で維持管理されていないあき地が，火災若しくは犯罪の発生等市民の生活環境を害していることにかんがみ，これらのあき地を整備し，清潔な生活環境を保持することによって，市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的とする。
（昭和 45 条例 49 •全改）
（定義）
第2条 この条例において「不良状態」とは，あき地に雑草が繁茂し，若しくは汚物が投棄され，又は あき地が残土等の置場として使用され，若しくは沼地と化し，これらをそのままにしておくときは，火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり，市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。
（昭和 45 条例 49 •全改）
（所有者等の責務）
第3条 あき地の所有者又は管理者は，当該あき地が不良状態にならないように維持管理しなければな らない。
（市長の指導助言）
第4条 市長は，あき地が不良状態になるおそれがあるとき，又は不良状態にあるときは，雑草の除去等あき地の整備の措置について必要な指導または助言をすることができる。
（昭和 45 条例 49 •一部改正）
（勧告）
第5条 市長は，前条に定める指導助言を履行しない者があるときは，当該あき地の所有者または管理者に対し，雑草の除去等あき地の整備について必要な措置を勧告することができる。
（昭和 45 条例 49 •一部改正）
（あき地の活用）
第6条 あき地の所有者または管理者は，公共の福祉のため，当該あき地を活用するよう努めるものと する。
（委任）
第7条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。
附 則
この条例は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 45 年 10 月 15 日条例第 49 号）
この条例は，公布の日から施行する。

## 6 川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則

$$
\left(\begin{array}{cccc}
\text { 昭和 } 43 & \text { 年 } & 12 \text { 月 } 26 & \text { 日 } \\
\text { 規 則 } & \text { 第 } 46 & \text { 号 }
\end{array}\right)
$$

（目的）
第1条 この規則は，川口市あき地の環境保全に関する条例（昭和 43 年条例第 51 号。以下「条例」とい う。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。
（除去等の委託申し込み）
第2条 雑草が繁茂したまま放置されているあき地の不良状態を除去し，整備することができないとき は，当該あき地の所有者又は管理者は，その業務を市長に委託することができる。
2 前項の規定により雑草の除草業務を委託しようとするときは，雑草除去等業務委託申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
（昭和 45 規則 45 •全改，昭和 54 規則 26 •一部改正）
（委託費）
第3条 前条の規定による除去等の委託費は，実費とする。ただし，市長が特別の事由があると認める ときは，これを免除することができる。
（納期）
第4条 前条本文の委託費は，除去等の作業開始までに前納しなければならない。ただし，特別の事由 があるときは，このかぎりでない。
（勧告書）
第5条 条例第5条による勧告は，雑草等除去勧告書（様式第 2 号），残土等置場整備勧告書（様式第 3号）又は沼地整備勧告書（様式第 4 号）により行ならものとする。 （昭和 45 規則 $45 \cdot$ 一部改正）
（活用の方法）
第 6 条 条例第 6 条によるあき地の活用とは，子供の遊び場その他公共の利用に供することをいう。 （昭和 61 規則 1 •全改）
（あき地の公共利用）
第7条 市長は，あき地の所有者又は管理者から，前条の公共利用の目的のため，あき地の利用提供の申し出があったときは，次の基準により当該あき地を借り受け，公共の利用に供するものとする。
（1）当該あき地の周辺に，公園，子供の遊び場等がなく，かつ，環境的に適当地と認められること。
（2）当該あき地の周辺に住居が多く，施設の利用度が高いことが認められること。
（3）当該あき地が，利用目的に適するように整地されていること。
（4）借り受けるあき地の使用貸借契約期間は，原則として 5 年とすること。
（昭和 48 規則 38 •全改）
（立札の掲出）
第8条 市長は，前条の規定によりあき地を借り受けたときは，そのあき地に公共の利用に供する旨の立札を掲出するものとする。
（昭和 48 規則 $38 \cdot$ •追加）
（あき地の返還）
第 9 条 市長は，借り受けたあき地の所有者又は管理者から，特にやむを得ない理由により当該あき地 の返還の申し出があったときは，すみやかに返還するものとする。
（昭和 48 規則 38 •追加）

附 則
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 45 年 10 月 15 日規則第 45 号）
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 47 年 12 月 1 日規則第 53 号）
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 48 年 12 月 10 日規則第 38 号）
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 54 年 5 月 30 日規則第 26 号）
この規則は，昭和54年6月1日から施行する。
附 則（昭和 61 年 1 月 29 日規則第 1 号）
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（昭和 63 年 3 月 28 日規則第 19 号）
（施行期日）
1 この規則は，昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2 この規則施行の際，この規則による改正前の各規則に基づき，既に印刷済みの帳票については，当分 の間，使用できるものとする。
3 前項の場合において，この規則により押印欄を廃止されたものについては，押印を省略することがで きる。
附 則（平成 13 年 9 月 27 日規則第 77 号）抄
（施行期日）
1 この規則は，公布の日から施行する。
（経過措置）
3 この規則の施行の際，川口市規則に規定する様式に基づき，既に印刷済みの帳票については，当分の間，所要の調整をして使用することができる。

## 環境保全行政の概要

平成16年版
平成17年1月

川口市 環境部 環境保全課
埼玉県川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号
電 話 048 （228）5389

環
境
保

全

行
政

の

概

要

平
成
十
六
年
版


[^0]:    アンモニア，硫化水素，トリメチルアミン，プロピオンアルデヒド，
    ノルマルバレルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルバレルアルデヒド，
    イソバレルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，
    トルエン，キシレン

